



Regional Studies

地域研究

2018年4月

No. **21**



目 次

Contents

〈論文〉

- 佐久本 佳 奈：「産業廃棄物」は東の海へ 「海洋博」をめぐる人の移動
——本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』について…………… 1
“Industrial wastes” to eastern sea of Okinawa island——
migration around Okinawa International Exposition’75
:On Motobu Shigeru’s “ HigashiyamazatoGoro no kimyona higaerishutchō”

- 柴 田 忠 佳：看護専門学校における看護学生の喫煙防止教育効果の検証
～加濃式社会的ニコチン依存度質問票（KTSND）を用いた分析～ …………… 25
A Verification Study of the Effect on Smoking Prevention Education among
Nursing School Students at A Nursing Vocational School
Measured by the Kano Test for Social Nicotine Dependence (KTSND)

〈研究ノート〉

- 沖 本 富貴子：沖縄戦の朝鮮人 —数値の検証—…………… 45
The Drafted Koreans in the Battle of Okinawa
—Verification of the numerical value—

〈調査報告〉

- 嘉 納 英 明：沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その4）
—旧名護町の字幼稚園の合同運動会史—…………… 67
A nursery school study in the community of Okinawa (IV)
—Nursery school sports festival in Nago—

〈実践研究報告〉

- 嘉 納 英 明：子どもの学びの場と居場所づくり
—名護市の学習支援教室を通して—…………… 77
The place for the children can learn and socialize
—Through the learning support class in Nago City

巻 頭 言

あの北朝鮮が最も忌み嫌うアメリカと交渉に臨もうとしている。仲を取り持つ韓国との関係はまるで長年の盟友のように映る。ほんの数か月前まではあり得なかった光景がテレビを通じて世界中に報じられ、その度にトランプ氏が虚偽とも脅しともとれる発言で、また我々を翻弄する。これは力のなせる業なのか、それとも緻密な戦略なのか、結果がどうであれ世界史に残る瞬間にいることは間違いないが、果たして国際社会において我が国の役割は果たしているのだろうか？

さて、今回の論文も力作が揃った。研究ノート「沖縄戦の朝鮮人」を記した沖本氏は、沖縄戦に動員された朝鮮人の数を書誌や報道から拾い上げるといふ地道な作業をされ、さらに、数多くの資料から離島に行った朝鮮人も推計し、通説とは異なる結果を導き出した。70年も経っていると精緻な数字を追い求めることなど思いもつかないが、氏の言う「枕詞」を疑い、検証を試みる真摯な姿勢に研究者として習うところは多い。続いて、嘉納氏の旧名護町の字幼稚園に関する調査報告は41年間に渡る字公民館附設の幼稚園が合同で開催していた運動会の歴史を遡り、関係者のインタビューを通して過去の保育環境が地域に強く支えられていたことを明らかにしており、現代的な保育システムとは対照的な仕組みが近年まで続いてことを伝えた氏の名護市の子ども支援に対する思い入れが感じられる。同じく、嘉納氏による名護市の学習支援教室の実践報告は、以前の掲載でも触れられていた名桜大学と名護市の連携事業である無料塾の活動に関して、経過と活動内容および成果がまとめられている。いつの間にか当たり前になってきた学生による学習支援だが、ヤンバルの地では学生の確保にも苦勞する。家庭に居場所を失いやすく、非行に走りがちな中学生を支える貴重な記録である。また、柴田氏の看護学生の喫煙防止教育効果に関する論文は、喫煙している看護学生を対象にした点がユニークで、サンプル数が少ないが同様の調査は他学でも可能である。そもそも有害性が認識できる立場の医療関係者に対して喫煙予防教育が効果を発するのかが見所であり、結果は是非ご覧頂きたい。「『産業廃棄物』は東の海へ」という印象的なタイトルの佐久本の論文は本部茂の短編小説を通して、海洋博以降の沖縄の政治経済状況を掘り下げたものである。「行幸」と精神障害者の一節や行旅病人の件は、私の現場経験とも重なり、思わず「老人」の行く末が気になってしまう。

今回号もまた、地域共創を謳う本学地域研究所の紀要に相応しい論説を得た。投稿者の皆様に改めて感謝申し上げたい。

地域研究所

所長 島 村 聡

「産業廃棄物」は東の海へ 「海洋博」をめぐる人の移動 ——本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』について

佐久本 佳 奈*

“Industrial wastes” to eastern sea of Okinawa island—— migration around Okinawa International Exposition’75 :On Motobu Shigeru’s “HigashiyamazatoGoro no kimyona higaerishutcho”

SAKUMOTO Kana

要 旨

本稿は、本部茂「東山里五郎の奇妙な日帰り出張」についての小論である。作品の主人公である「浮浪者」の移動経路を、施政権返還から海洋博前後の政治的経済的な文脈の中に置き直し、「浮浪者」を管理する法の問題や、登場人物の間に巨大な開発資本の流れとは異なる形でモノや金の流通が生起することの可能性を論じる。

要 約

日本復帰記念事業として位置づけられた沖縄国際海洋博は沖縄の社会や経済を大きく変えた出来事であった。海洋博を主題とした大城立裕『華々しき宴のあとに』(1979)が、登場人物を「ヤマト／沖縄」に割り振ることで海洋博をめぐる政治経済的諸問題を代弁させ消化してしまうのに対し、沖縄内部を流れゆく「浮浪者」の「老人」に焦点を当てた、本部茂の小説『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は、当時の沖縄がさらされた暴力の問題を個人主体の物語に回収することなく米軍覇権を軸とする東アジアを包含した歴史的社会的文脈へと送り返している。「老人」の移動経路からは、皇太子来沖をめぐる過剰警備や、本島東海岸における石油備蓄基地等の乱開発などが見えてくる。本稿では、テキストにおける「行旅法」の引用を通じて、運用次第で「老人」を都合よく管理する法の問題を考察する。次に、もの言わぬ「老人」が唯一自らの自己同一性の証明として所有していた名刺が、「老人」とその「処置」に巻き込まれた町役場衛生課の「五郎」の、二人のどちらも戦後のアメリカ統治下の社会から「産業廃棄物」として吐き出された記憶を呼び起こすものとして機能することを論じる。最後に、海洋博をめぐる巨大な資本の流れとは異なるかたちで、「老人」と「五郎」の間で物や金が流通し、また二人の利用するバスや船において観光客の大量輸送機関としての目的に還元されない空間が生起することに言及する。

キーワード：沖縄文学 沖縄国際海洋博覧会（海洋博） 施政権返還（復帰） 人の移動 開発

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 沖縄工業高等専門学校非常勤講師

Summary

The Okinawa International Exposition '75 greatly changed the society and the economy of Okinawa. Oshiro Tatsuhiko's "Hanabanashiki utage no ato de" settles political and economic issues surrounding the Expo '75 by dividing the characters into "Yamato" and "Okinawa". On the other hand, Motobu Shigeru's "HigashiyamazatoGoro no kimyo na higaeri shutcho", focusing on a "vagrant old man" moving around Okinawa, connects violence enveloping Okinawa at that time to the historical and social context of East Asia during the cold war. From the route of the "old man's" wanderings, excessive security when the crown prince Akihito visited Okinawa and environmentally developments such as CTS on the east coast of the main island can be observed. Through rereading the citations of "koryohou : Act on Treatment of Persons Who Contracted Disease or Died on Journey" in the text, this paper examines the essence of a law with which "old people" can be conveniently managed depending on the application of law. And the business card possessed by a silent "old man" is a reminder that the "old man" and "Goro" were spat out as "industrial waste" from the post-war US-occupied society. Finally, the goods and money between the "old man" and "Goro" circulate in a different form from the flow of enormous capital related to the Expo '75.

1. はじめに

1972年5月15日の「日本復帰」は、まぎれもなく沖縄の戦後を大きく区分する政治的出来事であったが、社会的・経済的な変貌は、その後の「沖縄国際海洋博覧会」の実施に向けた開発によって決定的となった。

沖縄国際海洋博覧会は1975年7月20日に開幕し、翌年1月18日までの183日間にわたって沖縄本島本部の会場を舞台に繰り広げられた。海洋博事業は、「苛烈な沖縄戦と本土からの長期にわたる隔絶の結果生じた社会的経済的格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎的条件を整備することを目標」とした復帰後10年間の「沖縄振興開発計画」の上に位置づけられて行われたが、これは1960年代から70年代における旧全総、新全総の地域格差是正のために大規模な公共事業を分散配備するという政策の流れに合致するものであり、投下された多額の公共投資は沖縄に蓄積されることはなくそのまま大企業を経由して本土に還流していった⁽¹⁾。海洋博開幕前後、そして会期中も倒産が相つぎ、入場者も当初予想の445万人を約100万人近くも下回るなど期待はずれに終始した⁽²⁾。

沖縄の戦後文学の特色は歴史や政治や社会状況に大きく規定されるという点にあったが、施政権返還後の沖縄社会に深刻な状況をもたらしたこの期間の出来事もまた、数は多くはないものの書き残されている。例えば、嶋津与志『骨』(1973年)では観光ホテル建設予定地から出てくる戦死者の遺骨や、阿嘉誠一郎『時の流れに』(1976年)では急ピッチのインフラ整備が沖縄戦直後の復興の景色と重ねられるといったように、そこには「日本復帰」後の開発計画のさなかで、つねに沖縄戦とその後の米国統治期の記憶に引き戻されてしまう個人の葛藤や徒労感が描き出されていた。中でも海洋博の「文化的意義」にこだわり沖縄側から

の主体的な参加をめざして自らも積極的に事業に関わっていった大城立裕の『華々しき宴のあとに』（1979年）は、海洋博を正面から取り上げた意義において稀有な作品であった。

大城立裕『華々しき宴のあとに』は、海洋博の会場となった本部半島の対岸に位置する伊江島を架空の舞台にした長編小説である。島の人々は開発屋の持ってきたもうかる話に動揺し、土地を売り、民宿や蠟人形館を建て、結局どれも赤字をだしてしまうという悲劇が喜劇風に仕立てられている。作品の世界において登場人物たちが決して疑うことのない「ヤマト」か「沖縄」かという人種的な線引きは、小説がそのクライマックスを島の若者たちが結ぶ姻戚関係におき、島の経済的な崩壊を次世代再生産という形で象徴的に埋め合わせる際に、心地よく機能する。「ウチナンチュ」とその家族共同体を決して侵犯しない役割を与えられたよそ者の「ヤマトンチュ」という対立関係は、住民を巻き込んだ開発資本の暴力性や伊江島における日本軍駐屯の記憶を深く問うことなく、物語を安定させてしまう。そのとき反射的に、開発屋が目をつけた土地の処分権を持たないユタの老女や、男同士の間で交換される女性たちの身体という問題が浮き彫りになる。

以上のように海洋博をめぐる開発を批判的に取り上げた作品群との比較を試みる時、本稿で取り上げる本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は、政治・経済的な背景から移動を強いられた人々——ここでは「浮浪者」の老人に焦点を当てたことによって、当時の沖縄がさらされた暴力を、沖縄人主体の物語に還元することなく歴史的社会的文脈へと送り返している⁽³⁾。沖縄の「日本復帰」を祝した国家イベントの周辺で、「国民」とも「市民」とも言い難い存在を描いたこの作品は、沖縄を特殊化する物語を構成しない点において、既存の「沖縄文学」の枠組を相対化する射程を持つといえる。本稿では、テキストを同時代の社会的文脈の中で分析することを通じて、運用次第で「浮浪者」の老人を都合よく管理する法の問題を考察し、戦後沖縄の政治的・経済的な変動の中で社会から「産業廃棄物」として吐き出された個人の生の痕跡を聞き届けていきたい。

本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は1977年10月発行の『新沖縄文学』第36号に掲載された短編小説である⁽⁴⁾。海洋博会場に近しい町の役場で衛生係を務める「東山里五郎」は、係長から突然の日帰り出張を命じられるが、それは海洋博会場の北ゲート前で発見された「名も知らない一人の浮浪者の行路病人」を、遠くへ連れて行くという内容であった。しかし「五郎」と「老人」の出会いが初めてではなかった。9カ月前、完成も間近い「海の祭り」会場のブルドーザーの陰にうずくまっている「老人」を建設会社の職員が発見し、役場に連絡が入った。「老人」は何を話しかけても無言であり、町の診療所の医師は「長年にわたって躰を無理している。たとえ保護しても一カ月も保つまい。極度の栄養不良」状態にあることを診断した。しかし役場では3日しか保護せず、4日目には係長の示唆で「五郎」は「老人」に千円を握らせ、80キロ離れたN市行きのバスに乗せたのを最後に別れたはずであった。それから再び「五郎」に見つけられた「老人」は、海洋博会場内に設置された診療所で無理やりビタミンと鎮静剤の注射を臀部に打たれ、役場の駐車場にあるプレハブの物置き小屋に

「収容」される。それは9カ月前に「老人」を「保護」した同じ場所でもあった。そして前回と同様、係長に「老人」を「処理」するようにと命令される。「五郎」は「老人」のひげを剃り、置き忘れの背広を着せ、数日分の食糧を持たせると、祭り会場とは反対側の東海岸に浮かぶ島を目指して車を走らせる。船が港を出ると、「老人」は尿意を催した。「五郎」がデッキの際に引っ張り、ズボンのボタンを外してやると、船が激しく揺れた瞬間に、「老人」はすべるように海の中に消えていった。以上が作品のあらすじである。

2. 皇太子来沖時の沖縄県警による「精神障害者リストアップ」事件

海洋博開催期間中、「老人」は取り締まりの対象として町の衛生課に勤める「五郎」と関わることになる。以下は、役場の係長が「五郎」に「老人」の処置を命じる場面である。

君も知ってる通り、祭りはあと一ヶ月半を残すだけとなったが思わしくない結果になった。町は今、重大な危機に直面している。南で起きた火災ピン事件は、再び北の我が町で起る事も予想される。近日、また反動者、浮浪者、狂人のチェックが行なわれる予定だ。そこでお願いだが、君の方で老人を適当に処置してもらいたい。いま、町で老人を保護する余裕など全くない。その為の予算もゼロだ。課長もそういう意見だった。この金は交際費から流用ということになるが、いろいろ費用もかかるだろうし、日帰り出張というかたちで処理してもらいたい⁽⁵⁾。

「反動者、浮浪者、狂人のチェック」は、海洋博開催期の沖縄において実際に行なわれていたことである。テキストが発表される前年の『新沖縄文学』33号に発表された、知念正真『戯曲 人類館』もまた、開会式で演説する屋良朝苗県知事（当時）が登場するなど、海洋博に触れているが、ここでは「反動者、浮浪者、狂人のチェック」を示唆していると思われる、「精神病院」が現れる場面に注目してみたい。以下は沖縄戦時・戦後の出来事を、「男」と「女」が次々と証言し続け、「調教師」が必死になって遮ったあとの場面である。

「調教師」

本日は当精神病院へ、ようこそお越し下さいました。

当院は、設備、陣容ともに東洋一を誇る、近代日本の精神医学のメッカでございます。従いまして、患者さんの数も多く、北は北海道から、南は遠く九州・沖縄に至るまで、ローカル色豊かな患者さんを、取り揃えてございます。

（中略）

御承知の通り、精神病患者は、社会の異端者であり、平和な日常への挑戦者であり、潜在的な犯罪者であります。しかしながら早合点してはいけません。

（中略）

彼らに必要なのは、差別や、過保護ではなく、真に人間的な、魂の救済であります。つまり、大和魂の回復こそ、彼らの求めてやまない、願望なのであります。ごらん下さい。こちらは沖縄館でございます。沖縄は、精神病患者の発生率に於いて、日本一を誇っております。収容施設の貧弱さもまた日本一であります。

何故に、沖縄に精神病患者が最も多いか？……それは、歴史の転回点において、常に彼らが精神の最も奥深い所、すなわち、魂の深淵において、苦悩しているからであります。（男を指さして）こちらがその典型的な症例であります。重度の躁うつ症患者であります。

（女に）こちらは、パラノイア、偏執病、いうところの色情狂であります。いつでも自分が何者かに襲われている、という被害妄想で脅えております。

両方とも、戦争後遺症患者であります。

「沖縄の復帰なくして、日本の戦後は終らない」といった総理大臣が居りましたが、彼らにとって、戦後どころかいまだに戦争は続いているのであります⁽⁶⁾。

ここでは、海洋博に沖縄県が出展したパビリオンと同じ名を持つ「沖縄館」が、「北は遠く北海道から、南は九州・沖縄に至るまで」の患者を揃えた「東洋一」の「精神病院」の中に、豊かな「ローカル色」を加味する場として再設定されており、「男」と「女」は「精神病患者」として人前に晒されている。ここで、海洋博の直前に、沖縄県警察が「精神障害の疑いのある者」をリストアップし、それらの人々の精神鑑定、強制収容などの措置を県環境保健部予防課に要請していたことを想起するとき、「精神病院」内に「沖縄館」が備え付けられるという設定によって作品が提示しているのは、皇太子の来沖を前にして沖縄に住まう者が皆、「精神病患者」・「潜在的な犯罪者」として監視される対象であったということだろう。当時の一連の新聞報道によると、沖縄県警察は県内に住む精神障害の疑いのある人々108人をリストアップし、6月11日付で県環境保健部予防課に、リスト上の人々の精神鑑定、強制収容などの措置を求めていた⁽⁷⁾。「リストを作成したのは県警防少課で、各地区警察署を通じ地域住民の情報などを下に、精神障害の疑いのある人たちを総まくりしたもので、年齢別には19歳から61歳まで。そのうち20代から40代の人々が大半を占めている。職業は無職が多く、労務者、農業、大工といった職業も含まれ、備考欄はいずれも粗暴性があり、入院の必要がある、と記されている」⁽⁸⁾。リストアップについて県警は、「海洋博に向けて地域の警備防犯体制強化の一環としてなされた」⁽⁹⁾と述べつつ、「暴れまわって他人に迷惑をかけた、自分自身を傷つけ、あるいはおかしくなっこうで街をはいかいしていたり家族から通報のあった精神障害の疑いのある者を一年間を区切って集計しただけ。毎年やっている通常業務であり、海洋博を前に特に調査したものではない」と強調したものであった⁽¹⁰⁾。

これに対し県予防課は、「精神障害者の鑑定及び収容は、一般、家族、警察などからの通報によるのもともとより、犯罪容疑者の場合は警察からの鑑定依頼もある。しかし、今回の場

合は、どういう状況にあって自傷他害の疑いがあるというのか、具体的な説明は全くなく、これでは鑑定のしようがない。警察の通常業務とは理解できない。」と述べ、「警備防犯に万全を期したいという気持ちはわかるが、精神衛生法の趣旨から警察の求めには応じられない」として、21日の課内会議の結果、これをボツにした⁽¹¹⁾。県警によって「精神障害の疑いのある者」の「入院の必要」がリストの「備考欄」に記されたことは、精神衛生法で定められた「一般からの通報—保健所—県—県知事—精神鑑定の手続き」の無視であるとして、県予防課だけでなく沖縄県人権協会からも批判されることとなった。また、精神障害者の治療を行っている県立精和病院の医師たちからも「精神障害者の生きる場をせばめるもので、治療に逆効果である」と批判された⁽¹²⁾。しかし県警はこれらの批判に対しても、「警察は、海洋博開催を前に精神障害者による犯罪事件事故の未然防止の見地から実態掌握、参考通報するのは当然の義務。精神障害者と決めつけるのではなく疑いのある者で、警察が扱った中で過去に強暴性、粗暴性があり、害を及ぼすおそれのある者のリストであって警察が自ら掘り起こしているのではない。提出したのは県にその者の適切な措置を任すといった内容だった」と開き直りを見せた⁽¹³⁾。

この事件は6月25日の国会においても取り上げられた⁽¹⁴⁾。諫山博委員によれば、県警の横暴は、『毎日新聞』（6月21日）、『西日本新聞』（同日）、『赤旗』（6月23日）とその他ほとんどの新聞に報道された。参考人の鈴木善晴説明員（警察庁刑事局保安部防犯少年課長）に対してなされた諫山の質疑は、沖縄県警のリストアップを「保安処分」を設けた刑法「改悪」の先駆けとして受け止めたものであった。その後も沖縄県人権協会や日本精神神経学会沖縄精神医療委員会、県立精和病院の医師と看護師たちや住民から批判された県警は、県議会での質問という形で公の場でも批判を受け、謝罪するに至ったが、それは国会における鈴木の本音と同様、警察の職権濫用や精神障害者の人権侵害を認めるものではなかった。

しかし皇室が地方を訪問する際に精神障害者が取り締まられるという状況は、全国各地で見られることでもあった。例えば岡田靖雄によると、1967年11月に開催された埼玉国体の際、埼玉県警は思想犯および危険人物1,250人、精神障害患者のうち県警で危険と見なしているもの820人を調べており、後者の資料は各駐在所が主体となって調査したものであった。一方各保健所で把握していた「危険」な精神障害患者は60人であり、県警から各保健所にその資料を知らせてほしいという依頼があったがそれは拒否したという⁽¹⁵⁾。1970年の大阪万博では精神障害者を入場させないようにとの衛生部長通達があり、1971年の三重県での天皇皇后の行幸啓の時にはアルコール中毒患者の予防拘禁に似た措置入院が報告されている⁽¹⁶⁾。また井上章一は、1974年に天皇皇后夫妻が植樹祭臨席のため岩手へ「行幸啓」をした際の警備担当をした岩手県警の記録から、県警本部が一年前から次のような防犯対策を立てていたことを述べている——「全県下に『警衛警護要注意者の発見把握、要注意者、精神障害者の実態把握、潜在要注意者の発見、警衛情報の収集』を支柱として、全戸家庭訪問、会社・事業場等についての防犯指導、継続視察を要する警衛要注意者の抽出把握および格付の検討と

具体的動向把握、その他迷惑行為、有害環境の排除活動を推進するとともに、銃砲刀剣類、火薬類等危険物の取締り、精神障害者の実態把握と防犯措置の徹底を期した⁽¹⁷⁾。

「行幸」時の精神障害者取り締まりについては、警察側の証言も存在する。昭和42（1967）年2月3日と7日の2回にわたって行なわれた「地方行幸と内務省」という座談会では、当時の「行幸」関係者がそれぞれの思い出を語っている。例えば、石井栄三⁽¹⁸⁾は、「戦前は天皇に対する直訴が相当あった」という発言を受けて、「戦後も数回あったが、未然に防いでおります。わかりますからね。」と述べたあと、内務省史編集委員の豊島章太郎による「戦後は、精神病者のほうが……。戦前はちゃんと押えておったが、戦後は精神病者が多いのじゃありませんか」という質問に対して、「精神病者というか、ノイローゼの者が数的に多い状態です。昔は、精神病者という者は、ちゃんとリストがあって、警察官がご警衛の直前には検索を徹底して、未監置精神病者の監視をしたものです。戦後は、そういう点では、戦前と較べると、徹底を期しているかどうか、ちょっと疑問ですね。幸いにして、そういう者による事故は防止し得ていると思います。」⁽¹⁹⁾と答えている。

地方行幸時の、特に精神障害者を優先して取り締まる過剰警備の状況は、戦前からの連続性として常に批判されてきた。国会において沖縄県警のリストアップ問題を糾弾した諫山も、御大典を理由にした予防検束の迫及を昭和4年の衆議院議事録から紹介し、繰り返されてきた警察の職権乱用を批判している⁽²⁰⁾。海洋博が終わり、1987年の沖縄国体においてもまた、糸満市の精神病院を私服警官が監視し、入院患者を見舞った家族に同行して職員に患者の入院期間などプライバシーにかかわる質問をしたことや、名護市内でも精神障害者のリハビリ施設（農場）へ行き来する病院関係者がパトカーに再三検問を受ける事態が起き、「歴史的に見るなら、戦前戦後を通じて精神病院や患者は重点的に監視する対象であったし、そのことは今でも変わらない⁽²¹⁾と伝えられた。以上、海洋博開催時の過剰警備とその歴史を追ってきたが、これらは『東山里五郎の奇妙な日帰り』における町の浮浪者取り締まりというテクストを取り囲む状況として存在した。以上のことをふまえて作品分析に移りたい。

3. 「行旅法」からの逃亡と捕縛

係長に無理やり一万円を握らされた「五郎」は、「老人」をどこか遠くへ送り届けるために「日帰り出張」に出向くが、それは「老人」が「行路病人」であり、発見された地域で保護する義務が法律で定められていることを知っての行為である。「<行路病人は其の所在地市町村長、之を救護すべし>と、いう法律の条文があることを衛生係の五郎は知っていたし、係長だって熟知しているはずだった」（214頁）。

しかし、そもそも行路（行旅）病人とは一体誰のことを指すのか。「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」（1899年制定施行。以下、「行旅法」と略記）によると「行旅病人」とは「歩行に堪えざる行旅中の病人にして療養の途を有せず且つ救護者なき者」のことであり、「行旅死亡人」とは「行旅中死亡し引取者なき者」である。行旅法は制定以来、数回にわたる一

部改正を経ているが、基本的な内容としては当時のまま今日に至る。戦前の行旅法は、労働能力がなく親族による扶養の不可能な者のみを対象とする救貧制度の不備を補完する役割を担っていたが、戦後、1950年に現行生活保護法が制定・施行され、公的扶助制度が確立すると、両者の役割は逆転する⁽²²⁾。生活保護法は救護法よりも対象要件を拡大したため、それまでの救貧制度からは排除されてきた人々も公的扶助制度で対象化されるようになった。そして、行路病人・行路死亡人への対応に際しても、可能な限り生活保護法をはじめとする他方他施策を優先させ、その対象とならない者にのみ行旅法を適用するようになっていった。ゆえに行旅法は最後の受け皿として機能し、今日では生活保護法を適用できる者は行旅法の対象外とされるため、生活保護法を準用できない外国人のみが行旅法に規定する行路病人の対象となる⁽²³⁾。

続けて、「行路病人」が「保護」され、生活保護を受ける場合についても見ておきたい。「行路病人」が野宿や徘徊しているところを「保護」あるいは「緊急搬送」する場合、多くは、病院等に入院させることによって居所が確保されてきた。しかしいうまでもなく病院という場所は居住のための場所ではなく治療のための場所であり、あくまで一時的な滞在場所である。ところが、実際には病院以外に居所の選択肢がないために、入院が長期に及ぶ（とりわけ高齢者や精神障害者の社会的入院）、あるいは入退院や転院を繰り返すといった事態が生じている。長期入院や入退院・転院の繰り返しが続くと、親族等が足繁く面会するなどしない限り、親族や出身地域との関係性は希薄になる。また、転院を繰り返しているケースでは、生活保護実施自治体とは異なる地域に所在する病院や施設に移ることも少なくないが、その場合では実施自治体の担当ケースワーカーからの支援も受けにくくなる。「いってみれば、病院への入院中も「慣習的居住の欠如」⁽²⁴⁾と呼ばれる事態が生じているのである」⁽²⁵⁾。

しかし、そもそも、テキストにおいて、「老人」が「行路病人」であるかどうかを見分けるのは、発見者である「五郎」の裁量に委ねられている。例えば「五郎」の述懐——「老人は本当は行路病人だった。病人と言えば病人だし、浮浪者と言えば浮浪者である。」(214頁)にあるように、「五郎」は「老人」を法律によって「救護すべし」「行路病人」であるとは認めない。終始口をきかない「老人」を「唾に違いない」と推測した「五郎」は、「老人」が何者であるかを「老人」に代わって判断する者となる。「老人」を「浮浪者と言えば浮浪者である」という「五郎」の積極的な誤認は、「老人」を「行旅法」の対象からだけでなく、「生活保護法」からも外れる者として存在させる方便であった。そして「法律無視の行為」と知りながら、「役場で保護する義務」のある「老人」を二度も遠くへ置き去りにしようとするのだが、「老人」が船から転落した後、「五郎」の脳裏に浮かぶのはなぜかまたしても「行旅法」である。

五郎はふと、〈行路病人及行路死亡人取扱法〉の記憶にある条項の一部を、心の中で
暗唱していた——（行路死亡人は、警察が他殺か自殺かを鑑定し、身元不明の場合、写

真と遺留品を保管し、市町村にて火葬にし、寺等に安置する、火葬料は一体につき時価によるものとする）——老人はどうせ何時か、どこかの町村で行き倒れて安い祭祀料で葬られるのがオチだ、老人は他殺でもない自殺でもない、安楽死だった、自然死と言ってもよい。たとえ老人の水死体が何処かへ流れつこうが、私とは全く関係がない、私の仕事はこれで終りだ。(237頁)

それは、「五郎」によって「行旅病人」でないと判断されたことによって「行旅法」の対象から除外されたはずの「老人」が、「行旅死亡人」として初めて「行旅法」の内部に居場所を得たことを意味するかのよう読み取る。例えば、赤井朱美は「行旅法」の適用例を以下のように述べる。

そもそも、行旅法の対象とする「行旅病人」としての救護者は、実質的に生活保護法を準用できない旅行中の外国人ということになっている。この場合、その者の国籍又は在留資格若しくは滞在の適法、不法を問わない。従って、ホームレスに対しては、行旅法上の「行旅病人」には該当せず、同法の適用を受けるのはあくまで亡くなった後であって、「行旅死亡人」としてのみ取扱うというのが実際の行政での対応である。⁽²⁶⁾

「旅行中の外国人」ではない「ホームレス」は「生活保護法」の対象になる、という意味において「行旅法」の対象からは外れるのだが、「生活保護法」と「行旅法」のどちらも適用されず、最後には海に転落する浮浪者の「老人」は、その結末において「行旅死亡人」となるほかになく、しかしそうやって初めて、「同法の適用を受ける」こととなる。そして「老人」が「行旅死亡人」として法の内部に居場所を得たということは、「五郎」もまた法によって裁かれる対象となることをも意味していたといえる。「老人は他殺でもない自殺でもない、安楽死だった、自然死と言ってもよい。たとえ老人の水死体が何処かへ流れつこうが、私とは全く関係がない」と自分に言い聞かせる様子に表れた「五郎」の脅えは、「警察が他殺か自殺かを鑑定」した結果、自分の関与が明らかになる可能性を察してのことであろう。だが仮に「五郎」が何の嫌疑もかけられなかったとしても、「行旅法」第九条は、行旅死亡人の「住所、居所若しくは氏名知れざるときは市町村長はその状況相貌遺留物件其の他本人の認識に必要な事項を公署の掲示場に告示し且つ官報若しくは新聞に公告すべし」⁽²⁷⁾ ことを定めている。その場合、「状況相貌遺留物件」は、後述するように「五郎」が整えた物であり、「私とは全く関係がない」「老人」の水死体は、「五郎」によっていわば書き込まれた記号で溢れているはずである。さらに「五郎」は「老人」を島に放置する直前に、自分が関与したという「すべての証拠を隠滅」するために、置き忘れのスーツに名前が刺繍されていないかを確認するのだが、唯一老人の氏名を明らかにする手掛かりに思えた名刺さえ「念入りに細かく破いて」しまう。そうであれば「老人」が再び「身元不明」となることもこの際、「五郎」

の関与の結果であろう。遺体は住所氏名が不明であるがゆえに「官報若しくは新聞上の記事」として残り続けるのである。

とはいえ、「老人」の死と「私とは全く関係がない」という「五郎」の独白は、「老人」を直接的に海に突き落としたのではないという点においては、真実を述べているのかもしれない。さらに「五郎」が「行旅法」を破ったといえるのかどうかも分からない。「五郎」は確かに「行旅法」（「之を救護すべし」）を無視したが、それは「之」＝「行旅病人」を発見しなかったことにする、というごく簡単な方法によってであった。このことはむしろ、法があらかじめ「老人」と「五郎」に与えている抜け穴でもあるといえる。「老人」は、法の適用を延期させ続けられることで法の境目に泳がされるのだが、死亡した時に初めて「行旅死亡人」として数えられることで「行旅法」の適用対象となる。そして法は、「老人」が「行旅死亡人」となる過程に関与した「五郎」を捕まえにやってくる。このとき法は、積極的に「五郎」のような侵犯者を呼び込むことで自らを維持しているといえるのである。

4. 名刺との出会い

(1) ベトナム特需と「木材商」

「老人」が海に流れていくというテキストの結末は、「老人」が「行旅死亡人」としてようやく「行旅法」の適用対象となる可能性を皮肉にももたらした。しかし、離島行き船に至るまでの間、「行旅法」を無視した二人の関係性に注目すると、「五郎」が「老人」にある種の離れ難さを見出していく過程での決定的な出来事に、「老人」の所持品から出てきた名刺が関わっているように思われる。

角のとれた煤けた名刺だった。印刷された文字は（木材商山入三郎）だった。右肩に青インクの変色しかかった淡い字で（波里永吉殿）とあり、更に左肩に、ところどころ字が消えて、（知人の）（平田正一）（お願い）左肩の字は三行のうち読めるのはそれだけだった。そして最後に、（一九六八年）、月日は消えていたが、年号ははっきり読めた。（230頁）

そのとき、「老人はいったい何処の誰だ」という「今まで気にもとめなかった老人に対する苛立たしい疑惑」が「五郎」の頭に浮かぶ。名刺はすでに「煤け」ており、そこに並んだ文字は「変色し」かけているが、推測を諦めさせるほど消えてはいない。「五郎」はまず、「老人が何処かでこの名刺を拾ったという仮説」を、偶然にすぎるとみなして排除する。そしてそこから、「木材商の山入三郎という人が、波里永吉という人宛てに、知人の平田正一を紹介した文面であるのは確かだ」という仮説を立て、「お願い」の内容は「たとえば<就職><借金><借家>とにかく何かの為にお願いに違いない」と、想像を膨らませてゆく——「（一九六八年）今から八年前の何月何日かに、老人は山入三郎から名刺をもらい、波里永

吉に会って何かを依頼する筈だった。名刺が現在残っているから結局は会わなかった、会えなかったのかもしれない。そして老人平田正一はそれ以後、おそらく今から八年前の何時ごろからか浮浪者になった。いや、これはあくまで推測だ、ぜんぜん違うのかも知れない。」(230頁)

「一九六八年」という具体的な年号が、三人の人物の名に続いて、代替不可能なものとして五郎に突然響く。五郎は、名刺を手になっている「今」を起点に据えて逆算し、自己に引き寄せることで、「一九六八年」との感覚的な距離を把握しているように見える。だから「一九六八年」は「今から八年前」なのであり、おそらく想起の過程においてその年号は、当時五郎がまだ「アメリカ駐留軍の雇用員」(215頁)であった過去へと自ずと結びつけられていたであろう。五郎は「高校卒業以来、八ヶ年も勤めた」その仕事を、「復帰による基地縮小という名目で突然クビになった」(215頁)のだが、自身が軍雇用員として働いた8年という時間は、偶然にも、老人が「浮浪者になった」と推定される時期から「今」までの期間と重なっている。しかし、ここではむしろ、「復帰」によって「突然クビになった」五郎自身の不条理な体験が、老人に投影されているといえる。五郎は名刺上の限られた情報を元に、老人の過去を想像し、「会って何かを依頼する筈だった」相手に、「会えなかったのかもしれない」という不可抗力による物語を、「会わなかった」の言葉から「会えなかった」という言い換えによって生みだしていくからである。

ところで、名刺から読み取れる情報の「一九六八年」と「木材商」を繋げて考えてみると、何かが見えてくるといことはあるだろうか。仲間勇栄「戦後の沖縄県における木材市場の展開構造」によると、「ベトナム特需を契機にして、県内の木材工業は、設備の改革、拡大を進め、南洋材への依存度を高めていった。しかしながら、戦争景気で水ぶくれした、この異常な設備投資は、戦争景気が下降してくる60年代の終り頃になると、米国のドル防衛策などもあって、不況にみまわれる」⁽²⁸⁾とある。ベトナム特需は木材市場に合板用元木需要の増大をもたらしたが、その需要の凄まじさと特殊な使用目的は、以下の記事にも現れている。「ベトナム戦争の激化にともない、沖縄のベニヤ工場や木工所には食料品、衣類など軍需物資を詰めこんで運ぶ木製コンテナ(輸送箱)の注文が米軍から殺到、木工業界はベトナム特需で活況を呈している。コンテナのサイズは多様で、米軍に登録している約20のベニヤ工場、木工所で月産計27、8万個を納入しているという。最近では米軍からの発注が急増し、那覇市内の沖縄プライウッド、国場組ベニヤ工場など大手をはじめ、約20の事業所が米軍に登録して、製作に拍車をかけている。木工所によっては、多いところで一日平均300個を米軍に納入しているが、ベトナム前線基地の動きによって米軍からの注文数に変動があり、このところ2、3日おきに入札があるという注文の激増ぶり。ときには48時間以内に納入せよと限定して入札を行なうこともあるという。製品の検査もきびしく、綿密に作らないと合格しない。米軍からは同コンテナのくわしい使用目的は明らかにされていないが、木工所関係者の話からすると、沖縄基地から食料品、衣服、武器などの輸送に使われているといい、ヘリコプターなどから前線の沼、川などの湿地帯に投下しても中身がぬれないようにくふうしたもので、当

初、普通の木材で製作したこともあったが、“フシ穴やつなぎ目から水がもれる”とのことで、材料はベニヤ板に統一されている⁽²⁹⁾。

「木材商 山入三郎」と印字された名刺は、「一九六八年」といくらかの消えかけたメモを残しているだけであり、それ以上でも以下でもない。しかし、施政権返還後の大型公共投資と住宅建築需要によってピークを経験した木材市場が、海洋博関連工事を終えて衰退していくという丁度その時期に、ベトナム特需における木材需要もやがて下降していった過去のある時点から名刺が届けられていることは興味深い。木材市場一つとっても、その景気循環は、戦後沖縄の経済が米軍基地の確保と安定的使用を維持するための日米両政府による財政投資に支えられてきたことの外部にはないことを改めて思い起こさせるからである。施政権返還を政治的に可視化した海洋博の会場で「五郎」が直面していたのは、沖縄振興法も基地機能の維持目的とは切り離せないという、「復帰」後とそれ以前の経済政策の連続性であった。名刺は「老人」の提げていた「アメリカ軍払い下げの古ぼけた雑のう」の中から発見され、会場北ゲートから町役場に連絡してきた「用務員」は、「この金網、向うとこちらを分つ境界線だ。向うはこちらは全く違う政府の一施設だ」（傍点引用者）と主張し「老人」の引き取りを「五郎」に押し付ける。米軍基地の影はテキストに付き纏い、「老人」と「五郎」を取り囲んでいるが、「金網」の内側は「政府の一施設」であり、二人を外へと締め出すのである。

(2) 名が持つ唯一性

「老人」の持つ名刺は彼の同一性を保証するものではなく、この名刺もまた、「老人」を何処かへ送ろうとしているのだが、そもそも読者はこの「角のとれた煤けた名刺」を、「五郎」がかりうじて読み取った文字の情報内でしか読むことはできない。「五郎」が（木材商山入三郎）（波里永吉殿）と年号以外に判読できたのは、「三行」も書かれているその文章の中の「（知人の）（平田正一）（お願い）」という三つの単語でしかなく、その他は「ところどころ字が消えて」いるということが「五郎」の認識を通して読み手に伝えられるのみである。しかし「五郎」が推測している通りに、「老人」が三人の人名のうちの「平田」にしか当てはまらないという根拠もなく、「老人」は「木材商」でも、名刺を宛てられた人物でも構わない。名刺から、二つの地点とその間を移動する人物がいた、という物語を読みとっているのは「五郎」の方であり、それが、後に明かされる心境——「自分の役目は老人を何処かへ連れて行って、そこで誰かにそっとバトンタッチする、そこまでが限度である」という目的ありきで、作られた物語であることは容易く想像できる。そもそも、名刺に記載された三人の人物のどれもが、「老人」と関係がないかもしれないのである。

しかしこの物語は、物語を想像した「五郎」をいっそう締め付け始める。そこに固有名を見つけたとたん、固有名から目を背けられなくなるのは「五郎」の方である。だから、「いや、これはあくまで推測だ、ぜんぜん違うのかも知れない」と自分に言い聞かせながらも、「五郎」

はその推測を押し止めることができない。

しかし、この老人が平田正一でないにしても、数年前は老人は今よりは若かった、とにかく働いて自分なりに生活していた、^{まとも}真面だった。人間、生れついでにの浮浪者はいない筈だ。浮浪者になった原因は何か、本人が悪いのか、社会が悪いのか。そうだ、運だ、運が悪かったに違いない。それに老人は唾だ。(230頁)

この際、名刺に記載された名が、本当に「老人」のものかどうかはもはや問題でないことは「五郎」本人が最もよく知っていることである。重要なのは、仮の名であれ、それを通して、「五郎」が「老人」の過去とありえた未来を想像し、「人間、生れついでにの浮浪者はいない筈だ」と述べている点であり、「老人」の尊厳を見出すような転換が起こっていることである。テキストは、名前が持つ唯一性にそれとなく触れている。注意して読んでみると、テキストにおいて名が与えられているのは、「五郎」と「老人」だけであり、その他は「係長」「課長」「日直」等の役職名が当てられ、「五郎」の家族でさえ「父」「小学校四年生の息子」と呼ばれるのみである。また、「課長」から「老人」の「処置」を一万円と引き換えに依頼される場面で、「課長が五郎の姓と名を続けて呼ぶことは滅多になかった」という状況に、「五郎」が「こそばゆい感じが伝わり」「思わず肩を窄め」ている様子が書かれる。これは題名の「東山里五郎の奇妙な日帰り出張」に繋っていくのだが、「課長」がそう呼ぶことによって信頼や期待を構築させてしまう「五郎」の名は、一方で、「老人」のために利用される。「さしあたり、あなたの住所と名前を書いておこう」と、海洋博会場内の診療所で、医師はカルテに「五郎」の名を記入し、「備考欄に（老人の保護者）」とも書く。

ここで「さしあたり」の名を書いておく行為は、当時の沖縄県警察が「犯罪者予備軍」として違法に集めた名簿における名へのカムフラージュとして読みかえたいくなるが、「五郎」が「老人」の「煤けた名刺」を破り捨ててしまう行為についてもそう言える。これは、役場の小屋に置き忘れられた背広を「老人」に着せようとした「五郎」が、背広に役場の職員のネームが入っていないかを確認するような、自己の証拠隠滅のための行為と同列に捉えることはできない。ここでの名刺を破り捨てる「五郎」の行為には、警察の元に法を超えて管理される個人から唯一性をどう取り戻すかという問題が賭けられていると読めはしないだろうか。すると、仮の名を介し、「老人」という一人の人間を前にして、「五郎」は「行旅法」やその他実定法とは異なる「掟」に従わざるをえなくなってゆく、そのような物語が見えてくる。

「五郎」は当初の予定通り、ポーク缶詰に追加すれば「老人が二、三日食べるのにこと欠かないだけの量」となる「食パン」をレストランで買い足すことを忘れない。そして車を走らせながら、課長から「老人」の「処置」のための代金として渡された「一万円の使途」について考えだす。島への船賃は、「老人」の片道分と自分の往復分を余計に見積っても「1,500円どまり」であり、ドライブインでの2人分の昼食と「老人」の食糧(食パン一袋)は「1,500円、

そして9カ月前も「老人」を押しつけられた際に自腹を切ったのは「そば代」とN市までの「バス賃」と共にその時「老人」に遣った「1,000円」で「2,000円」。これらの合計金額を一万円から引くと、手元には5,000円残ることになり、そこで「五郎はすべて納得した気持」になる。しかしその時済ませたはずの計算を「五郎」は離島行きの船の上で書き換えることになる。

五郎は握っている札の中から千円札二枚を抜き取って、老人の上衣のポケットに押し込んだ。果して浮浪者の老人に物を売ってくれるかどうか、そんな疑問が湧いたが、＜地獄の沙汰も金次第＞何とかなる、漠然とそう考えた。五千円札は自分のポケットに納めた。(235頁)

この行動は、直前に起きた船の激しい横揺れに、「老人」がベンチから落ちそうになったのを「思わず」後ろから抱きとめて支えた、「五郎」の行為の後に起きている。ここで「五郎」を突き動かしているのは、「老人」の身の危険を前にして「思わず」そうせざるをえないという義務感であり、それはとにかく早く「老人のカタをつけたい」という切迫感とも微妙に重なっている。

そして「老人」の「ポケットに押し込んだ」「千円札二枚」が、9カ月前に自腹を切って払ったものがようやく戻ってきたと「五郎」に認識された2,000円だとすれば、「五郎」はその金を再び手持ちの中から「老人」に渡している。役場の「交際費」から出た「五千円札」をすっかり「ポケットに納めて」いるといえればそれまでである。とはいえ、この「千円札二枚」が、9カ月前に「老人」に遣った「そば代」＋「バス賃」＋「1,000円」＝「2,000円」の返済を帳消しにするつもりのものであるかどうかは明らかではない。むしろ9カ月前に「そば代」「バス賃」とは別に渡した「1,000円」より増えている、ということもできる。何より、この「千円札二枚」は、島から戻って来る「船賃450円」を折り込んだ額ではないか。しかし「千円札二枚」の使い道は一つではない。貨幣は「ある所有を開始する可能性または権能として措定される」し、「事前の知識を持たずに彼を認知すること」⁽³⁰⁾を可能にするからである。

加えて、「五郎」は、役場の「日直」が好奇心を露にして「とにかく何処か遠いところへ連れて行って、空罐を捨てるようにポイだろう」と予見したような行動をとることはできない。島に到着後の予定は以下のようなものであった。「K島の村役場の周辺は、たぶん土曜日の午後は割と閑静な場所にかわる、職員もいなくなる、役場の裏手あたりの空地、木陰でもあれば罐ジュースでも与えて老人を休憩させる、自分はそのまま波止場にひき返し、K島からの最終便に乗る。」(234頁)

「五郎」は「行旅法」にもとづいて何らかの「救済」が可能となる場所、もしくは「浮浪者、狂人のチェック」(225頁)を避けて生き延びられる他の場所へと「老人」を送り届けている。それは「老人」を保護する責任を放棄する行為でもある。しかしそもそも、「不思議なことに老人の服はそれほど汚れてもいず、破けてもいず、道端で一息入れている年老いた

労務者、そんなふうに見えた。ただし伸び放題の半白の髯がなければの話だが。9カ月前と老人の姿はそれほど変ってない、むしろあの時よりも元気そうだ。」(217頁)——再会時にむしろ「あの時よりも元気そう」であった「老人」は、9カ月の間にどこか他の場所で「保護」されていたことを思わせるものであったし、それは行政による正しい「保護」の手から抜け出して、再び「五郎」の元へ身体を預けたというような可能性を消しはしない。「五郎」の渡した二千元は、「老人」が三度目も「むしろあの時よりも元気そう」な様子で戻ってくる可能性への希望を内包している。

「五郎」は、「老人」と目的地に向かう過程で、「老人」を「空罐を捨てるようにポイ」することを先へと延ばさざるをえない状況に陥っていく。「診療所の廊下でも、人々の溢れている通りでも五郎は老人の肩を押ししたり腕を引っ張ったり、手取り早い操縦法で誘導した」(220頁)というように「五郎」は「老人」と出会った時から、彼を「操縦」しているつもりであったが、実は「操縦」されていたのは「五郎」の方かもしれないのである。共に昼食を食べ、食パンを追加し、二千元を与え、罐ジュースを飲ませて休息させる——これらは、無いより比較的ましであるというだけで、最低生活の保障ではないことは確かだが、「老人」をどこかへ連れていく、という目的への過程を生きる中で、彼らは目的を失っていくように見えてくるのである。

5. 紙幣の中に浮かぶ地図

(1) 西の海洋博と東のCTS

「五郎」が「老人」を役場裏の小屋から連れ出す前に時間を戻そう。役場の会議室で、係長と課長が「老人」の始末について話し合いをしている最中、「五郎」は壁に掛けられた地図を眺めていた。

五郎が座って居る真向かいの壁に、島の大地図が貼ってある。島の北の方につき出た半島の湾曲部分が、町と祭り会場を含む現地点で、誰が記したのか青色のマジックの囲いの中にその地点はあった。島の西側は東支那海、東側は太平洋、祭り会場をはじめ西側に町や村が展げ、東側は開発がおくれている。祭りが西側で行われたため、東の方は等閑にされたと言ってもよかった。(224頁)

この時「五郎」が発見するのは、「東側の太平洋岸の海岸線とそこに点在する四つの島」の、「一番手前の二つの島は石油コンビナートのある島で、その後少し離れて島が二つならんでいた。二つの島は人々から忘れられた離島辺地」である。

この「点在する四つの島」は、与勝諸島を連想させる。海洋博開催期間中の1975年10月4日、県の与えた平安座島一宮城島間の公有水面の埋め立て免許は無効であるとして与那城勝連両村の漁民48人が県を提訴した「CTS訴訟」を、那覇地裁は「訴えの利益なし」として却下し

た。1974年9月、県（知事）の埋め立て認可手続きに法的瑕疵があるとして漁業権を喪失した漁民を原告とする訴訟の提起は、一年にわたる裁判の過程で、漁業権放棄の手続きがきわめてずさんであるばかりか、そのことを隠蔽しようとする姑息な事後工作が行なわれたことなどが明らかとなり、原告漁民側に有利に展開した。そこで県は行政手続きの正当性の立証から、「原状回復は社会通念上不可能だから訴えの利益はない」という主張に力点を移した——訴訟提起の段階で埋め立ては事実上完成していたからである。裁判所も県のこの主張を支持し、「訴えの利益なし」として訴訟を却下したのである。これを受けて10月11日、屋良知事はCTS建設予定地の埋め立て竣工認可を行う⁽³¹⁾。

1974年10月から1975年7月までの7回の公判では、汚染された海水や油臭魚が提出され、意見陳述の際には原告漁民が自ら法廷に立ち、合意手続きの問題や、悪臭・騒音被害、ヘドロの堆積による海の汚染や魚介類の減少を訴えた⁽³²⁾。テキストは明確な指示を避けるが、「五郎」が「老人」を置き去りにするために目指した東海岸の四つの島とは、当時の社会的文脈の中に置き直せばそのような状況であった。そしてその「老人」を連れて行くにのふさわしく「なるべく遠い、他所の市町村区域」は、壁に掛けられた地図ではない場所に浮かび上がる。

連れて行けという言葉の中には、連れて行って<捨ててこい>と言う意味も確かに含まれていた。

五郎は一万円札の表と裏を何度もかえして見ているうちに、複雑に組合わされ浮き上って印刷されている札の模様が、山や川や平野を表わした地図の色彩とそっくり似ている、突然そう思った。地図は目の前にあった。(225頁)

紙幣の模様の中に読み取ることができた地図は、紙幣の示す価値の範囲内で往復が可能となる行き先を単に示しているだけでなく、この行き先が、あたかも資本の中に閉じ込められた地域であることを思い起こさせる。そして、「一万円札」を「表と裏を何度もかえして」事細かに観察する視線には、施政権返還を機に行われたドルから日本円への通貨切り替えという出来事の潜在性も連想されよう。そこには米国統治期から「復帰」後も引き継がれた資本の問題が浮かび上がっている。

すでに1960年代の後半、沖縄返還の可能性を日米政府が検討し始めた段階から、ガルフ、エッソ、カルテックス、カイザーなどの国際石油資本は、沖縄、特に沖縄本島東海岸の地理的・地形的条件が石油基地建設に適しているとして注目し始めていた。その意図はさまざまなかたちで憶測されたが、当時は、もっぱら復帰後の日本市場、さらには長期的には中国市場をめざしているのだといわれた。国際資本の沖縄進出計画に対して、日本政府（通産省）は外国資本の国内進出に足掛かりを与えるとの懸念から難色を示したが、琉球政府は——保守時代も革新に代わってからも——軍事基地に代わる平和産業の基礎的条件づくりとしてこれを歓迎した。その後、日本政府は沖縄返還交渉の過程でこれら石油資本の国内法による規制と

合弁化をすすめる一方で自らもまた沖縄さらには琉球弧の島々をエネルギー基地として位置づけるという動きを本格化させていく⁽³³⁾。

そして魚介類が豊富であった漁場は、汚染により破壊されていった。汚染された海水によってかゆみを引き起こすなどの被害があり、漁民の生活は破壊され、漁民数が激減している一方で、多くの漁民が出稼ぎで本島にいかざるを得なくなっていた⁽³⁴⁾。「あと腐れがないため他所の市町村区域、それもなるべく遠いところへ老人を連れて行ってほしい。町はチリ一つ落ちてない、勿論、浮浪者などいてはいけない、常に清潔なモデル地区でありたい、分ったね」(225頁)という課長の念押しが、「五郎」を東海岸の離島へと向かわせる。「浮浪者」は「チリ」と同様、「清潔なモデル地区」にふさわしくないからである。しかし「浮浪者」は、人々、特に皇太子に危害を加える可能性があると思なされる対象でもあった。「<気違いに刃物>という言葉を出し、「五郎」は「老人」の髻を剃った後の「安全カミソリ」を、「老人」のカバンには入れない。

「五郎」が「老人」を遠くへ連れに行く途中で、「——まるで人間の産業廃棄物だ、オレはいま人間の廃棄物を人目をさけながら捨てに行く、いやな委託業務だ。」(233頁)と認識している点は興味深い。しかし「老人」が「人間の産業廃棄物」である、という言葉はどのような想像力による置き換えであろう。それが、大手建設会社の労働者やサービス業従事者によって人口が異常に膨れ上がった町の「下水の掃除、ゴミ処理」や「便所汲み取り業務」に追われており、「街の美化」に閉口していた「五郎」の状況からの連想であると考えるのは容易い。しかし「人間の産業廃棄物」とはまた、「高校卒業以来、八ヶ年も勤めたアメリカ駐留軍の雇用員を、復帰による基地縮小という名目で突然クビになった」「五郎」自身に対しても当てはまる言葉となるのではないか。その「産業廃棄物」は、結局のところ「失業人口」として数えられていく。1969年11月の沖縄返還を決めた日米共同声明直後に開始された基地労働者の大量解雇は、革新琉球政府とそれに続く革新沖縄県政を「開発思想」の方向へと駆り立てた社会的圧力となった。基地の縮小・撤去を主張する革新政権としては、基地労働者の解雇には反対できないという立場をとり、失業問題の解決が復帰前後の革新政権ー革新県政の最重要課題の一つとされた⁽³⁵⁾。そして「基地産業」に対置された「平和産業」としての石油産業によって、「石油コンビナートのある島」の周りに流されたのは本物の産業廃棄物であり、漁業だけで生活できなくなってしまった漁民は出稼ぎという形で土地から「廃棄」されるほかなかったのである。だから「老人」も「五郎」も、正しく「人間の産業廃棄物」であり、彼らが身をもって突きつけているのは、施政権返還後も変わらず米軍基地の確保と安定的使用を維持するための日米両政府による財政投資に支えられた「産業」、または、民衆の生存基盤を破壊する「産業」への疑問である。「五郎」と「老人」の辿った道は、「警衛」から積極的に逃げる者のそれと変わりはない。彼らの移動経路が描いた地図は、当時の観光地図とも、県警がそれによって動いていたであろう潜在的犯罪者を把握するための地図とも異なっていただろう。「老人」は「警衛」のための浮浪者排除という警察の発案し

た法によって移動を強いられた存在であったが、彼らの向かった東海岸は、石油資本が進出を狙った開発の遅れた地帯であり、いわば漁業の労働基盤を根こそぎ奪われた土地へ非稼働能力である「老人」が流れていく、という道筋もまた見えてくるのである。

(2) 泡となった「老人」の発話

「老人」は言葉を持たないが、暫定的であれ宛先の定まったバスに揺られることで、自分の身体の送り先を見つけていたのかもしれない。「老人」の移動を可能にしたのは、海洋博会場への直行バスの運行と、整備された主要幹線道路（沖縄自動車道（石川～名護間）、国道58号等）であった⁽³⁶⁾。これらの沖縄振興開発計画にもとづいた交通機関の発達は、海洋博やその他観光地への移動時間を短縮することに成功しただろう。しかし「老人」と「五郎」が輸送機関によって運ばれてゆく間、乗り物の内部空間には、移動時間のみ還元されない、別の時間が生起していた。例えば海洋博会場内のエキスポ・カー（小型バス）に乗って無料診療所を訪ねるまでの時のこと。

車が動き出したとき、老人は急にしゃがみこんで五郎のズボンの裾を掴えた。幼児が親に縋りついているバスの風景と同じだ。車の動揺に老人の動揺が加わり五郎は握っている手スリに力をこめ、老人の手をふり払うため足を前後左右に動かしたが、ズボンの裾はしっかりと老人の五本の指に握られていた。(218頁)

または最後の、船に乗ってK島へ向かう途中のこと。

船の横揺れが急に激しくなった。老人はベンチからすれ落ちそうになって軀をねじ曲げた。五郎は思わず老人を後から抱きとめるように支えた。老人の軀は骨ばっていて、腕の中で今にもバラバラになりそうだった。老人が急に不憫に思えた。加害者と被害者の立場、何となくそう考えた。(235頁)

乗り物の揺れは、他のよりどころに身を任せる瞬間を生み出す。その時、「老人」と「五郎」の間には、隣にあるこの身体というような、乗り物の行き先とは異なる、欲望の宛先が出現しただろう。車や船が揺れた瞬間、同じ方向に負荷がかかり、彼らは「思わず」「抱きとめ」、支え合いながら、乗り物の外に流れる時間とは別の時間、もっといえば別の「沖縄」を生きたはずである。

テキストを通して「唾に違いない」人物の発話を読むということの中に、決定不可能性は最後までついて離れない。会話がなされたものとして勝手に事を進めていく「五郎」が、「老人」のいる小屋に外から鍵をかけたように、その行為は暴力的ですらある。「老人」が話せないのか、それとも話さないのかも本当のところよく分からないままであり、「老人」の沈

黙はテキストを解読する枠組みを提示し得ない。ただ言葉を発したことの痕跡のように「海面」に「泡」（236頁）を残すのみである。だから、とっていいのかわ、**「老人」**が海に吸い込まれていった後、**「五郎」**が失ったのは、目的地だけではない。

——老人はどうせ何時か、どこかの町村で行き倒れて安い祭祀料で葬られるのがオチだ、老人は他殺でもない自殺でもない、安楽死だった、自然死と言ってもよい。たとえ老人の水死体がどこかへ流れつこうが、私とは全く関係がない、私の仕事はこれで終りだ。
(237頁)

そこで**「五郎」**は、目の前で起きたことを結果として起点に置き、それまでの「日帰り出張」を、**「老人」**を遠くへ置き去りにするための旅であったと遡及的に位置づけなおしていた。ここには、旅の過程を目的に沿うかたちで意味づける回想が働いている。しかし、「回想は、起こったことを完成しなかったものにし、存在しなかったことを完成したものにし、それによって過去に可能性を回復する。回想は、起こったものでも、起こらなかったものでもない。回想は一つの潜勢化であり、物事が再び可能的なものになることである。(中略)これは、存在しなかったものの想起である」⁽³⁷⁾。**「五郎」**の独白は、**「老人」**がたしかに存在した、ということだけでなく、「どこかへ流れつ」くかもしれない水死体の有無とはもはや関係なしに、**「老人」**の存在が可能であることを示している。ゆえに、回想の力を借りて**「五郎」**が一刻も早く終らせたいと願っている、宛先を失ったこの「日帰り出張」は終わらない。

役場の衛生係、東山里五郎の奇妙な日帰り出張は意外に早く片付きそうだった。船がK島の波止場につき、折返しその島からの最終の船に乗れば、完全にそれでおわりになるからだった。

(註) 作中の事件も人物もすべて作者の創作によるものです。(了) (237頁)

結末において**「五郎」**を第三者の視点から捉える語りは、「奇妙な日帰り出張」が「意外に早く片付きそう」にないことをむしろ暗示している。K島からの最終便に乗る、という行為は仮定的に先取りされ、「完全に」「おわりになる」地点が不確定なままテキストは閉じられていく。**「老人」**と**「私とは全く関係がない」**という**「五郎」**の否定は、この小説が「創作」ではないと読まれた場合に読み手へ与える不安を前もって避けようとしている「(註)」にまで取り憑いているかのようなのである。この「(註)」は、テキストを安定した「創作」物＝虚構であることから溶解させ、**「老人」**の沈黙を、読み手の元へ送り届けていることの表れとしても読めるのである。

注

- (1) 新崎盛暉、2011年、『沖縄現代史新版』岩波書店、51頁。また、吉見俊哉（2005年、『万博幻想』ちくま新書）、多田治（2004年、『沖縄イメージの誕生』東洋経済新報社）を参照。
- (2) 沖縄タイムス社、1976年、『沖縄年鑑1976』を参照。
- (3) 他にも、海洋博を起爆剤とする開発時期の沖縄を背景に、韓国人季節労働者や出稼ぎ労働者といった沖縄の内外あるいは内部において移動させられた人々の生の痕跡を読む試みについては以下を参照頂きたい。拙稿「「沖縄からの手紙」ノート—韓国女工が書いた手紙を読む」（『琉球アジア社会文化研究』第18号、2015年11月）、「北部への監禁—目取真俊『面影と連れて』について」（『越境広場』2017年12月）。
- (4) 本部茂（1918年那覇市生、フリーライター。著書に『私の沖縄—本土「復帰」前後』（たいまつ社、1979年））。『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は第27回小説現代新人賞佳作入選、のちに『新沖縄文学』第36号に転載。同誌上では作品評を見つけることができなかったが、『小説現代』佳作入選時の選後評を概観すると、リアリティに欠けるという指摘はあるものの、ゴーゴリを連想させる「骨太の」小説で「新日本文学あたりにのせれば面白いだろう」（五木寛之）、または「難をいえば随筆風、淡彩にすぎる」が「新人賞にはいささかそぐわない」（野坂昭如）と好意的な評価も寄せられていた（『小説現代12月号』1976年、講談社）。他の文学作品に、1973年度九州沖縄芸術祭文学賞において地区優秀作入選の短篇「造作」、戯曲「拓かれる土」（『新沖縄文学』第6号、1967年）とシナリオ「テント村」（同書第8号、1968年）がある。
- (5) 本部茂「東山里五郎の奇妙な日帰り出張」『新沖縄文学』第36号、1977年10月、225頁。以下、作品の引用頁数は引用部分の最後に記す。
- (6) ちねんせいしん「戯曲人類館」『新沖縄文学』第33号、1976年10月、259頁—260頁。
- (7) 「精神障害者を強制収容／「皇太子来沖」に備え県警がリストアップ／基本的人権そこねる／県予防課は断る」『沖縄タイムス』1975年6月20日。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 「精神障害者を強制収容／県予防課に通知、行政上問題視／県警“他意はない”と撤回」『琉球新報』1975年6月21日。
- (11) 前掲、『沖縄タイムス』1975年6月20日。
- (12) 「“犯罪防止に逆効果”／県警の精障者リストアップ／“人権問題”と波紋」『沖縄タイムス』1975年6月21日。また、同日の記事では「皇室が各種行事に参加する場合には、これまでも宿泊先のホテルの従業員を強制的に検便させるなど、これまでも問題があった」ことが伝えられていた。
- (13) 前掲『沖縄タイムス』1975年6月21日。
- (14) 「第75回国会衆議院／法務委員会議録」第28号（昭和50年6月25日）。
- (15) 岡田靖雄、1972年、「アメリカ大使館自動車放火事件をめぐって」『差別の論理』勁草書房。

- (16) 井上正吾、小池清編、1980年、『精神障害』医歯薬出版を参照した。
- (17) 井上章一、1995年、『狂気と王権』紀伊國屋書店、81頁。
- (18) 昭和15、6年の神奈川県警務部長、昭和22、23年警視庁警務部長。（大霞会内務省史編集委員会、1971年、『内務省史第三巻』、759頁。）
- (19) 同書、816頁。
- (20) 前掲法務委員会議録第28号、21頁。
- (21) 穂坂久仁雄、1988年、「1987年秋、沖縄からの問いかけ—国体・天皇警備の意味するもの」『法と民主主義』第225号、日本民主法律家協会、8頁。三宅俊司も、1987年の沖縄国体で「精神障害」者に対する隔離分断が行なわれたことと、その方法が措置入院という強行手段ではなく同意入院という手段がとられたことを批判した（三宅俊司、1988年、「天皇来沖で何が起きたか——過剰警備110番を通して」『沖縄から天皇制を考える』新教コイノーニア5、110頁）。その流れで「浮浪者」にも同じような措置がとられたことを紹介している。
- (22) 鈴木忠義、2012年、「生活保護と行旅死亡人」『現代思想』青土社、197頁。また、戦後沖縄において生活保護法が制定されるのは1953年である。費用は全額琉球政府の負担義務とされ、予算上からくる制約のため保護制限的方針が1962年頃までとられた。1966年、生活扶助費に対して初めて日本政府援助が行なわれるようになり、その後援助費が拡大すると被保護世帯も増加傾向を示すようになった（前原穂積、2003年、『生命輝け 米軍占領下におかれた沖縄の社会福祉』あけぼの出版、96頁参照）。米国統治下のずさんな社会福祉の状況で、行旅法と生活保護法がどのように運用されていたかは検討を要する。
- (23) 鈴木忠義、前掲論文。
- (24) 岩田正美は、「身の回りの最低限の所持品しか持ち込めず、共同生活部分への依存が強く、したがってそこに私的で自由、自立的な生活や社会関係が展開されえず、また何年そこにも個々の居住権が発生しようがない状態」すなわち「慣習的居住の欠如」した状態を「不定住的貧困」と呼んでいる（岩田正美、1995年、『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房、18頁）。
- (25) 鈴木前掲論文、205頁。
- (26) 赤井朱美、2008年、「社会的弱者（マイノリティ）に対する現行実定法の不備と運用課題」『神戸親和女子大学研究論叢』41号、53頁。
- (27) 沖縄県生活福祉部社会福祉課、1997年、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」『行旅病人・行旅死亡人取扱必携』、琉球政府厚生局民生部、1968年、『社会福祉関係法規集』参照。戦後の沖縄において「行旅法」は1957年5月17日に公布され（立法第4号）、復帰後そのまま引き継がれた。
- (28) 仲間勇栄、1983年、「戦後の沖縄県における木材市場の展開構造」『創立三十五周年記念誌』社団法人沖縄県木材協会、67頁。
- (29) 牧瀬恒二、1968年、『沖縄と米日独占資本 沖縄経済を中心として』汐文社、37-39頁。
- (30) E.レヴィナス著／合田正人・三浦直希訳、2003年、『貨幣の哲学』法政大学出版局、112頁。

- (31) 新崎盛暉、1992年、「革新勢力とは何なのか」『世替わりの渦の中で／沖縄同時代史第一巻1973～1977』凱風社、64頁。ちなみに「五郎」が地図を眺めていたその頃には、屋慶名半島の先と平安座島の間には海中道路（1971年6月完成）が開通しており、平安座島と宮城島は沖縄三菱開発によって埋め立てられ、陸続きになっていた（沖縄の文化と自然を守る十人委員会編、1976年、『沖縄喪失の危機』沖縄タイムス社、125頁）。
- (32) 上原こずえ、2013年、「民衆の「生存」思想から「権利」を問う——施政権返還後の金武湾・反CTS裁判をめぐる——」『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所、134頁。
- (33) 新崎盛暉、1992年、「沖縄の開発と住民運動」『小国主義の立場で／沖縄同時代史第三巻1983～1987』凱風社、23頁。
- (34) 上原、前掲論文137頁。
- (35) 新崎前掲書『小国主義の立場で』22頁。
- (36) 沖縄バス株式会社、2011年、『沖縄バス60年のあゆみ』30頁。沖縄バスと「琉球、那覇、東陽」の4社は、海洋博会場行き直行バスの輸送本部を立ち上げた。さらに政府の補助金を得て、4社はバス150台を購入。1台につき130万円の補助を受けた。那覇市奥武山、北谷村桑江、名護バスターミナル、渡久地新港（本部町）にバスの発着所を設け、会場への観客輸送体制を整えた。」
- (37) ジョルジョ・アガンベン著／高桑和巳訳、2011年、『パートルビー 偶然性について』月曜社、74頁。

引用文献

- 赤井朱美、2008年、「社会的弱者（マイノリティ）に対する現行実定法の不備と運用課題」『神戸親和女子大学研究論叢』41号。
- ジョルジョ・アガンベン著／高桑和巳訳、2011年、『パートルビー 偶然性について』月曜社。
- 新崎盛暉、1992年、「革新勢力とは何なのか」『世替わりの渦の中で／沖縄同時代史第一巻1973～1977』凱風社。
- 1992年、「沖縄の開発と住民運動」『小国主義の立場で／沖縄同時代史第三巻1983～1987』凱風社。
- 2011年、『沖縄現代史新版』岩波書店。
- 井上章一、1995年、『狂気と王権』紀伊國屋書店。
- 井上正吾、小池清編、1980年、『精神障害』医歯薬出版。
- 岩田正美、1995年、『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房。
- 上原こずえ、2013年、「民衆の「生存」思想から「権利」を問う——施政権返還後の金武湾・反CTS裁判をめぐる——」『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所。
- 岡田靖雄、1972年、「アメリカ大使館自動車放火事件をめぐる」『差別の論理』勁草書房。
- 沖縄県生活福祉部社会福祉課、1997年、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」『行旅病人・行旅死亡人取扱必携』。
- 沖縄タイムス社、1976年、『沖縄年鑑1976』。
- 沖縄の文化と自然を守る十人委員会編、1976年、『沖縄喪失の危機』沖縄タイムス社。

- 沖縄バス株式会社、2011年、『沖縄バス60年のあゆみ』。
- 鈴木忠義、2012年、「生活保護と行旅死亡人」『現代思想』青土社。
- 大霞会内務省史編集委員会、1971年、『内務省史第三巻』。
- 多田治、2004年、『沖縄イメージの誕生』東洋経済新報社。
- 知念正真、1976年、「戯曲人類館」『新沖縄文学』沖縄タイムス社、第33号。
- 仲間勇栄、1983年、「戦後の沖縄県における木材市場の展開構造」『創立三十五周年記念誌』社団法人沖縄県木材協会。
- 穂坂久仁雄、1988年、「1987年秋、沖縄からの問いかけ—国体・天皇警備の意味するもの」『法と民主主義』第225号、日本民主法律家協会。
- 前原穂積、2003年、『生命輝け 米軍占領下におかれた沖縄の社会福祉』あけぼの出版。
- 牧瀬恒二、1968年、『沖縄と米日独占資本 沖縄経済を中心として』汐文社。
- 三宅俊司、1988年、「天皇来沖で何が起きたか——過剰警備110番を通して」『沖縄から天皇制を考える』新教コイノーニア5。
- 琉球政府厚生局民生部、1968年、『社会福祉関係法規集』。
- E.レヴィナス著／合田正人・三浦直希訳、2003年、『貨幣の哲学』法政大学出版社。
- 吉見俊哉、2005年、『万博幻想』ちくま新書。

看護専門学校における看護学生の喫煙防止教育効果の検証 ～加濃式社会的ニコチン依存度質問票（KTSND）を用いた分析～

柴田 忠佳*

A Verification Study of the Effect on Smoking Prevention Education among Nursing School Students at A Nursing Vocational School Measured by the Kano Test for Social Nicotine Dependence (KTSND)

SHIBATA Tadayoshi

要 旨

看護師は他の医療関係者と比べて喫煙率が高いことが指摘されているが、喫煙看護学生の多くは禁煙を望んでいることから、禁煙支援の必要性が高い看護専門学生を対象に喫煙防止教育を行い、前後にKTSNDを用いた調査を行い、その教育効果について属性ごとに分析した。

要 約

A看護学校1年次の121名（社会人経験者を含む）を対象に喫煙防止教育を行い、講義の前後に加濃式社会的ニコチン依存度質問票（以下KTSND）10項目を含む14項目の質問紙調査を実施した。また、講義前には、本人及び家族の喫煙状況と本人及び家族の電子タバコの喫煙状況も調査した。講義前後のKTSND合計得点の平均値については対応のあるt検定を行い、KTSND質問項目別平均値については、Wilcoxonの符号順位検定を実施した。また、KTSND合計得点の低下に対する質問項目別の寄与度¹⁾を計算することで、特にどの質問項目が合計得点の平均値の低下に寄与したのかを明らかにした。

その結果、全体データ及び各群いずれにおいてもKTSND合計得点の平均値については有意な低下が見られた。しかし、KTSND質問項目別平均値については、「家族に喫煙者なし」の群では、どの質問項目においても有意に低かったが、それ以外の群では、質問によっては有意な差がみられない項目があった。

本来、喫煙は好ましくないものと考えられるが、家庭内での人間関係が、喫煙を容認する傾向を促しているということが分かった。

* 沖縄大学地域研究所特別研究員

また、「家族に喫煙者なし」、「家族に喫煙者あり（父）」、「家族に喫煙者あり（父以外）」の3群の多重比較検定（分散分析）を行い、教育効果が属性によって異なるかを検証したが、講義前のデータでも講義後のデータでも3群の平均値に有意な関係は認められなかった。

以上の調査から、看護専門学校における効果のある喫煙防止教育のあり方を検討した。

キーワード：喫煙防止教育、加濃式社会的ニコチン依存度質問票（KTSND）、
看護専門学校、看護学生

Abstract

This paper surveys the effect of smoking prevention education held at a nursing vocational school. A smoking prevention education program was conducted for 121 first year students (including students with previous job experience) at a nursing school (called A herein.) A questionnaire survey was conducted covering fourteen topics, including ten from “the Kano Test for Social Nicotine Dependence (hereafter KTSND)”, both before and after the lecture. Before the lecture, we investigated both the smoking status and the smoking situation including electronic cigarettes of the students and their families. For comparison of the total value of KTSND, a paired t-test was conducted before and after lecture, and for the 10 KTSND questions a Wilcoxon signed-rank test was carried out. The contribution of each question item to the decrease of the total value of the KTSND was carefully calculated, and which question item in particular contributed to the reduction of the total value was clarified.

As a result, it became evident that there was a significant decrease in the total value of KTSND both overall and in each group as well. However, in the case of the individual questions, there were items which showed no significant decrease in the group which had no smoking family members.

From the start, one may assume that smoking is undesirable, but it was found that human relationships at home promoted a tendency to tolerate smoking. In addition, a multiple comparison test (analysis of variance) was performed on three separate groups, “No smokers in the family”, “Smoking father in the family”, and “non-Smoking father in the family” in order to examine whether the educational effect differs depending on these variable. However, no significant relationship was found between the mean values of the 3 groups in the data collected before or after the lecture.

Based on the above surveys, we proposed an effective program of smoking prevention education for nursing vocational schools.

KeyWords : smoking prevention education,
the Kano Test for Social Nicotine Dependence (KTSND),
nursing vocational school, nursing school students

1. はじめに

喫煙防止教育は小学校から大学、社会人までが対象であり、各学校の段階で数多くの喫煙

防止教育の先行研究が存在する。例えば、小学生を対象とした喫煙防止教育の最近の研究には原（2013）らの研究や今野ら（2012）の研究がある。また、中学生を対象としたものでは後藤ら（2015）の研究、小中学生を対象としたものでは堤ら（2013）の研究、高校では大塚ら（2012）の研究、大学では川崎ら（2012）、北ら（2015）、荻野ら（2017）の研究がある。更に社会人に対する喫煙防止教育では富田ら（2013）が理学療法士の喫煙率と禁煙教育がタバコに関する意識に与えた即時効果を検証している。その中でもとりわけ看護学校の学生を対象とした喫煙防止教育が重要な理由として、大きく以下の3つが挙げられる。

第1の理由は、他の医療関係者と比べて看護師の喫煙率が高いという調査結果が北村（2004）や大島ら（1988）で報告されているからである。また、日本看護協会が会員を対象に実施した「2001年 看護職とたばこ・実態調査」によれば、看護職の喫煙率は25.7%（女性24.5%、男性54.4%）で、厚生労働省の「平成10年度喫煙と健康に関する実態調査」における成人喫煙率（一般女性13.4%、一般男性52.8%）を上回っていた。また、「2006年 看護職のたばこ実態調査」によれば、看護職の喫煙率は19.9%（女性18.5%、男性54.2%）と前回の調査より、全体の値は5.8ポイント減少したが相変わらず高く、当時の到達目標であった半数には届かなかった。

第2の理由は、医療において禁煙指導の役割が期待される看護師について、喫煙の害に対する認識が低いことが諸調査で明らかになっていることである。「2013年 看護職のタバコ実態調査」によれば、喫煙の害に対する認識が低い例として、現在喫煙者（276人）のファールガストロームニコチン依存度（FTND）が、約34%が中～高程度の依存度であったこと、「敷地内全面禁煙」「屋内全面禁煙」「屋内分煙」といった禁煙対策が「守られている」とする回答が、38.8%に留まったこと等が報告されている。

第3の理由は、江口（2013）の全国の273校の日本医師会立看護師等学校養成所に在籍する看護学生を対象にした調査によれば、喫煙学生のうち75.8%は禁煙を望んでおり、学校側のタイムリーな禁煙指導が望まれることが指摘されていることである。看護学生の喫煙率は全体で19.6%（女性15.8%、男性5.8%）また、20歳以上の学生に限定すると全体で22.9%（女性18.6%、男性39.8%）であった。

患者と身近に接する看護師の喫煙率の高さや喫煙の害に対する認識の低さは、国民の健康福祉にかかわる重大事であり、そのため、看護学校の学生の喫煙防止教育の重要性は高いと言える。筆者らはこれまで沖縄県内の約20の学校において喫煙防止教育を行いその効果を検証してきたが、本稿では上記の諸理由から、特に看護学生の喫煙防止教育の効果について検証した事例についてその結果を報告する。

2. 看護師・看護学生の喫煙動機、喫煙時期に関する先行研究

看護師や看護学生の喫煙習慣の実態、喫煙の理由や開始の動機を解明することは、喫煙防止教育の効果を上げるために非常に重要であると考えられる。そのため、看護師の喫煙理由、

喫煙時期等の先行研究を整理した。

「2013年 看護職のタバコ実態調査」によると、習慣的喫煙開始年齢は20～29歳が最も多く66.8%、20歳未満が28.3%となっており、特に18～22歳で開始した割合は78.2%にのぼっている。また、習慣的な喫煙経験を有する者がタバコを吸い始めた動機として、52.8%が「友達が吸うため」、44.9%が「ストレス解消のため」を挙げている。看護師のストレスに関連する研究としては、島井ら（2011）が看護師と喫煙に関する論文レビューの調査から、喫煙の開始については、ストレスが関与している証拠はなく、多くの看護師や看護学生は病院に勤務する前に喫煙を開始していたことを指摘している。一方で、鈴木（2004）は看護学生、看護職はストレス解消の手段として喫煙していると述べている。また、山野ら（2014）は、非喫煙看護師に比べ喫煙看護師は、ストレスサー、ストレス反応の得点が高かったこと、また、新人看護師においては、喫煙行動がストレス反応を増大させると述べている。

喫煙防止教育では2003年に加濃らが開発した加濃式社会的ニコチン依存度質問票（Kano Test for Social Nicotin Dependence, KTSND）（表1参照）を利用した研究が数多く報告されている。これらの研究では、喫煙防止の講演の前後にKTSNDを用いて教育効果を検証している。KTSND合計得点は、30点満点で、社会的ニコチン依存が高いほど高値を示す。KTSNDの妥当性や有用性は種々の研究で検討されているが、学校や職場毎のKTSND合計得点の平均値の比較や、喫煙防止教育（禁煙講演）の効果判定に用いられており、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人に対しても行われている。

先行研究の調査通りならば、喫煙を容認する心理的、社会的依存性からの脱却を目指すためには、理論的に禁煙教育を行うだけでは限界がある可能性がある。この点を確かめるために、本稿では講義前後のKTSND合計得点の平均値の変化に注目するだけでなく、KTSND質問項目別平均値（10個の質問項目は、それぞれ、喫煙の文化的側面の正当化の程度、喫煙が心身に与える影響の正当化の程度、喫煙規制の評価を示している）の変化を個別に調査することにより、その結果から看護専門学校における最も効果のある喫煙防止教育のあり方について検討することとした。

表1 KTSND質問項目（調査票1）

(1) タバコを吸うこと自体が病気である。	①そう思う	②ややそう思う	③あまりそう思わない	④そう思わない
(2) 喫煙には文化がある。	①そう思う	②ややそう思う	③あまりそう思わない	④そう思わない
(3) タバコは嗜好品（しこうひん：味や刺激を楽しむ品）である。	①そう思う	②ややそう思う	③あまりそう思わない	④そう思わない
(4) 喫煙する生活様式も尊重されてよい。	①そう思う	②ややそう思う	③あまりそう思わない	④そう思わない
(5) 喫煙によって人生が豊かになる人もいる。	①そう思う	②ややそう思う	③あまりそう思わない	④そう思わない

- (6) タバコには効用(からだや精神に良い作用)がある。
①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない
- (7) タバコにはストレスを解消する作用がある。
①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない
- (8) タバコは喫煙者の頭の働きを高める。
①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない
- (9) 医者はタバコの害を騒ぎすぎる。
①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない
- (10) 灰皿が置かれている場所は、喫煙できる場所である。
①そう思う ②ややそう思う ③あまりそう思わない ④そう思わない

質問1 : そう思う(0)、ややそう思う(1)、あまりそう思わない(2)、そう思わない(3)

質問2-10: そう思う(3)、ややそう思う(2)、あまりそう思わない(1)、そう思わない(0)

30点満点; 暫定規準(禁煙指導等での目標): 合計9点以下

3. KTSNDを用いた喫煙防止教育の先行研究

KTSNDを用いた喫煙防止教育の効果の測定は、KTSNDの10項目の合計得点の平均値が講義前と講義後でどれだけ変化したかで示される。講義前の合計得点の平均値より、講義後の合計得点の平均値が、仮説検定の結果統計学的に有意に低下した場合、教育の効果があったと判断される。一方で、KTSNDの質問項目別平均値が、講義後にどれだけ低下したかを計算することで、どの質問項目で特に教育効果があったのか、逆になかったのかを明らかにすることができる。

また、KTSND合計得点の平均値については、統計学的に有意な教育効果があったとしても、質問項目別平均値では有意な結果が得られなかった研究事例がある。

遠藤ら(2007)では小学校の児童を対象に分析し、喫煙経験のある児童については、KTSND合計得点の平均値について教育効果が認められたが、質問項目別平均値については、教育効果が得られなかったケースを報告している。他に、「家族に喫煙者あり」の群と「家族に喫煙者なし」の群に分けて、KTSND質問項目別平均値を検証し、「家族に喫煙者なし」の群については、有意な結果が得られなかった質問項目があることを報告している。

大塚ら(2010)は、2006年に、看護学校1年生40名及び3年生36名を対象に、喫煙への寛容度、タバコ対策に関する知識の自己評価、タバコ対策への参加意識について調査した。質問紙調査の時期は、1回目は2006年4月中旬(1年生、3年生とも)、2回目は、4月下旬(3年生)と5月上旬(1年生)、3回目は5月中旬(1年生)と下旬(3年生)であった。そして、3年生では2回目調査の直前に、1年生では3回目調査の直前にそれぞれ、喫煙防止・禁煙支援に関する90分1回の講義を実施した。その結果、喫煙の寛容度の調査についてKTSND合計得点の平均値は1年生、3年生とも講義後に有意に減少したが、KTSND質問項目別平均値の分析では、講義前後の比較で、「2. 喫煙には文化がある」と「4. 喫煙する生活様式も尊重されてよい」は、寛容度の低い方への回答が若干増えたものの、有意な違いはなかったと述べている。

さらに、大塚ら（2013）は、2008年に、看護学校1年生42名及び3年生37名を対象に、喫煙防止等に関する講義を実施し、その前後で社会的ニコチン依存度、タバコ問題・対策に関する知識、タバコ対策に関する意識についても調査した。質問紙調査の実施時期について、1回目の調査（事前調査）は、講義を実施する1週間前、2回目の調査（事後調査）は、90分間の講義終了直後に実施したが、この場合には、事後調査においてKTSNDの全項目で依存度の低い方向への有意な変化が認められたと述べている。

大塚らの複数の研究は、本稿の関心と一致した内容であり、KTSND合計得点の平均値のみならず、質問項目別平均値についても教育効果を検証している。喫煙動機が友人関係や家族関係に依存するものであれば、KTSNDの各質問項目について理論的に説明したとしても、教育効果が現れにくい可能性がある。そのため、「家族に喫煙者あり」の群と「家族に喫煙者なし」の群に分けての喫煙防止教育の効果検証も必要と考えられる。

以上の内容を基に、本研究では単にKTSND合計得点の平均値のみではなく、属性ごとに分け、また質問項目別平均値を求め、教育効果を確認することとした。

4. 対象と方法（仮説の定立）

2016年11月、A看護学校1年次の社会人経験者を含む121名（女性100名、男性11名、性別不明10名）を対象に、沖縄大学人文学部福祉文化学科山代寛教授による喫煙防止教育を実施した。講義の前後にKTSNDの10項目の質問（調査票1）を行い、さらに講義前には喫煙状況を尋ねる4項目を含む調査票2によるアンケートも実施した。KTSNDの配点は質問1のみ左から0、1、2、3点、質問2から質問10までが左から3、2、1、0点、合計30点満点である。喫煙防止教育前に、質問1から10までの問に対しては、自分が最も近いと思う番号を○で囲むように指示した。質問11により本人の喫煙状況を、質問12により家族の喫煙状況を、質問13により本人の電子タバコの喫煙状況を、質問14により家族の電子タバコの喫煙状況を調査した。尚、筆者のその後の調査票においては、電子タバコに関する質問は、「新型タバコまたは電子タバコ」という表現を使い調査を行っている。喫煙防止教育後に質問1から質問10まで同じ内容（調査票1）を再度自分が最も近いと思う番号を○で囲ませた。

尚、同校の入学に際しては、非喫煙者であることが条件とされている。そのため、分析方法としては、「喫煙経験学生」と「非喫煙学生」の2群に分けて検証した。また、家族の喫煙者の有無による分類については、「家族に喫煙者なし」、「家族に喫煙者あり（父）」、「家族に喫煙者あり（父以外）」の3群に分けて検証することとした。以上の2群および3群での比較について、記述統計、寄与度、KTSND合計得点、KTSND項目別得点等について、次項以降で具体的に述べる。

先行研究の調査から、本研究では、第1に、KTSND合計得点の平均値と質問項目別平均値を求め、講義前後の教育効果の検証を行った。検定方法については、講義前後のKTSND合計得点の平均値の比較については対応のあるt検定を行い、KTSNDの質問項目別平均値

については、それぞれWilcoxonの符号順位検定を実施することにした。これにより、講義前後の合計得点の平均値の統計学的に有意な低下がどの質問項目によってもたらされたのかを明らかにする。更に、KTSND合計得点の低下に対する質問項目別の寄与度¹⁾を計算することで、統計学的に有意な質問項目のうち、特にどの質問項目が合計得点の平均値の低下に寄与したのか、どの質問項目が寄与していないのかを明らかにできることが本稿の特徴である。

第2に、「家族に喫煙者なし」、「家族に喫煙者あり（父）」、「家族に喫煙者あり（父以外）」の3群の多重比較検定を行い、教育効果は属性によって異なるかについても検証した。もし、喫煙理由が人間関係によるものであれば、3群による多重比較検定で、教育効果は群ごとに差が発生すると予測される。以上の仮説を定立して分析を行った。

尚、データ解析は、Bell Curve for Excel (Ver.2.14) 及びIBM SPSS Statistics (Ver.24.0)を使用した。また、使用した調査票は以下の通りである。

調査票1 最初の10項目の質問（KTSND）は、表1と同じものである

調査票2（KTSND以外の質問）

(11) あなたはタバコを吸いますか？

- ①タバコを毎日吸う（1日 本）
- ②タバコを時々吸う
- ③タバコを吸っていたが現在はやめている
- ④タバコを吸ったことがない

(12) あなたのまわり（家族等）でタバコを吸っている人はいますか？

- ①いる（いる場合は誰ですか？）
- ②いない

(13) あなたは電子タバコを吸いますか？

- ①電子タバコを毎日吸う（1日 本）
- ②電子タバコを時々吸う
- ③電子タバコを吸っていたが現在はやめている
- ④電子タバコを吸ったことがない
- ⑤電子タバコについては知らない

(14) あなたのまわり（家族等）で電子タバコを吸っている人はいますか？

- ①いる（いる場合は誰ですか？）
- ②いない

尚、筆者のその後の調査票においては、電子タバコに関する質問は、「新型タバコまたは電子タバコ」という表現を使い調査を行っている。

5. 分析結果

(1) 記述統計

A看護専門学校1年生121名に対し調査を行った。このうち性別を回答した111名の内訳は、女性100名 男性11名である。

このうち年齢を回答した者は101名で、平均年齢は20.13歳であった。その構成は、以下の通りである。

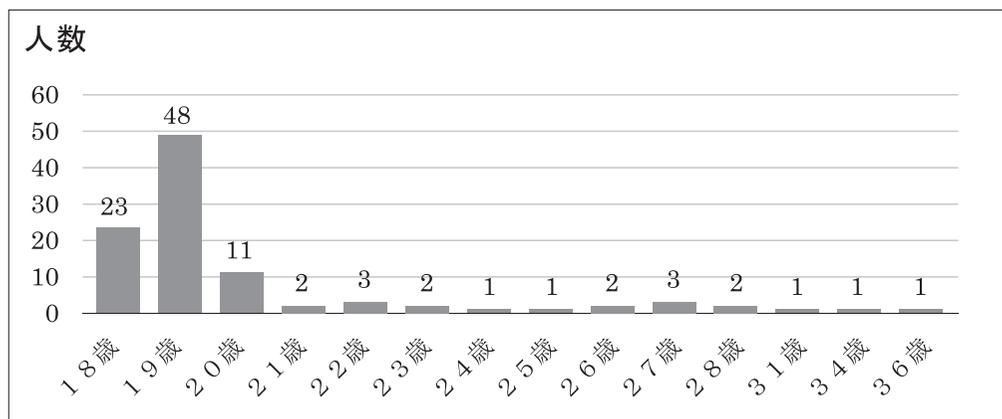


図1 A看護専門学校回答者の年齢と人数（101名）

有効な回答した111名のうち、「タバコを毎日吸う」と答えた者はいなかったが、「タバコを時々吸う」と答えた者は1名、「タバコを吸っていたが現在はやめている」と答えた者は9名であった。喫煙率を「タバコを毎日吸う」と「タバコを時々吸う」を合計した「現在習慣的に喫煙している者の割合」とした場合、女性0.9%、男性0%であった。

本稿では、「タバコを時々吸う」と答えた者と「タバコを吸っていたが現在はやめている」と答えた者を足した者を「喫煙経験学生」群とした。「喫煙経験学生」群は、10名（9.0%）、「非喫煙学生」群は、101名（91.0%）であった。

「家族に喫煙者なし」群は49名（44.1%）、「家族に喫煙者あり」は62名（55.9%）であった。「家族に喫煙者あり（父）」群は33名（29.7%）、「家族に喫煙者あり（父以外）」群は、29名（26.1%）であった。

また、喫煙者に母がいるのは4名、祖父母1名、兄弟姉妹8名、その他24名であった（複数回答含む）。その他の24名にはおそらく配偶者が含まれていることが予想される。

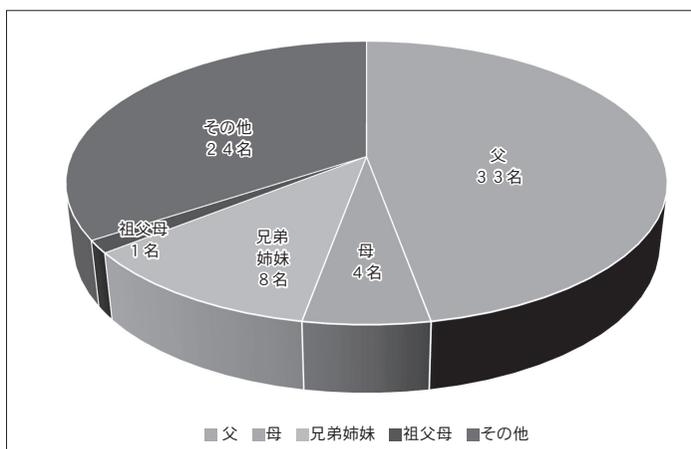


図2 家族の喫煙者の内訳 (複数回答含む)

「電子タバコを毎日吸う」と答えた者はいなかったが、「電子タバコを時々吸う」と答えた者は1名、「電子タバコを吸っていたが現在はやめている」と答えた者は2名であった。電子タバコ使用率を「電子タバコを毎日吸う」と「電子タバコを時々吸う」を合計した「現在習慣的に電子タバコを使用している者の割合」とした場合、女性0.9%、男性0%であった。また、「電子タバコについて知らない」と回答した者は23名(20.7%)であった。また、「家族に電子タバコを吸っている者がいる」のは6名(5.4%)であった。

(2) 寄与度¹⁾ (表2参照)

表2より、KTSND合計得点の平均値の変化率より、「喫煙経験学生」群(-0.4800)の教育効果が一番低かった。次に教育効果が低かったのは、「家族に喫煙者あり(父以外)」群(-0.5087)であった。教育効果が一番高かったのは、「家族に喫煙者なし」群(-0.6273)であった。

表2 各質問項目における寄与度¹⁾および変化率

	各質問項目の寄与度										合計得点の平均値の変化率
	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6	質問7	質問8	質問9	質問10	
全体データ	-0.0771	-0.0397	-0.0954	-0.0466	-0.0595	-0.0351	-0.0992	-0.0267	-0.0107	-0.0809	-0.571
「喫煙経験学生」群	-0.08	-0.0267	-0.1	-0.0533	-0.04	-0.0467	-0.08	-0.02	0.02	-0.0533	-0.48
「非喫煙学生」群	-0.0767	-0.0413	-0.0948	-0.0457	-0.062	-0.0336	-0.1017	-0.0276	-0.0147	-0.0844	-0.5828
「家族に喫煙者なし」群	-0.0911	-0.0388	-0.0978	-0.0506	-0.059	-0.0388	-0.1197	-0.0354	-0.0152	-0.0809	-0.6273
「家族に喫煙者あり」群	-0.0656	-0.0405	-0.0934	-0.0432	-0.0599	-0.0321	-0.0823	-0.0195	-0.007	-0.0809	-0.5244
「家族に喫煙者あり(父)」群	-0.0674	-0.0593	-0.0916	-0.035	-0.0593	-0.0404	-0.0862	-0.0162	-0.0189	-0.0647	-0.539
「家族に喫煙者あり(父以外)」群	-0.0636	-0.0202	-0.0954	-0.052	-0.0607	-0.0231	-0.078	-0.0231	0.0058	-0.0982	-0.5087

た。次に教育効果が高かったのは、「非喫煙学生」群（-0.5828）であった。各質問項目の寄与度を求めた結果、質問9は「喫煙経験学生」群と「家族に喫煙者あり（父以外）」群でプラスの値が生じた。

(3) KTSND平均得点の変化（表3参照）

表3より、各群において、KTSND平均得点が有意に低下した。

表3 講義前後のKTSND平均得点の変化

	サンプルサイズ	講義前平均値	講義後平均値	t 値	p 値
全体データ	111	11.802	5.063	15.195	**
「喫煙経験学生」群	10	15	7.8	4.6519	**
「非喫煙学生」群	101	11.485	4.792	14.395	**
「家族に喫煙者なし」群	49	12.102	4.501	11.4288	**
「家族に喫煙者あり」群	62	11.565	5.5	10.3449	**
「家族に喫煙者あり（父）」群	33	11.242	5.182	6.8449	**
「家族に喫煙者あり（父以外）」群	29	11.931	5.862	3.2848	**

注1：対応のあるt検定

注2：*は5%有意水準、**は1%有意水準を示す。

(4) 講義前後のKTSND項目別得点の差の検定（表4参照）

講義前後でのKTSND平均得点の差を明らかにするために、Wilcoxonの符号順位検定を行った結果、個別の質問項目では、「喫煙経験学生」群では、質問2、質問5、質問6、質問8、質問9では有意な差はないことが分かった。この他に有意な差が出なかったのは、「家族に喫煙者あり」群の質問9、「家族に喫煙者あり（父）」群の質問8、質問9、「家族に喫煙者いる（父以外）」群の質問2、質問8、質問9であった。

(5) 家族喫煙者の有無による3群間の平均値の差の検定

「家族に喫煙者なし」群、「家族に喫煙者あり（父）」群、「家族に喫煙者あり（父以外）」群の3群の多重比較検定（分散分析）を行った結果、講義前のデータでも講義後のデータでも3群の平均値に有意な関係が認められなかった。そのため、分散分析で有意な結果が得られなくても、多重比較検定ができるDunnnettの方法で検定を試みたが、講義前も講義後も有意な差は得られなかった。

表 4 講義前後の KTSND 項目別得点の差の検定

	質問 1	質問 2	質問 3	質問 4	質問 5	質問 6	質問 7	質問 8	質問 9	質問 10
全体データ										
質問項目別平均値 講義前	1.5496	1.5586	1.4774	0.9099	1.0631	0.6667	1.6667	0.5496	0.4775	1.8828
質問項目別平均値 講義後	0.6395	1.09	0.3513	0.3603	0.3604	0.2522	0.4955	0.2342	0.3514	0.9279
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**	**	**	**	**	**	**	**	*	**
「喫煙経験学生」群										
質問項目別平均値 講義前	1.4	1.5	2	1.6	1.5	1.3	2.2	0.9	0.5	2.1
質問項目別平均値 講義後	0.2	1.1	0.5	0.8	0.9	0.6	1	0.8	1.3	0.78
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**		**	**			**			**
「非喫煙学生」群										
質問項目別平均値 講義前	1.5644	1.5644	1.4257	0.8416	1.0198	0.6039	1.6139	0.5149	0.4752	1.8613
質問項目別平均値 講義後	0.68317	1.0891	0.3366	0.3168	0.3069	0.2178	0.4455	0.198	0.3069	0.8911
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**	**	**	**	**	**	**	**	*	**
「家族に喫煙者なし」群										
質問項目別平均値 講義前	1.5918	1.5306	1.5102	0.8571	1.1224	0.653	1.8367	0.6531	0.4694	1.8776
質問項目別平均値 講義後	0.4898	1.0612	0.3265	0.2449	0.4082	0.1837	0.3878	0.2245	0.2857	0.8979
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**	*	**	**	**	**	**	**	*	**
「家族に喫煙者あり」群										
質問項目別平均値 講義前	1.5161	1.5806	1.4516	0.9516	1.0161	0.6774	1.5322	0.4677	0.4839	1.8871
質問項目別平均値 講義後	0.7581	1.1129	0.3709	0.4516	0.3226	0.3064	0.5806	0.2419	0.4032	0.9516
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**
「家族に喫煙者あり(父)」群										
質問項目別平均値 講義前	1.6364	1.7272	1.303	0.8485	0.9394	0.6363	1.5455	0.3636	0.5151	1.7272
質問項目別平均値 講義後	0.8788	1.0606	0.2727	0.4545	0.2727	0.1818	0.5758	0.1818	0.303	1
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**	**	**	**	**	**	**	**		**
「家族に喫煙者あり(父以外)」群										
質問項目別平均値 講義前	1.3793	1.4138	1.6207	1.067	1.1034	0.7241	1.5172	0.5862	0.4483	2.069
質問項目別平均値 講義後	0.6207	1.1724	0.4828	0.4483	0.3793	0.4482	0.5862	0.3103	0.5172	0.8965
検定結果 * 5%有意水準、** 1%有意水準	**		**	**	**	*	**			**

注 1: Wilcoxon の符号順位検定を実施したが、サンプルサイズが多い場合は同順位補正 z 値および同順位補正 p 値で判定している。

6. 結論

看護学校 1 年次の 121 名（社会人経験者を含む）を対象に喫煙防止教育を行い、講義の前後に KTSND の 10 の質問を含むアンケート調査を実施した。その結果、全体データ及び各群いずれにおいても KTSND 合計得点の平均値については有意な低下が見られた。しかし、KTSND の 10 項目については、「非喫煙学生」群と「家族に喫煙者なし」群以外の群で有意な低下が見られない項目があった。「喫煙経験学生」群と「非喫煙学生」群を比較すると、「喫煙経験学生」群の方が教育効果は低かった。「喫煙経験学生」群は質問 2、質問 5、質問 6、質問 8、質問 9 が、「家族に喫煙者あり(父)」群は質問 8 と質問 9 が、また、「家族に喫煙者あり(父以外)」群は質問 2、質問 8、質問 9 がそれぞれ有意ではなかったため、他項目に比べ教育効果は低かったと言える。

KTSND の合計得点の変化率については、全体データ及び各群ともすべてマイナスの値になっていたが、KTSND 合計得点の低下に対する質問項目別の寄与度 1) を求めたところ、「喫煙経験学生」群と「家族に喫煙者あり(父以外)」群の質問 9 「医師はタバコの害を騒ぎすぎる」についてはプラスの値であった。

「タバコを時々吸う」と答えた者は 1 名、「タバコを吸っていたが現在はやめている」と答えた者は 9 名いた。「電子タバコを時々吸う」と回答した者が 1 名、「電子タバコを吸ってい

たが現在はやめている」と回答した者は2名、「家族に電子タバコを吸っている者がいる」と回答した者は6名いた。紙巻タバコについては勿論のこと、電子タバコを含むいわゆる「新しいタバコ（新型タバコ）」については、喫煙防止教育の中で正しい情報を伝えていくべきである。

横谷ら（2012）は、喫煙を肯定的にみる認識に母の喫煙が関連すると述べている。本研究では、父親の喫煙や恐らく配偶者の喫煙が教育効果を低下させているといると考えられた。そのため、親や配偶者に対して喫煙防止教育に関する情報を共有し行動変容を促すことが必要である。

A看護専門学校は原則禁煙であることから、理想的には入学前に喫煙防止教育を受講し、禁煙は勿論のこと喫煙の害に対する認識を高め、将来指導者になるという意識を持ち入学することが望まれる。そのため、小・中・高校の段階で喫煙防止について適切に学べる環境づくりが必要である。

また、分散分析の結果では、属性によって教育効果の違いは認められなかったが、質問項目を個別に検定してみると属性によって教育効果に違いが生じていることが認められた。

7. 考察

今回調査を行ったA看護専門学校1年生の平均年齢は20.13歳であったが、その年齢構成は、下は18歳から上は36歳まで幅広い年齢層に渡っていた。

「タバコを毎日吸う」と答えた者はいなかったが、「タバコを時々吸う」と答えた者は1名、「タバコを吸っていたが現在はやめている」と答えた者は9名いた。対象としたA看護専門学校は原則禁煙の施設であることから、本人の喫煙状況を尋ねる設問には正直に答えることが難しかった可能性はある。

電子タバコに関する調査では、「電子タバコを毎日吸う」と答えた者はいなかったが、「電子タバコを時々吸う」と回答した者が1名、「電子タバコを吸っていたが現在はやめている」と回答した者は2名、「家族に電子タバコを吸っている」者がいるのは6名いたことが判明した。いわゆる「新しいタバコ（無煙タバコ、スヌース²⁾、電子タバコ、非燃焼・加熱式タバコ等）」に対する日本禁煙学会の見解（2016）によれば、電子タバコ蒸気・エアロゾル中には、国際がん研究機関（IARC）発がん性分類グループ1に分類されるホルムアルデヒド、グループ2Bのアセトアルデヒド、刺激性を有するアクロレイン等を発生するものがあると指摘されている。また、無煙タバコ中には、ニトロソアミン、ベンゾ [a] ピレン等が含まれており、スヌース²⁾を含む無煙タバコは、IARCにより、グループ1と分類されており、これは厚生労働省からも情報が発信されている。さらに、非燃焼・加熱式タバコにも紙巻タバコと同程度のニコチンが含まれているとの指摘もされている。今回の調査で判明した「電子タバコを時々吸う」者や「経験のある」者は、安全であると誤解して使用している可能性がある。また、将来看護師になるにもかかわらず、電子タバコについては知らないと回答した者は23名

(20.7%) いることから、電子タバコを含むいわゆる「新しいタバコ（新型タバコ）」については、喫煙防止教育の中で正しい情報を伝えていくべきである。尚、電子タバコに関する安全性対策等については消費者庁(2010a, 2010b, 2010c)が通達している。また、田中(2015)、三浦(2011)、望月(2014)らは看護学生等が知るべき内容を述べている。

また、筆者が2016年1月に沖縄県内のA小学校6年生を対象に喫煙状況を調査した結果、電子タバコを吸ったことがある児童が発見されたが、いわゆる「新しいタバコ（新型タバコ）」の使用は確実に低年齢層にまで広がっており、看護学生は勿論のこと、小・中・高校においても喫煙防止教育の中で、最新の見解を伝えていく必要がある。

高井ら(2012)は、東邦大学医学部看護学科の学生を対象にKTSNDを用いて3年間の合計得点の平均値の推移を調査した結果、それぞれ14.0±5.5、13.7±5.8、13.6±4.6と3年間で有意な変化は認められなかったと述べている。

今回調査したA看護学校は、全体データで見た場合、KTSNDの合計得点の平均値は、講義前が11.802、講義後が5.063であった。本校は先にも述べたように原則禁煙であることを考慮すると、仮に喫煙していても、「喫煙している」と答えにくい状況にあるため、一般的な看護学校よりも喫煙率は低くなると予想される。高井らの調査との比較でも、講義前時点で、すでに得点は低かったが、講義後にさらに得点を下げたことは教育効果を示すものと思われた。

KTSND合計得点の低下に対する質問項目別の寄与度¹⁾を求めたところ、「喫煙経験学生」群と「家族に喫煙者あり(父以外)」群の質問9「医者はタバコの害を騒ぎすぎる」についてプラスの値が生じたが、これらは有意な関連が見られなかった項目でもあるため、明らかに逆の教育効果があったとは言えないと考えられた。

また、KTSNDの質問9「医者はタバコの害を騒ぎすぎる」については、医者が喫煙を心配して指導するのは騒ぎすぎではなく、当然であると思うのが看護学生の基本的姿勢としてあり、それが医師の診療の介助を業務とする看護学生の本来の特徴であると考えられることから、集団の特性として看護学生は医者が騒ぎすぎとは思わないという姿勢が変わらないのだと考えるのが妥当であると思われた。

合計得点の平均値の変化率を求めた結果は、「喫煙経験学生」群の教育効果が一番低かった(-0.4800)。これらの学生は喫煙を正当化し、学生によってはニコチン依存に陥っている可能性を否定はできないと考えられる。

「喫煙経験学生」群と「非喫煙学生」群を比較すると、検定結果からも「喫煙経験学生」群の方が教育効果は低かった。「喫煙経験学生」群は、質問2「喫煙には文化がある」、質問5「喫煙によって人生が豊かになる人もいる」、質問6「タバコには効用(からだや精神に良い作用)がある」、質問8「タバコは喫煙者の頭の働きを高める」、質問9「医者はタバコの害を騒ぎすぎる」が有意ではなかったため、教育効果があったとは言えない項目が、最も多い群であった。葛西ら(2001)の看護学生の喫煙と学習意欲・精神的健康との関連につい

ての研究によれば、看護学生1040名中、喫煙者群は328名であったが、喫煙者群は勉強前・中・後に必ずする行動に「喫煙」を挙げ、その理由は「学習意欲を高めるため」、「考えをまとめるため」等であった。また、喫煙者群はストレス解消法に「喫煙」、「飲酒」、「カラオケなどで歌う」、「ドライブをする」といった身体活動性の高いものを挙げている者の割合が多かったと報告している。今回の調査では、葛西ら（2001）の調査ほどは喫煙者はいなかったが、質問8が有意にならなかった理由として、喫煙と学習意欲の関係を肯定的に捉えている学生がいることが考えられる。また、質問6が有意にならなかった理由としてストレス解消法に「喫煙」が良いと捉えている学生がいることが考えられる。さらに、質問2や質問5における教育効果を高くするためには、タバコが依存性薬物であることを学生に確実に認識させる必要があると考えられる。

遠藤ら（2007）や大塚ら（2013）は、KTSNDの合計得点では教育効果が認められても、KTSNDの10項目の中には、統計学的に有意でない項目が生じた事例を報告している。今回の調査でも、全体データ及び各群いずれにおいてもKTSNDの合計得点については有意な低下が見られたが、KTSNDの10項目の中には、「非喫煙者学生」群と「家族に喫煙者なし」群を除く群で有意な低下が見られない項目があった。

さらに遠藤ら（2007）らは、小学生を対象にした研究で、「家族に喫煙者あり」群と「家族に喫煙者なし」群に分けて、KTSNDの10項目ごとに教育効果の検証をしており、「家族に喫煙者あり」群については、合計得点で見ても、質問項目別で見ても、教育効果が有意に観察されたが、「家族に喫煙者なし」群については、質問1、質問4、質問6、質問7、質問8で有意な結果が得られなかったと報告している。「家族に喫煙者あり」の児童は、喫煙防止教育の内容を見て、心配になり、教育効果が高く発揮されたと考えられるが、「家族に喫煙者なし」の児童は、そもそも興味がなかった可能性がある。

一方、今回の調査では、全体データ及び各群いずれにおいてもKTSNDの合計得点については有意な低下が見られたが、「家族に喫煙者あり」群の質問9、「家族に喫煙者あり（父）」群の質問8、質問9、「家族に喫煙者あり（父以外）」群の質問2、質問8、質問9では有意になっていなかった。似たような結果は、中村（2014）が女子短期大学食物栄養学科1,2年生を対象にした調査で、自分の周囲に喫煙者がいる場合は、いない場合に比べKTSND値が統計学的に有意に高いこと、同様に家庭内に喫煙者がいる場合も、いない場合に比べKTSND値が統計学的に有意に高いことを報告している。

荻野ら（2017）は、大学初年次生に対する調査で、母親の喫煙が入学前（未成年）の喫煙経験に影響があることを報告している。その一方で、父親の喫煙状況はKTSNDの点数に大きな影響を及ぼしていなかったと述べている。しかし、本研究では、「家族に喫煙者がいる」と回答した62名（55.9%）のうち、33名は父親が喫煙者であることが判明し、この「家族に喫煙者あり（父）」群は（全員が非喫煙者）は、質問8と質問9が有意でなかったため、教育効果があったとは言えない項目であった。そのため、喫煙防止教育においては、本人への

教育は勿論のこと、父・母を問わず親への介入をすることで、本人への教育効果をより高めることができるのかを検討する必要があると考えられる。

筆者は、小学生を対象とした喫煙防止教育においては、次世代の健康づくり副読本『生活習慣学習教材小学4～6年生 ちゃ～がんにゅ～（以下、ちゃ～がんにゅ～）』（次世代の健康教育検討委員会 生活習慣班 班長山代寛 2015）を活用し、生徒本人に読ませるだけではなく、生徒に自宅にて必ず親にも読んでいただくように指導をしている。『ちゃ～がんにゅ～』は、小学高学年を対象にイラストを豊富に使って作成されており、沖縄が長寿県として後退してしまった現在の危機を紹介した上で、その復活のために取り組むべきことをタバコ、アルコール、食生活、睡眠、身体活動（運動）について分かりやすく解説していることが特徴である。尚、次世代の健康教育検討委員会は、4つの班（食育班、生活習慣班、こころの健康班、教員用テキスト班）で構成され、各班により、それぞれ『食生活学習教材小学1～6年生 くわっち～さびら』（次世代の健康教育検討委員会 食育班 班長田名ほか 2015）、『ちゃ～がんにゅ～』、『中学1～3年生 こころのタネ』（次世代の健康教育検討委員会副読本作成班 こころの健康班 班長白井和美ほか 2015）、『次世代の健康づくり副読本 教員用テキスト』（次世代の健康教育検討委員会副読本作成班 教員用テキスト班 班長仲地聡ほか 2015）が作成された。これらの副読本も講演（授業）の補助として、また、親への情報提供として活用できる。親が子供と同じ情報を共有し行動を変容することで、子供も改善される可能性が高まると考えられる。また、子供が知識を得て親に話すことでも、親の行動変容につながると考えられる。親子両方にとって、改善の可能性が高まることが期待できる。そのため、看護学生の場合においても、喫煙防止を含む看護学生用の副読本を作製し、親にも提供し、また学生から親に情報伝える等することでの双方向の改善を促すことを検討するべきである。

また、本研究の調査対象の看護学生の中にはすでに結婚している者がおり、「家族に喫煙者あり」として、「その他がいる」と回答した者には、配偶者が含まれることが予想される。親への介入と同様に配偶者に対しても喫煙防止教育に関する情報を共有し行動変容を促すことが必要である。

喫煙防止教育の開始時期について、西岡（2005）は、日本の青少年の喫煙経験率は、小学校高学年以降急増することから、小学校段階からの喫煙防止教育が不可欠であることを指摘している。また、辻ら（2008）は、喫煙経験が中学1年生から中学2年生にかけて顕著に上昇し、喫煙経験者の将来の喫煙意志が高かったことから、早期の教育が必要であると指摘している。また、小・中学生の保護者を対象に調査した結果、喫煙する父親は受動喫煙に対する配慮について、喫煙しない父親に比べ有意に低かったことから、喫煙対策の体制を学校教育だけでなく、地域ぐるみで教育等を実施していく必要があると述べている。さらに、松浪ら（2016）は、入学前の喫煙防止教育の受講歴の違いが受動喫煙に対する知識や認識に影響する可能性が示唆されたことを指摘し、早期からの継続的で発展的な喫煙防止教育が重要であることと、看護学生時代からのタバコを吸わない教育・対策が重要であると述べている。

本研究が調査対象としたA看護専門学校は原則禁煙であることから、理想的には入学前に喫煙防止教育を受講し、禁煙は勿論のこと喫煙の害に対する認識を高め、将来指導者になるという意識を持って入学することが望まれる。そのため、小・中・高校における喫煙防止教育の適切な推進が望まれる。しかし、小・中・高校において喫煙防止に関する十分な教育を受けられない生徒のため、独自で学べる教材作りの検討も必要になると考えられる。

8. 今後の課題

今回行った調査により、家族に喫煙者がいる場合、おそらく配偶者と思われる者が含まれていることが分かったため、今後のアンケート調査において「あなたのまわり（家族等）でタバコを吸っている人はいますか？」という質問をする際、対象が大学・専門学校生以上の場合には、選択肢に父、母、兄弟姉妹等の他に、配偶者を設けるべきと思われた。

今回の調査では対象者は121名の看護専門学生であったが、今後はサンプル数を増やし、さらに看護師や看護大学生についても検証し、その効果を比較することで看護に携わる者の全体像を知ることができると考えられる。また、小門ら（2003）は、喫煙看護師は陰性感情の除去、無意識的操作、快楽・習慣、知覚運動操作という喫煙動機を有していると述べている。喫煙の動機についても看護師や看護大学生についても調査し、総合的な喫煙防止教育のあり方を検討したいと考えている。

9. 謝辞

本研究を進めるにあたり、禁煙学を含む健康教育の立場から終始ご指導ご助言を賜りました沖縄大学人文学部福祉文化学科教授の山代寛先生、統計学や行動経済学の立場から適切なご指導ご助言を賜りました沖縄大学法経学部法経学科教授の村上敬進先生、教育学の立場から貴重なご指導ご助言を賜りました沖縄大学人文学部こども文化学科教授の梶村光郎先生に心より感謝申し上げます。また、アンケートの実施等に関しまして多大なご協力をいただきましたA看護専門学校の皆様に深く感謝申し上げます。

注釈

1) 寄与度

本稿のモデルで寄与度を定義すると次のようになる。寄与度とは、合計値の平均値の変化率に対して、各質問項目がどれほど寄与しているか（貢献度）を示す統計量である。変化の値を100とすると、各質問項目が何%寄与したかを示す統計量を寄与率と呼ぶ。合計値の平均値は、各質問項目の平均値の合計と必ず等しくなるから、次の恒等式が成立する。

$$\overline{Q}_b = \overline{q_{b1}} + \overline{q_{b2}} + \dots + \overline{q_{b10}}$$

こ こ \overline{Q}_b では講義前の合計値の平均値を、 $\overline{q_{bj}}$ for $j=1,2,\dots, 10$ は講義前の各10個の質問

項目の平均値を、それぞれ示す。次に、講義後も同様に次の関係が成立する。

$$\overline{Q}_a = \overline{q_{a1}} + \overline{q_{a2}} + \dots + \overline{q_{a10}}$$

ここで、添え字のaは、講義後を示している。講義後の合計値の平均値から合議前の合計値の平均値を差し引き、次のように差分を用いて示す。同様に各質問項目についても講義後の平均値から講義後の平均値を差し引き差分で示すと次ようになる。

$$\Delta Q = \overline{Q}_a - \overline{Q}_b, \quad \Delta \overline{q}_j = \overline{q_{aj}} - \overline{q_{bj}}$$

故に、恒等式を差分の形で示すと以下ようになる。

$$\Delta Q = \Delta \overline{q}_1 + \Delta \overline{q}_2 + \dots + \Delta \overline{q}_{10}$$

両辺を講義前の合計値の平均値（ \overline{Q}_b ）で除すと、寄与度の式が得られる。

$$\frac{\Delta Q}{\overline{Q}_b} \times 100 = \frac{\Delta \overline{q}_1}{\overline{Q}_b} \times 100 + \frac{\Delta \overline{q}_2}{\overline{Q}_b} \times 100 + \dots + \frac{\Delta \overline{q}_{10}}{\overline{Q}_b} \times 100$$

右辺の各項が寄与度（%）である。

2) スヌースは、加工したたばこ葉を入れた「ポーション」と呼ばれる小袋を口に含み上唇の裏にはさんで使用する無煙たばこの一種である。

厚生労働省「無煙たばこ・スヌースの健康影響について」。

<<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/muen/>>2017年12月1日アクセス

引用文献

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田学 (2016) 「いわゆる新しいタバコに対する日本禁煙学会の見解」。

<<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/newtobaccoopinion.pdf>>2017年12月1日アクセス

沖縄県医師会 (2006) 「世界長寿地域宣言」。

<<http://www.okinawa.med.or.jp/old201402/activities/chouju/chouju.html>>2017年12月1日アクセス

江口成美 (2013) 『日医総研ワーキングペーパー 看護学生の喫煙の現状と対策-医師会立看護学校学生調査より- No.276』

遠藤明・加濃正人・吉井千春・相沢政明・磯村毅・国友史雄 (2007) 「小学校高学年生の喫煙に対する認識と禁煙教育の効果」『日本禁煙学会誌』第2巻1号, pp.10-12.

- 大塚貴史・田川則子・家田重晴 (2010) 「看護学生を対象とした喫煙防止教育の効果-喫煙への寛容度及びタバコ対策への参加意識等について-」『学校保健研究』第52巻 第2号, pp.159-173.
- 大塚貴史・天野雅斗・田川則子・家田重晴 (2013) 「看護学生を対象とした喫煙防止教育の効果-2008年の調査について-」『松本大学研究紀要』第11巻, pp.23-38.
- 大島明・中村正和 (1988) 「大阪府下某職域における喫煙の実態」『日本公衆衛生雑誌』第35巻 第9号, pp.527-530.
- 大塚敏子・荒木田美香子・三上洋 (2012) 「高校生の将来喫煙のリスクに対応した喫煙防止教育の効果の検討」『日本地域看護学会誌』第14巻 第2号, pp.72-81.
- 荻野大助・大見広規・メドウズマーチン (2017) 「大学初年次生の喫煙経験と意識についての調査」『日本禁煙学会雑誌』第12巻 第1号, pp.4-11.
- 葛西敦子・本間久美子・花田久美子・米内山千賀子・木村紀美 (2001) 「看護学生の喫煙と学習意欲・精神的健康との関連」『日本看護研究学会雑誌』第24巻 第1号, pp.67-75.
- 川崎詔子・高橋裕子 (2012) 「大学新入生を対象とした参加型喫煙防止教育の成果と有用性について」『禁煙科学』第6巻 第10号, pp.11-17.
- 北徹朗・森正明 (2015) 「高等教育機関における喫煙防止教育の実践-大学保健体育系講義における事例報告一-」『中央大学保健体育研究所紀要』第33号, pp.81-89.
- 北村諭 (2004) 「医療従事者の喫煙問題を考える」『日本呼吸器学会雑誌』第42巻 第7号, pp.597-600.
- 公益社団法人日本看護協会 (2014) 『2013年「看護職のタバコ実態調査」報告書』
- 後藤美和, 高野義久, 高濱寛, 橋本洋一郎, 長谷川由佳, 波多江崇 (2015) 「中学校1年生を対象とした喫煙に対する意識と喫煙防止授業の評価」『社会薬学』第34巻 第1号, pp.34-41.
- 今野美紀・浅利剛史・蝦名美智子 (2012) 「看護師の喫煙に対する知識と態度および看護師が病児の家族に行う禁煙・分煙支援の実際」『小児保健研究』第71巻 第6号, pp.851-857.
- 次世代の健康教育検討委員会副読本作成班 生活習慣班 班長山代寛・玉城清酬・小松知己・又吉哲太郎・山城麗子・西本裕輝・長浜朝子・赤嶺さおり・又吉美奈子 (2015) 『生活習慣学習教材 小学4～6年生 ちゃ〜がんじゅう』
<<http://kenko-okinawa21.jp/fukudokuhon/lifestyle/>>2017年12月1日アクセス
- 次世代の健康教育検討委員会副読本作成班 食育班 班長田名毅・等々力英美・米須敦子・根川文枝・東健策・仲里さつき・宮良安剛・定歳尚子・佐和田恭代・宜保律子・大城綾乃・親泊まどか・加賀美絢子・金城愛香・安慶名恭子・崎浜あづさ・比嘉麻史子・新嘉喜美奈・石川理恵・狩俣愛春 (2015) 『食生活学習教材 小学1～6年生 くわっち〜さびら』
<<http://kenko-okinawa21.jp/fukudokuhon/shokuiku/>>2017年12月1日アクセス
- 次世代の健康教育検討委員会副読本作成班 こころの健康班 班長白井和美・山本和儀・勝連啓介・稲田政久・喜友名一・根神淳子 (2015) 『中学1～3年生 こころのタネ』
<<http://kenko-okinawa21.jp/fukudokuhon/heart/>>2017年12月31日アクセス

次世代の健康教育検討委員会副読本作成班 教員用テキスト班 班長仲地聡・石川清和・田名毅・山代寛・玉城清酬・白井和美・宮良安剛・定歳尚子・又吉美奈子・根神淳子（2015）『次世代の健康づくり副読本 教員用テキスト』

<<http://kenko-okinawa21.jp/fukudokuhon/teacher/>>2017年12月1日アクセス

島井哲志・山田富美雄（2011）「日本における看護師と看護学生の喫煙行動とストレスについての検討-2000年から2010年の論文レビューから-」『禁煙科学』第5巻 第2号, pp.1-11.

社団法人日本看護協会（2002）『2001年「看護職とたばこ・実態調査」報告書』

社団法人日本看護協会（2007）『2006年「看護職のたばこ実態調査」報告書』

小門美由紀・松田宜子（2001）「20代の女性看護師の喫煙に関連する要因の研究－喫煙状況、人格特性、喫煙動機、ストレス状態に焦点をあてて－」『神戸大学医学部保健学科紀要』第19巻, pp.1-13.

消費者庁（2010a）平成22年8月18日 消政調第84号 消費者庁長官『消費者庁及び消費者委員会設置法第5条の規定に基づく資料の提出の協力依頼について』（厚生労働大臣宛て）

消費者庁（2010b）平成22年12月27日 消政調第185号 消費者庁長官『ニコチンを含有する電子タバコに関する危害防止措置について（依頼）』（厚生労働大臣宛て）

消費者庁（2010c）平成22年12月27日 消政調第186号 消費者庁長官『電子タバコの安全対策の徹底について』（一般電子たばこ工業会会長宛て）

鈴木由美（2004）「看護職の喫煙行動に影響を及ぼす因子－栃木県内の看護学生597名、病院看護職597名へのアンケート調査から－」『桐生短期大学紀要』第15号, pp.11-17.

高井雄二郎・阪口真之・杉野圭史・佐藤敬太・磯部和順・坂本晋・高木啓吾・本間栄（2012）「看護学科2年生の3年間における喫煙、社会的ニコチン依存度および受動喫煙の推移」『日本禁煙学会雑誌』第7巻第3号, pp.76-82.

田中謙（2015）「電子タバコ・無煙タバコ規制の法システムと今後の法制的課題」『関法』第66巻第1号, pp.1-21.

辻雅善・角田正史・鈴木礼子・鈴木恵子・上野文彌・相澤好治（2008）「小・中学生の喫煙に関する意識と行動：地域における喫煙防止活動のために」『目白大学短期大学部研究紀要』第44巻, pp.85-96.

堤円香・中村明澄・前野貴美・高屋敷明由美・阪本直人・横谷省治・前野哲博（2013）「小中学生への喫煙予防教育と父母の行動変容との関連：子供の言葉は親を変えるか」『日本プライマリ・ケア連合学会誌』第36巻 第4号, pp.291-296.

富田和秀・高橋晃弘・塚塚真喜人（2013）「呼吸リハビリテーション講習会に参加した理学療法士の喫煙率と禁煙教育がタバコに関する意識に与えた即時効果」『日本禁煙学会雑誌』第8巻 第5号, pp.100-106.

中村こず枝（2014）「喫煙受容度の評価と生活属性が与える影響～加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND）を用いて～」『岐阜市立女子短期大学研究紀要』63輯, pp.37-42.

西岡伸紀（2005）「未成年者への喫煙防止教育プログラム：教育内容と学習方法、および評価」『保

健医療科学』第54巻5号, pp.319-325

原めぐみ・田中恵太郎 (2013) 「喫煙・受動喫煙状況,喫煙に対する意識および喫煙防止教育の効果：佐賀県の小学校6年生の153校7,585人を対象として」『日本公衆衛生雑誌』第60巻 第8号, pp.444-452.

松浪容子・山口美友紀・古瀬みどり・熱海裕之 (2016) 「喫煙防止教育と敷地内禁煙が看護学生の受動喫煙の実態と認識に与える影響」『日本禁煙学会雑誌』第11巻 第3号, pp.72-78.

松浪容子・山口美友紀・古瀬みどり・熱海裕之 (2016) 「入学前に受けた喫煙防止教育の違いに着目した看護学生の受動喫煙に関する認識の比較」『日本禁煙学会雑誌』第11巻 第2号, pp.31-39.

三浦克之・菊川友子・中尾隆文・東海秀吉・泉康雄・藤井比佐子・北条泰輔 (2011) 「喫煙者を対象とした電子タバコの安全性確認試験」『生活衛生』第55巻第1号, pp.59-64.

望月友美子 (2014) 「第5回たばこの健康影響評価専門委員会提出資料 脱タバコ社会における電子タバコ登場の意味と攻防」 <<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000066486.pdf>>2017年12月1日アクセス

山野洋一・寺田衣里・山田富美雄 (2014) 「看護師の喫煙行動とストレスとの関係」『禁煙科学』第8巻 第2号, pp.1-8.

横谷省治・堤円香・高屋敷明由美・中村明澄・阪本直人・前野貴美・前野哲博 (2012) 「中学生の喫煙に対する認識に及ぼす父母の喫煙の影響」『日本プライマリ・ケア連合学会誌』第35巻 第1号, pp.23-26.

沖縄戦の朝鮮人 —数値の検証—

沖 本 富貴子*

The Drafted Koreans in the Battle of Okinawa —Verification of the numerical value—

OKIMOTO Fukiko

要 旨

沖縄戦に動員された朝鮮人について通説になっている1～2万人という根拠を書誌や報道から探ってみたが、数値を裏付けるものはなかった。現在韓国政府に渡された軍人軍属の留守名簿等から沖縄戦関連者は約3,500人まで数えられているが、この他にもいた可能性を検討した。また慶良間や宮古八重山地域についてはほぼ解明された動員数を示した。

キーワード：沖縄戦の朝鮮人、宮古島の朝鮮人、慶良間諸島の朝鮮人、朝鮮人動員数、朝鮮人帰還者数

はじめに

沖縄戦に動員された朝鮮人について、「その数ははっきりしないが、1～2万人と言われている」と一般的に沖縄では言われてきた。その根拠が希薄なせいかな近頃では韓国人慰霊塔の碑文にある「1万人¹」が公式的な数字だとして使われるようになっていく。しかしこの1万人が人によっては動員数になったり、死亡者数になったりもする。そもそも「1～2万人」という数字がどこから出てきたのだろうか。

一方で、日本政府から韓国政府に渡された朝鮮人名簿の研究によって²、沖縄戦に動員された朝鮮人の軍人軍属数が名簿集計上3,463人まで数えられた³。これは日本政府が明らかにした名簿を基にしたものであり、名簿自体がなかったり、記載されていない場合もあるため、この数字は最低限の数字とすることができる。さらには性奴隷となった女性や労務動員など

* 沖縄大学地域研究所特別研究員

を合わせると全体動員数はさらに多くなる計算だが、しかし「1～2万人」という数値とは開きが大きいと言わなければならない。

そこで本稿では報道や書誌から朝鮮人動員数についてどのように語られてきたのかを追ってみることにした。またそこに現れた数字について若干の検証を試みた。

1. 沖縄戦の朝鮮人をめぐる動き

最初に「沖縄戦の朝鮮人」問題について、戦後どのような取り組みがなされてきたのかを大まかに見ていくことにする。

戦後、沖縄で朝鮮人問題に大きく焦点があてられたのは、1972年の第2次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団（以下、真相調査団）の来沖が最初であった。動員数を推測できる名簿や資料がほとんどない中、祖国復帰協議会や労組の全面的な協力を得て、県内一斉調査が始まった。各地の証言により朝鮮人が奴隷のように酷使され虐殺された様子が浮かび上がり、連日の報道と共に県民に大きな衝撃を与えた。このときの調査報告書⁴は画期的なものであり、のちの「沖縄戦の朝鮮人問題」研究の基礎文献となり、動員数推定においても大きな影響を与えた。

その後1986年6月、福地曠昭が『哀号・朝鮮人の沖縄戦』を出版し⁵、荒削りながら各地の朝鮮人について数多くの証言と実態を紹介した。当時はまだ戦後40年余りしか経っておらず、証言者たちは10代、20代で朝鮮人と近くで直接接した人たちであり、その証言は生々しく貴重なものである。

同じ年の11月に、沖縄大学の招請で朝鮮人部隊であった特設水上勤務第103中隊に所属していた5人が来沖し、同大学の土曜講座で阿嘉島の朝鮮人虐殺、強制連行の実態を証言した。当事者たちが来沖するのは初めてのことであり、衝撃的な証言内容と相まって連日報道された。この出来事は沖縄戦の朝鮮人問題の根の深さと同時に植民地加害者の観点から沖縄戦を提起することになった。来沖は海野福寿氏と権丙卓氏の研究の過程で実現したものであり、水勤隊、特に慶良間諸島に連行された103中隊を中心にその実態が明らかにされた。研究成果は1987年『恨一朝鮮人軍夫の沖縄戦』⁶として出版され、大きな注目を浴びた。

この3年後、1990年から朴寿南監督による映画「アリランのうた」の沖縄撮影が本格的に始まった。特設水上勤務第102中隊であった金元栄や靖国問題、「慰安婦」問題に取り組む人々も来沖し、沖縄戦の朝鮮人問題についての講演会や講座が開かれるようになった。同時に「慰安婦」問題が運動として大きく盛り上がっていった時期でもあった。1988年には韓国から韓国協会女性連合の尹貞玉が来沖し、1990年11月韓国では「艇対協」が設立されている。渡嘉敷島に連行され戦後祖国に戻れなかった裴奉奇さんが沖縄で亡くなったのが1991年のことである。翌年の1992年には沖縄で開催された「全国女性史研究交流のつどい」において、沖縄に130か所余りの慰安所が設置されたことが明らかにされた。また同じ1992年「アリランのうた」を創る会の招きで水勤隊の沈在彦、姜仁昌、金元栄ら6人と遺族らが来沖した。

この時期こうして朝鮮人連行問題が大きくなるとなると形成された。

同年には金元栄著『朝鮮人軍夫の沖繩日記』が刊行されている⁷。「或る韓国人の沖繩生存日記」として『鎮魂—韓国人慰霊塔』（1978年）に収録されていたのが、この年単行本となった。金元栄が所属した特設水上勤務第102中隊は、沖繩本島の激戦に押しやられ糸満市山城で壊滅した部隊であるが、この当時は103中隊の阿嘉島処刑等、慶良間諸島へ注目が集まり、102中隊の朝鮮人についてはそれほど関心が向けられなかった。

1998年になると、同胞の遺骨を持ち帰りたいという思いを果せなかった姜仁昌（103中隊所属）らによって慰霊碑建立が呼びかけられ、1999年英陽に、2006年読谷に「恨之碑」が建立された。

2007年「沖繩・韓国・日本『慰安婦』問題共同調査団」による宮古での調査が始まり2009年なんよう文庫から『戦場の宮古島と「慰安所」』が刊行された。この運動の過程で2008年宮古島に「アリランの碑」が建立されている。

2. 朝鮮人動員数はどのように伝えられたか =刊行物、報道等で見ると=

こうした大まかな流れを念頭におき、朝鮮人動員数について新聞や、書誌がどのように伝えていたかを表にしてまとめてみた（表1）。新聞は地元2紙で内容が重複している場合は片方を割愛した。また重要な論文や記録、書籍であっても動員数と直接つながらない場合には割愛した。動員された朝鮮人を表現する用語は「朝鮮人」、「軍夫」、「韓国人軍夫」、「朝鮮人軍夫」、「軍属」など様々であり、できるだけそのまま伝えた。

表1 沖繩戦に動員された朝鮮人数 ―出版、報道などから見る―

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
1	1950.8	『沖繩戦記 鉄の暴風』 書籍	沖繩タイムス社 編集、沖繩タイム ス社、1950年	「渡嘉敷島に」設営隊転進後配備された朝鮮人軍夫約2,000人（32頁）。終戦僅か5年後に初版。沖繩の住民が地上戦に巻き込まれていく様、鉄の暴風となった戦場の様子がリアルに伝えられている。2,000人についての説明はない。
2	1968.1	戦史叢書 『沖繩方面 陸軍作戦』 書籍	防衛庁防衛研修 所戦史室、朝雲 新聞社、1968年	「慶良間列島水勤隊配置/座間味島：水勤隊103中隊第2、3小隊（1分隊欠）、朝鮮人軍夫300人/阿嘉島・慶留間島：水勤隊103中隊の第2、3小隊（1分隊欠）、朝鮮人軍夫350人/渡嘉敷島水勤隊104中隊の1個小隊、朝鮮人軍夫210人」（232頁～要約）座間味島と阿嘉島・慶留間へ配置された小隊名が同じ。
3	1972.9	徴発された 朝鮮人、ま るで消耗品 扱い、旧日 本軍の目に 余る暴虐 新聞	沖繩タイムス、 1972年9月5日	真相調査団の報告会が9月4日開催。「朝鮮人の場合1個中隊は1,500人、軍属だけで6,000人以上。宮古は特設水勤隊（軍夫）は1,000人以上。慶良間列島全体で3,000人。沖繩本島全地域で数人から数千人の軍夫、労働者、慰安婦の旧日本軍に酷使される姿が目撃されている。」終戦27年目、祖国復帰した年の1972年8月15日から9月4日にかけて、沖繩戦朝鮮人連行の調査が初めて行われた。弁護士尾崎陸団長ら8人による調査団に朝鮮総連からも4人参加。祖国復帰協議会、労組、各民主団体の全面的な協力を受け、全県的な調査を実施。その調査結果の報告会が開催されたことを受けた報道。関連して琉球新報社も、9月7日から9日まで特集記事「日本軍による朝鮮人虐殺-上・中・下-」を組む。

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
4	1972.9	新聞 社説「沖縄戦と朝鮮人の問題」一軍国主義化への歯止めとして	沖縄タイムス、社説1972年9月6日	真相調査団の報告集会を受けた社説。「報告会の発表では、(朝鮮人の動員は)数万人と推定され」「沖縄本島、宮古、八重山、慶良間列島など各地において朝鮮人が過酷な強制労働を強いられ、惨殺、餓死、など非人間的扱いを受け消耗品として多くの朝鮮人が死んでいった。」「沖縄では避けて通ることのできない朝鮮人問題であるが、これまで顧みられなかったのは」「同じく過酷な戦場にあり運命を共にしながらそれを連帯とする意識が薄かった」「沖縄基地と関連し、アジアとの連帯を考える時、沖縄戦の朝鮮人問題を不明瞭のままにしておくことはできない」と結んでいる。軍夫とせず朝鮮人と表現。
5	1972.10	冊子 「第2次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告」	第2次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団/1972年10月発行	「水動隊一個中隊1,500人、4個中隊で6,000人。この内、慶良間列島には半数の3,000人送られた。」(20頁)「慶良間列島の朝鮮人『軍夫』だけでもその半数、1,500余名が『戦死』。」(22頁)「宮古島に連行された朝鮮人はじつに数千名を超える。」(45頁)「沖縄現地での研究者の間では強制連行されてきた朝鮮人数を数万としているが、全体として何人の朝鮮人が強制連行されてきて、何人が殺され、何人が帰国できたのかを明らかにできる総合的な資料は今日まで見つかっていない。ただ部分的な数字、水上勤務部隊として朝鮮慶尚北道大邱付近から強制連行されてきた人が6,000人あったこと、原田組という土建業者に労務者として連れてこられた人が少なくとも600人はあったことなどが、今度の調査で初めて分かった。」(58頁)調査団の来沖について連日地元2紙が報道、県民へのインパクトは大きく、沖縄戦の朝鮮人問題がにわかにクローズアップされた。短期間のうちに幅広く調査を実施、文献や証言を集め、その結果をまとめ上げた冊子。1個中隊の数値、および慶良間列島の死者数については八原博道32軍高級参謀の証言によるとしている。宮古島出身の101中隊所属日本人兵(豫歩伍)与那覇正吉(編入時は朝鮮慶尚北道在)からも聞き取りをしている。
6	1975.9	碑 韓国人慰霊塔	韓国人慰霊塔建立委員会	碑文「この沖縄の地にも徴兵、徴用として動員された1万余名があらゆる艱難を強いられたあげく、あるいは戦死、あるいは虐殺されるなど惜しくも犠牲になった」1万人の根拠については『鎮魂・韓国人慰霊塔』(韓国人慰霊塔奉安会制作、事務局長高尾常彦、1978年)にも記述がない。この冊子には「日本軍閥により犠牲になった韓国人(軍人、軍属、女子挺身隊員、住民等)2万余の尊い霊が、望郷の念にかられ静かに眠っている」とある。
7	1975	書籍 『先島群島作戦(宮古篇)』	瀬名波栄、先島戦記刊行会、1975年	終戦後「(宮古から)内地への帰還輸送は次の順で行われた(人員は1945年10月30日現在)。(44頁)として帰還部隊名列記。朝鮮人がいた部隊の下に人数。築城4中隊32人、築城5中隊31人、水動101中隊379人、歩三13人、合計458人(ママ、計算が合わない)。石垣地域は含んでない。
8	1979.9	書籍 『本部町史資料編1』	本部町史編集委員会・編、本部町役場、1979年	特設水上勤務第104中隊陣中日誌(1919年9月1~30日)、特設水上勤務第104中隊第2小隊陣中日誌(1919年9月1日~11月30日)、軍夫編成表が「国頭支隊関係資料」として収録されている。軍夫編成表は104中隊668人が収録。資料の発掘は、本部町史編集委員で当時琉球大学教授我部政男。当時は注目されなかったが、盧泰愚大統領の名簿提出要求に関連して、1990年海野福寿が本部町史にも名簿があることを指摘、琉球新報が「県内にも1部が現存」という見出しで本部町史の朝鮮人関連資料を大きく報道(1990年6月13日)。

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
9	1986.6	『哀号・朝鮮人の沖繩戦』	福地曠昭、月刊沖繩社、1986年	「飛行場建設、港湾荷役、陣地構築などに3,000～6,000人の朝鮮人軍夫が強制連行されてきた」「屋嘉収容所にまとめた時には千数十人しか生き残っていなかったという。」「阿嘉島・慶留間島にいた海上挺進第2戦隊には350名の朝鮮人軍夫がいたという。」「(以上巻頭写真説明文)」「高尾常彦さんの話によると」「奄美と沖繩で15,000人近い朝鮮人が連行されたのではないかと推定しているが、10,000万人がせいぜいという話もある。水勤隊は2個中隊約1,000人が首里司令部壕の構築に、慶良間にも約1,000人が特攻艇の壕づくりに派遣されたと言われているが、」「築城隊として参加したのも多数いたらしい。それとは別に宮古には水勤隊や要塞建築隊などに1,500名(500名の説もある)が投入され、八重山では飛行場づくりに600名が投入されている。あれやこれやで推定約20,000人の朝鮮人軍夫や賃金制の人夫が沖繩へ強制連行され」たのではないかと見られるが「実数は不明だ。」(35頁)「戦後屋嘉の捕虜収容所には2,700人から3,000人の朝鮮人軍夫が収容されていた。それと同じ数の2,700人余が沖繩戦で犠牲者となり、韓国人慰霊塔には1万余の霊が祀られている。」(35頁) 実際の聞き取りや文献等をもとに、離島含め全県網羅、朝鮮人の姿が伝えられている。朝鮮人と直接接した人々の証言が生のままに伝えられている。数値についても整合性を求めず、証言のままに残している貴重な文献。
10	1986.11	12人が虐殺された	沖繩タイムズ新聞記事、1986年11月21日	1986年11月「太平洋同志会」代表5人(沈在彦、鄭実寛、申晩祚、千澤基、金潤台、(ともに元水勤隊103中隊)と共に『恨―朝鮮人軍夫の沖繩戦』の著者・権丙卓、海野福寿が沖繩を訪問。(11月18日～23日)沖繩大学の招請で実現。処刑跡地で招魂祭、沖繩大学「土曜講座」で体験報告。記事は、「阿嘉島で7人の処刑場所を確認」「7人のうち一人は生きて脱出に成功」、「この処刑に沈在彦氏は立ち会われた」といった内容。沖繩大学との関係については新崎盛暉『沖繩同時代史第3巻・小国主義の立場で』凱風社、106頁に詳しい。
11	1986.11	旧日本軍徴用韓国人軍夫41年ぶり“悪夢”の島へ、	琉球新報、1986年11月20日	「太平洋同志会」来沖関連記事。阿嘉島で処刑場所を突き止める。沈在彦証言「処刑場所は戦隊本部の近く、銀鉞があった」中岳から岳原(タキバル)展望台に上る途中、当時自ら掘った壕を発見。住民たちは、「阿護の浜での処刑は何回も見た、山の方でもあったことは初めて知った」と語る。
12	1986.12	強制連行の韓国人軍夫、講演とシンポから	琉球新報特集記事、1986年12月1日～8日、全8回	沖繩大学土曜教養講座の詳細、各回の見出し/1回目、海野福寿講演(上)/2回目、同(下)/3回目、申晩祚氏、鄭実寛氏、阿嘉島へ連行/4回目、沈在彦氏阿嘉島へ連行/5回目、金潤台氏、千澤基氏、座間味島に連行/6回目、千澤基氏、ガソリンかけ惨殺、地元民の自決現場を目撃/7回目、新崎盛暉、意義と成果(上)/8回目、同(下)。
13	1987.7	恨―朝鮮人軍夫の沖繩戦	海野福寿・権丙卓、河出書房新社、1987年	「水勤隊三個小隊で1中隊(650～700人)を編成」(122頁)『「沖繩方面陸軍作戦」によれば「阿嘉島に配属されたのは朝鮮人軍夫約350名、座間味の場合、(略)朝鮮人軍夫300名と記しているの両島で650人。ほかに渡嘉敷島に配属された水勤第104中隊の1小隊『朝鮮人軍夫210名』を加えると慶良間諸島に動員された『朝鮮人軍夫』総数は約810人ということになる。』『第2次大戦時沖繩朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書』は元32軍八原参謀からの聞き取りによる『1中隊につき約1,500人』を推算のもとにした腰だめ計算によるもので、いかにも過大である。』『阿嘉・座間味・慶留間三島に送られた軍夫は合計350人と推定される。』『沖繩方面陸軍作戦』は阿嘉・慶留間島の350人と座間味の300人とは重複しているのではあるまいか?いずれにしても水勤隊の移動、上陸状況を伝える記録は一つ残されていない

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
				ので確定できない」（以上169～170頁）。「屋嘉収容所は朝鮮人専用で1,600人が収容された。200人づつの中隊が8中隊あった。」(225頁)。水勤隊103中隊に連行された慶尚北道慶山郡出身者の証言を丹念に集め、連行から終戦を迎えるまでの全体像を明らかにした。
14	1987.11	久米島事件 被害者の親 族惨殺現場 で泣き伏す	沖縄タイムス、 1987年11月24日	久米島で虐殺された具仲會の甥、具滋植とその妹、具明順が、21日に行われた韓国人慰霊祭出席のために初来沖。23日、久米島の虐殺現場を訪れ供養。韓国人慰霊塔建立に力を尽くした高尾常彦氏が具仲會（創氏名・谷川昇）の遺骨を1977年12月、釜山に住んでいた具滋植さんら遺族のもとに届けた経緯があった。
15	1989.6	6.23忘れ られた戦没者 (1～5)	琉球新報、1989 年6月19日～6 月23日（5回シ リーズ）	慰霊の日特集、副題「朝鮮人たちの沖縄戦」5回シリーズの各見出し「軍夫、慰安婦として虐待、沖縄人も加害者」「重労働は朝鮮人が、食料も満足に与えられず」「阿嘉島、食糧ぬすんだ、と虐殺、埋葬場所今もわからず」「朝鮮人慰安婦、軍と共に転々と、阿嘉島にも7人送られる」「今なお実態は不明、朝鮮総連金委員長、日本政府は調査を」記事中、福地曠昭「沖縄に朝鮮人軍夫は2、3万人はいたと思う」、金ソブ談「沖縄に来た朝鮮人はこれまで3万未満と言われていました。その後評論家の藤島宇内さんが多くても一万未満だろうということですけどね」。
16	1990.6	風化の中の 傷痕	沖縄タイムス、 1990年6月4 日、5日	慰霊の日特集、風化の中の傷痕シリーズ中8、9回に掲載「戦後処理・45年目の真実 強制連行（上）」見出し「沖縄にも朝鮮人軍夫」「一万余人が動員される」。「強制連行（下）」小見出し「慰安婦に朝鮮人女性、恥部の歴史葬り去るな」。文中「約1万人から2万人と推定されるだけで確かな記録はない」朴壽南が、沖縄戦の「朝鮮人慰安婦と軍夫」の足跡を追う映画製作のため、1989年12月から沖縄に移り住んで証言を集めていることを紹介。特集記事になった背景に映画「アリランのうた」撮影開始があった。
17	1990.10	恨（ハン） を胸に 韓 国人の沖縄 慰霊祭	沖縄タイムス、 1990年10月30日 ～11月1日、上、 中、下全3回	9月25日記録映画「アリランのうたー沖縄からの証言」を創る会・沖縄の招きで7人來沖（元水勤隊の金元栄、李相春、靖国問題や慰安婦問題に取り組む人たちなど）。渡嘉敷島、座間味島で慰霊祭。この時の様子は映画「アリランのうた」（1991年）に収録。來沖関連記事は10月26日付沖縄タイムスにも掲載。
18	1991.4	沖縄戦捕虜 の朝鮮人名 簿見つかる /GHQ資料 に1600人分	朝日新聞 1991年4月1日	国立国会図書館所蔵GHQ資料の中に沖縄戦で捕虜になった朝鮮人の名簿約1,600人分。「本岡昭次参議院議員（社会）は」「予算委員会政府に実態調査を求める予定」「戦争捕虜名簿と題し1946年2月14日付で米軍の沖縄基地会司令部から太平洋総司令官にあてた文書」「朝鮮人捕虜1587人」「末尾の発音により女性と確認できる名が51人。女性と見られる名が47人含まれていた。」
19	1991.5	「アリラン のうた」上 映委員会、 「強制連 行」で公開 講座	沖縄タイムス、 1991年5月10日	映画「アリランのうた」上映委員会主催の連続講座「朝鮮人」軍夫・「慰安婦」とうちなーんちゅ」が9日開催、安仁屋政昭氏講演。沖縄には少なくとも軍夫1～2万人、慰安婦千人以上。「沖縄県史や市町村史の編集事業をやっている沖縄の若い多くの仲間たちの調査報告を総合してみますと、沖縄戦に強制連行されたのは少なくとも1万人と考えられる。あるいは2万人なのかもしれない。」この講座の全文は『歴史は闇に葬れぬ、沖縄戦の朝鮮人「軍夫」「いあんふ』』（「アリランのうたーオキナワからの証言」（上映委員会編集、1991年）に掲載、映画の完成上映は東京の7月13日上映に先駆け、7月8日琉球新報ホールで上映、11日から県内各地。

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
20	1992	訪問 「アリランのうた-沖繩からの証言」を創る会の招待	1992.6.18~25	記録映画「アリランのうた-沖繩からの証言」を創る会の招きで元水勤隊1所属の沈在彦、姜仁昌、金容達、金在星、林千石、金元栄ら6人と遺族会3人が阿嘉島を訪問。この時の様子は朴壽南監督映画「命果報」に収められている。
21	1992.7	書籍 朝鮮人軍夫の沖繩日記	金元栄、三一書房、1992年	「(水勤隊)の編成は1分隊が70名、3分隊で1個小隊、3個小隊で1中隊を構成。1中隊は700名」「分隊を3組に分けて、1組は20余名。私は24名の組の組長になった」「各組に班長と言って日本人軍人1名ずつ配置された」(以上15頁)。「(1945年7月11日石川の収容所にはいって同胞と再会)5日前に500人がハワイに出発したと聞いた(180頁)。「当時沖繩には1万数千名の朝鮮人がおり、徴兵または志願による軍人は2,000から3,000名武器を持たず軍の輸送、運搬に従事した軍属、いわゆる軍夫が9,000名、女子挺身隊および看護要員が約1,000名いた、と言われている。しかしこの数字も、必ずしも正確なものではない。厚生省の記録では沖繩戦での朝鮮人犠牲者は7,000名となっているが韓国では10,000名とも20,000名ともいわれている。」(岩崎春美の解説から抜粋、184頁)金元栄は水勤隊102中隊。タバコの箱をノートにし日記を綴った。捕虜になって没収されたが収容所の中で書き直し帰国後ノートに清書。収容所で日付を同僚らと確認した。「或る韓国人の沖繩生存日記」として『鎮魂 韓国人慰霊塔』(1978年、韓国人慰霊塔奉安会制作)に収録される。その後1992年改題、若干の修正を経て三一書房から出版。沖繩戦に連行された当事者による唯一の書籍。日付や移動経路、部隊人数等は軍の戦時資料とほぼ合致、岩崎春美解説の朝鮮人数値は根拠が示されていない。
22	1992.12	新聞 2,600人の朝鮮人捕虜名簿/ハワイの収容所、岡崎の遺族が保存	朝日新聞、1992年12月1日	「ハワイ捕虜収容所内で発行された回報の『自由韓人報』第7号附録「軍人軍属と見られる2,653人の出身地と氏名が記されている。」「2014年8月18日、中央日報日本語版記事、彼らは1945年クリスマス翌日の12月26日に2,600人が第1陣として帰国船に乗り込んだ。残りの100人余りは翌年8月に帰国した」。(筆者注記：記事中の残りの100人について、日本側資料「終連甲1387号」で、1946年7月115名の朝鮮人をオアフ島からメキシコビクトリア号に乗せて朝鮮に輸送した、とあるので、これは上記の100人のことと思われる。病気、負傷により残っていた人達である)
23	1997.1	書籍 沖繩戦のはなし	安仁屋政昭、沖繩文化社、1997年	「沖繩戦への強制連行 軍夫・・・1~2万人、慰安婦・・・1,000人以上。慶良間諸島の特設水上勤務隊と慰安婦 座間味島 朝鮮人軍夫約300人、阿嘉・慶留間島 朝鮮人軍夫約350人、渡嘉敷島 朝鮮人軍夫約210人」(28頁)沖繩戦全体についてダイジェスト的に書かれている小冊子。数字についての出処、説明はない。
24	1999.6	新聞 沖繩連行の朝鮮人軍夫は2,815人/名簿を韓国遺族会が発見	琉球新報、1999年6月22日	「日本軍が沖繩に連行した朝鮮人軍夫の氏名、本籍、生死の有無などを記した『船舶軍(沖繩)留守名簿』と題する文書の写しを」「入手した。」「留守名簿には含まれていない別の部隊や徴用前の『集団募集』『官斡旋』などの形態で沖繩に連行された朝鮮人男性、『慰安婦』として連れてこられた朝鮮人女性らあわせて一万人以上いたとされる朝鮮人連行の全体像は依然として不明のまま。」「筆者注記：1993年、韓国政府に渡された朝鮮人軍人軍属名簿の中から水勤隊が主に収録されている「船舶軍(沖繩)留守名簿」を姜仁昌が探しだし、複写したもの。

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
25	2004.7	朝鮮人軍夫と沖縄戦、山川宗秀	『歴史と実践』第25号、沖縄県歴史教育者協議会	『沖縄方面陸軍作戦』から座間味朝鮮人軍夫約300名、阿嘉・慶留間島の朝鮮人軍夫約350名、渡嘉敷島の朝鮮人軍夫210名(41頁)。
26	2006.5	同僚しのび元軍夫ら涙、「恨之碑」除幕2815人追悼	沖縄タイムス、2006年5月14日	5月13日、「アジア太平洋戦争・沖縄戦被徴発朝鮮半島出身者恨之碑」の除幕式。姜仁昌、徐正福の子息徐泰允らが参列。筆者注記：恨之碑建立に至る経過は『恨之碑建立1周年記念報告集一希望』（恨之碑建立をすすめる会沖縄編集・発行、2007年）に詳しい。1997年7月姜仁昌来沖、同年12月再来沖し遺骨調査するも見つからず、日韓両国の地に碑を建立しようとの気運、1998年恨之碑建立をすすめる会発足、1999年英陽に建立、2004年、沖縄の地への建立実現すべく運動再建。2006年建立に至る。
27	2007.8	戦時朝鮮人強制労働調査資料集	竹内康人/神戸学生青年センター/2007年	副題「連行先一覧・全国地図・死亡者名簿」沖縄への朝鮮人連行地図収録。「強制連行期朝鮮人死亡者名簿」を作成、沖縄戦の朝鮮人死亡者が含まれている。
28	2009.9	戦場の宮古島と「慰安所」-12のことが刻む「女たちへ」	日韓共同日本軍「慰安所」宮古島調査団、編者：洪伸、なんよう文庫/2009年	2007年「沖縄・韓国・日本『慰安婦』問題共同調査団」による宮古での調査始まる。この過程で「慰安婦」に関連した碑を建てる方向性が出される。2008年「宮古島に日本軍『慰安婦』の祈念碑を建てる会」結成。調査結果をまとめて証言集を出すことに。主な関係者、尹貞玉、中原道子、高里鈴代、洪伸、「宮古島の日本軍『慰安婦』問題を考える女たちの会」、挺対協、田場祥子、東海林路得子、与那覇博敏など。2008年9月碑の除幕式。宮古島に連行された朝鮮人が井戸を掘っていたという証言や、水勤隊101中隊だった徐正福の証言も収録されている。
29	2010.2	軍夫問題学習会	沖縄恨（ハン）之碑の会主催、講師：豆田敏紀、2010年2月19日	「特設水上勤務隊は4中隊あり、それぞれ700人程で編成。陸軍軍属であり、軍属のうち『傭人』とされている。現場では『軍夫』として組織され、『軍用の人夫』という意味。沖縄戦への動員部隊のうち朝鮮人が多く含まれていたのは水勤隊のほかに、徴用船舶、野戦船舶廠、船舶工兵、32軍防衛築城隊、沖縄根拠地隊傘下の軍属、226海軍設営隊、歩兵連隊など。動員の全体像は軍人軍属関係名簿の公開が必要」と報告、「死亡者については『被徴用者連名簿』では400人ほどが判明し、平和の礎刻銘者の重複分を除くと5～600人程になるのではと推定」。
30	2010.6	沖縄戦が問うもの	林博史、大月書店、2010年	「検証11 朝鮮人と沖縄戦」で「朝鮮人軍夫の部隊として有名なのは、慶良間諸島などに配属された特設水上勤務中隊である。この部隊は将校や下士官などは日本人だが他は基本的に朝鮮人軍夫によって編成され、1個中隊あたり六百数十名の部隊である。」「45年2月に第103中隊と104中隊の一部が慶良間列島に配備された。」(75頁)「沖縄にどれほどの朝鮮人が連行されてきたのかということ自体がよくわからない。沖縄戦が終わった時点で米軍に収容されたのが3,000人あまりであるので、少なくとも数千人から1万人以上が犠牲になったと推測される。」(77頁)、筆者注記：「3,000人」については自著『沖縄戦と民衆』(345頁)で「屋嘉収容所にいた朝鮮人軍夫は約3,000人という証言もあるので(福地『哀号・朝鮮人の沖縄戦』269頁)」と記述していることから。
31	2012.3	宮古島市史第1巻通史編	宮古島市史編纂委員会/宮古島市教育委員会	「宮古にどれだけの朝鮮人の軍属や軍夫が連行されてきたのか、あきらかにされていないが「数千名」と推測する向きもある。宮古に展開した日本軍全体の戦死傷者の中で占める比率から割り出した数値である。」(333頁)「数千名」の注として『第2次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告』(45頁)をあげている。第4節『朝鮮人「軍夫」と「慰安婦」』の中に、6行からなる「朝鮮人『軍夫』」の項が設けられた。公刊史で朝鮮人軍属の項だけがされた。

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
32	2012.4	書籍 戦時朝鮮人 強制労働調 査資料集2	竹内康人、神戸 学生青年セン 出版部、2012年	副題「名簿・未払金・動員数・遺骨・過去清算」韓国政府に渡された朝鮮人の留守名簿から沖繩への動員状況を「沖繩・朝鮮人動員部隊一覧 陸軍」として発表。
33	2012.10	映画 映画『ぬち がふう（命 果報）－玉 砕場からの 証言－』完 成上映	監督・朴壽南、 「アリランのうた」 制作委員会	慶良間諸島の強制集団死、性奴隷として連行された朝鮮人女性、阿嘉島で虐殺された朝鮮人軍属らがテーマ。1992年元水勤隊の沈在彦、姜仁昌、金元栄らを招待し撮影したフィルムがこの映画で公開。強制連行から、米軍上陸時強要された斬り込み、処刑、投降に至るまで当事者が細かに証言。映画のなかで姜仁昌は、投降するとき同胞8人が死んでいるのを見た、埋葬できずに置き去りにしたことが心残りだった、としてその場所を探して特定した。8人は餓死したとして名前を読み上げ供養。沈在彦らは処刑現場で立会わされたと語った。
34	2013.12	発表 朝鮮人軍夫 の沖繩戦	西岡信之、平和 学会、国際平和 学Ⅱ	「平和の礎の刻銘作業を進めている県平和推進課が厚生省から提供を受けているのは『旧日本軍在籍朝鮮出身者死没者名簿』454人分」。
35	2015.8	書籍 沖繩戦捕虜 の証言－針 穴から戦場 を穿つ－ 上・下	保坂廣志、紫峰 出版、2015年	「戦後朝鮮半島に帰国できたものはおよそ2,800人」内訳は沖繩本島から釜山へ1,600人（屋慶名収容所）、ハワイより仁川港へ535人、石垣より横浜港へ205人、宮古島より横浜港へ458人合計2,798人。（470頁）水勤隊の生存率23%、この比率を2,798人に当てはめると動員数は11,957人。「水勤隊の場合、大量投降が可能で相当数のものが帰還できたと考えられる。」この数字は最大値として考えると（慰安婦）含めた朝鮮人動員数は）7,000人から12,000人のあいだ（471頁）。屋慶名から1,600人と「仁川港と釜山港に」というのは「恨－朝鮮人軍夫の沖繩戦」を参考。ハワイからの535人はNARARG112Entry1017BOX456より、6月13日～8月にかけての記録を集計。石垣、宮古からの人数と横浜港というのは、米軍資料USCARドキュメントU81101483・沖繩県公文書館蔵「帰還船ウィリアム・L・ゲープルズは・・・」による、としている。下巻7章、「朝鮮人軍夫と沖繩戦」で、朝鮮人尋問調査41名分、現在確認されているとし、平賀隊（暁部隊、第7船舶輸送司令部沖繩支部）に編入された人員の中に朝鮮人軍属部隊400人、第7野戦船舶廠第3中隊は260人からなる朝鮮人部隊、などといった調書を紹介。
36	2015.11	発表 日本平和学 会2015年度 秋期研究集 会	特設分科会/沖 繩軍夫問題研 究会（恨之碑の会）	テーマ：沖繩戦と朝鮮人軍夫－市民による歴史の検証と記憶の継承/報告1・沖本富貴子「沖繩戦での朝鮮人部隊・特設水上勤務隊について、報告2・許点淑「戦争の記憶と平和が共存する島－慶良間諸島のフィールドワークから」、報告3・西岡信之「元朝鮮人軍夫が望まれた『恨之碑』建立」。
37	2016.6	新聞 沖繩戦に動 員された朝 鮮人（上） （中）（下）	沖繩タイムス、 2016年6月16 日、20日、21日 （3回シリーズ）	恨の碑建立10周年記念事業として出版された『元朝鮮人軍夫・姜仁昌さんの証言－恨をかかえて－ハラボジの遺言』（沖繩恨之碑の会、2016年）の発刊に寄せた寄稿記事。（上）安里英子執筆、（中）兪漢子執筆、（下）沖本富貴子執筆、沖繩を中心とした南西諸島への朝鮮人動員は陸海軍合わせて3,463人まで明らかになったと竹内康人の研究を紹介。
38	2017.3	書籍 沖繩県史－ 各論編第6 巻	沖繩県教育庁文 化財課史料編集 班、沖繩県教育 委員会、2017年	第3章第2節「朝鮮人軍夫」（安里英子執筆）。動員数は韓国人慰霊塔の碑文から1万人を紹介したがその根拠ははっきりしていないとした。沖繩県史に「朝鮮人軍夫」に限定されはしたが初めて項だてされた。第3章の第1節は「日本軍慰安所」。

	年・月	書名 記事見出し	著者 出版社等	動員数、帰還数などについての記述
39	2017.6	新聞 惨苦の果てに 朝鮮人の 沖縄戦 (1～5)	琉球新報、2017 年6月19～23日 (5回シリーズ)	7年ぶりに平和の礎に朝鮮人15名が刻銘されたことを受けての特集記事。内容は5人への取材で5回連載(1)韓甲銖(元軍属)、沖縄で港湾荷役労務の監督をした、(2)金昌琪、本部町健堅の墓標の写真にある金萬斗の甥、(3)権水清、平和の礎に刻銘された権云善(元水勤隊104中隊所属)の子息、(4)蔣炳洙、平和の礎に刻銘された蔣貞植(阿嘉島で1945年5月15日砲撃を受けて戦死)の子息、(5)李熙子、太平洋戦争被害者補償推進協議会代表。

3. 表1から見る朝鮮人数

朝鮮人について数字が出てくるのは、主に次の4点である。

- ① 総動員数
- ② 特設水上勤務隊の人数
- ③ 慶良間諸島への動員数
- ④ 宮古八重山地域への動員数

それぞれについてどのように伝えられていたのだろうか。

① 総動員数

最初人数を大まかな括りにしながら傾向をまとめてみようとしたが、人数の主語が朝鮮人であったり、朝鮮人軍夫であったりまちまちであることが多く、その場合動員された軍夫は全体の朝鮮人動員数とみなしてよいのか判断に困り、単純に人数の傾向を整理するのは不可能であった。中には朝鮮人には「軍人軍属」と「軍夫」がいたと並列に示す場合もあって、今後は用語の整理も必要であることがわかった。

1972年の真相調査団の報告書では「沖縄現地の研究者の間では朝鮮人数を数万人としているが」、「総合的な資料は今日まで見つかっていない」⁸としている。しかし「現地研究者の間での数万人」説がどのように導かれたかについては言及されていない。一方数万人という数字を、地元新聞社は「真相調査団が推定した数字」として報道した。この調査で真相調査団は、朝鮮人部隊であった特設水上勤務隊(以下、水勤隊)1個中隊員数を1,500人とし、4個中隊で6,000人、原田組の労務者は600人だったとしている。連行された女性と合わせると全体動員数1万人とは結び付きやすい数字であるが、実際の水勤隊は3,000人弱であった(後述)。表から見る限りではこの頃から数万、2万、1万の単位で朝鮮人動員数が語られるようになった。ざっと見るだけでも次のようになる。徴兵徴用で1万余人、1万5千人に近いと推定、朝鮮人軍夫や賃金制人夫で推定2万人、軍夫は2,3万人いたと思う。多くても1万未満だろう等々。根拠が示されたのは表1の19番、「県市町村史編集に関わっている沖縄の若い多くの仲間たちの調査報告を総合して」「少なくとも見て1万人、あるいは2万人なのかもしれない」である。地域の聞き取り調査などで得た証言

から推定したものと思われる。21番では軍人、軍属、女性ごとに大まかな動員数をあげているがその数字の出処が書かれていない。

2012年、竹内康人が「沖繩・朝鮮人動員部隊一覧―陸軍」を発表した（32番）が沖繩ではほとんど知られなかった。一部本土では研究が進んでいたようだが、沖繩での本格的な研究は進まなかった。37番では、2016年に沖本が竹内の研究に注目し、沖繩の陸海軍の軍人軍属数を約3,500人まで数えられたと発表した。38番は2017年発行の県史である。その中で安里英子は動員数1万人と書かれた韓国人慰霊塔を紹介しつつも、その根拠は示されていないとした。

一方、生還者数から動員数と犠牲者数を推定する試みもなされている。林博史の場合、「沖繩戦が終わった時点で米軍に収容されたのが3,000人余りであるので、少なくとも数千から1万人以上が犠牲になったと推測される」としている（30番）。3,000人の根拠については『沖繩戦と民衆』⁹の「沖繩戦と捕虜」の項で見ることができる。米軍の資料から集計すると「朝鮮人軍属（捕虜）のカテゴリーの集計は800人になるが少なすぎるとして、福地曠昭の屋嘉収容所に3,000人という証言を取り上げ「労務者カテゴリー」にも朝鮮人軍夫がいたとみた方がよい、とある。米軍に収容された者3,000人余りはこうしたところから出ていると思われる。

保坂廣志の場合、沖繩本島1,600人、沖繩からハワイ収容所へ535人、石垣、宮古663人、合計2,798人が帰国したとし、この数字をもとに「水勤隊の生存率を暫定23%で計算すると11,958人」だが、投降率を勘案すると7,000～12,000人が動員数と考えられる（35番）とした。（これについては後述）

② 「特設水上勤務隊」の朝鮮人数

朝鮮人軍属部隊であった特設水上勤務隊の朝鮮人数については、当初1個中隊1,500人、全体で6,000人とされていたが、次第に1個中隊650人～700人に定着した。1972年真相調査団の冊子にある水勤隊1個中隊1,500人の根拠は元32軍高級参謀八原博通から聞き取ったということだ¹⁰。1987年出版の『恨―朝鮮人軍夫の沖繩戦』や水勤隊102中隊に所属していた金元栄著『朝鮮人軍夫の沖繩日記』で1個中隊650～700人と記述されてからは、1,500人説は出なくなっている。元水勤隊103中隊に所属した姜仁昌が、1996年韓国で「船舶軍（沖繩）留守名簿」¹¹（水勤隊101～104中隊が主に収録されている）を探し出し、このことが1999年沖繩の新聞に報道されると、1個中隊650～700人、4個中隊で2,600～2,800人と言う数字が定着した。しかし沖繩戦の最大朝鮮人部隊である水勤隊の人数が6,000人から3,000人弱に半減したにもかかわらず、全体動員数に変化は見られなかった。1～2万人という数字はその後も続いた。

③ 慶良間諸島への動員数

慶良間諸島（阿嘉島、慶留間島、座間味島、渡嘉敷島）への動員数は真相調査団が3,000人（表1、7番）、海野福寿は350人（表1、19番）、福地曠昭は、阿嘉島、慶留間島の2

島で350人、と数字に大きな開きがある。『沖縄方面陸軍作戦』¹²（以下『陸軍作戦』）では座間味島300人、阿嘉島・慶留間島で350人、渡嘉敷島210人としている¹³。真相調査団は、慶良間諸島には水勤隊以外に労務動員の朝鮮人もいたと結論し、慶良間から水勤隊と入れ替わって本島に移動した基地大隊にも朝鮮人がいたとしている¹⁴。海野福寿は『陸軍作戦』にある慶良間への配置数には重複があるとした¹⁵。後述するが、実際は重複していなかった。

④ 宮古島、八重山地域への動員数

宮古島への動員数について真相調査団は、「水勤隊101中隊（1小隊欠）の軍夫を中心として1,500名である。かれらは『兵士』として、また日本軍の各兵站部門に『軍属』、『軍夫』として配属されていた。」しかし「連行された朝鮮人の数はこれよりはるかに多く数千名だったと考えられる」とし、その理由に宮古島への朝鮮人は水勤隊だけでなく第32軍防衛築城隊4、5中隊、歩兵第3連隊など他部隊にもいたことを上げ、さらに28師団の『内地帰還輸送順序予定表』から生存者数を紹介し、推定死亡率で動員数を計算、その結果数千人を超えていると結論した¹⁶。福地曠昭は宮古に「水勤隊や要塞建築隊に1,500人（500人説もある）」、八重山には飛行場づくりに600人とした。宮古島市史は真相調査団の冊子から引用し、宮古へは「数千名と推測する向きもある」とあいまいな表現を取りながらも、数千人説を取り上げた。

4. まとめ

これまで、数字の面から朝鮮人連行がどのように取りあげられて来たかを見た。明らかになったのは、限られた資料の中で住民や関係者の証言から動員数の推定を試みたということである。他方、水勤隊員数については船舶軍（沖縄）留守名簿が明らかにされ、当事者や研究者によって実数に近づいたと言える。近年になって米軍資料から生存者数を推定し、犠牲者数や動員数の試算がなされたことも明らかになった。この場合、生存率をどう見るかが問題となってくる。

ところで日本軍側の資料が内閣府沖縄振興局沖縄戦関係資料閲覧室などで公開されるようになり、また名簿が国立公文書館で2011年頃から公開が始まっている。こうした資料の面からのアプローチがようやく始まったと言える。

5. 数値の検証

(ア) これまで上げられてきた数字について検証を加え、どこまで解明されているかを見ていきたい。沖縄戦の朝鮮人数を考える場合、次のような項目に整理することができる。

○ 動員数（沖繩戦に巻き込まれたすべての朝鮮人）

1	戦前から住んでいた人たち①	
2	32軍（海軍含む）に配置された軍人軍属数	全体配置数②
		特設水上勤務隊③
		慶良間諸島の朝鮮人④
		宮古・八重山地域の朝鮮人⑤
3	2以外の軍人軍属数⑥	* 船舶乗組員、特攻隊など沖繩に配置された部隊ではないが沖繩戦に巻き込まれた朝鮮人
4	労務動員者数⑦	
5	性奴隷となった女性たち⑧	

○ 死亡者数

○ 帰還者数

1	沖繩の捕虜収容所に収容された人数⑨
2	ハワイの捕虜収容所に送られた人数⑩
3	宮古・八重山地域からの帰還者数⑪

本稿では①と⑧以外について検討を試みる。

(イ) 32軍に配置された軍人軍属及び沖繩戦に巻き込まれた軍人軍属等（②、⑥）

韓国政府に渡された軍人軍属の名簿などから先にも書いたように南西諸島全体で3,463人が集計された。さらに考えられる動員について検討してみると、沖繩戦に動員された兵士の場合は徴兵制施行前の動員、即ち志願兵とみられる¹⁷こと、さらに武器を持った朝鮮人兵は少数分散配置されたことを考慮すると、兵が大量に動員されたとは考えにくい。62師団、24師団、28師団の歩兵に少数ずつ配置されているが、他にどういった部隊が考えられるであろうか。

それでは多数の動員が可能な軍属の方についてはどうだろうか。特設水上勤務隊以外に「朝鮮人部隊」があったかどうか。32軍配下の各部隊を見ているのだが、今のところそうしたことをうかがわせる資料や証言がない。沖繩戦唯一の朝鮮人部隊であると言えるだろう。それでは部隊丸ごとでなくとも中隊単位、もしくはまとまった単位で朝鮮人軍属がいた部隊が他に考えられないか。いまだ32軍傘下部隊すべての名簿を閲覧しておらず、この点は今後の課題である。可能性が高いと見られるのは海軍である。海軍の場合、死亡者名簿はあるが、動員者の名簿がない。朝鮮人が135人まで数えられた226設営隊にさらにいなかったか、他部隊にはいなかったか、こうした点はまだ解明されていない。

保坂廣志は、捕虜になった第7野戦船舶廠所属の在日朝鮮人吉山チエイの尋問調査から、この部隊の第3中隊は260人の朝鮮人部隊（在日の朝鮮人）だったとしている¹⁸。この部隊の名簿¹⁹を国立公文書館で閲覧し確認したところ、軍人263人、軍属337人、計600人の部隊であることが分かった。軍属の大半は日本人（他県人）で、10人の朝鮮人軍属が含まれていた。字が違うがおそらく同一人物と思われる善山智永（本籍朝鮮全羅

南道、留守宅住所が大阪、名簿上は1945.5.20前田で死亡）も収録されている。10人中5人は本籍地が朝鮮で留守宅日本、残りの5人は留守宅も朝鮮であった。結果として名簿には260人の朝鮮人はいなかった。

この260人については水勤隊の可能性が考えられる。米軍上陸直前の1945年3月20日（頃）、作命甲第112号がだされ32軍の後方部隊が地上戦闘用に6個の特設連隊に編成された²⁰。船舶関連部隊は特編第6連隊となったが、第7野戦船舶廠や水勤隊もこの連隊に編成された²¹。連隊長が第7船舶輸送司令部の平賀又男のため特編第6連隊は平賀隊と言われたが、善山チエイの調書にある260名の朝鮮人というのは、特設第6連隊で一緒になった水勤隊と考えられまいか。いずれにしろこの部隊及び船舶関連部隊の資料の一層の掘り起こしが必要だ。米国に残されている捕虜の証言も、動員の実態をつかむ手掛かりになりそうだ。

(ウ) 特設水上勤務隊の朝鮮人数 (③)

水勤隊の朝鮮人軍属数については『船舶軍（沖繩）留守名簿』（朝鮮人名簿）がある。また国立公文書館が公開している名簿（昭和20年1月1日調整）からも集計できる。水勤隊104中隊については1944年9月陣中日記附表に「軍夫編成表」がある。これらの資料を集計して一覧表にした（表2）。「船舶軍（沖繩）留守名簿」に収録されている海上挺進第27基地大隊の147名は国立公文書館の名簿では全員101中隊に所属しており、また日本政府が韓国側に渡した「被徴用死亡者連名簿」²²においても海上挺進第27基地大隊所属とされた朝鮮人は水勤隊101中隊と記録されていることから、この147人は101中隊と考えられる。

表2 名簿から見る特設水上勤務隊の朝鮮人員数

* 船舶軍（沖繩）留守名簿の人員数は名簿から直接筆者が集計。重複記載分はカットした

	船舶軍（沖繩）留守名簿 （昭和23年12月第1整理課船舶班調製）	国立公文書館蔵留守名簿 （昭和20年1月1日調整）	特設水上勤務104中隊 陣中日誌1944年9月附表 「軍夫編成表」
特設水上勤務第101中隊	591	723+1人（朝鮮人兵）	
海上挺進第27基地大隊	147		
特設水上勤務第102中隊	702	690+1人（朝鮮人兵）	
特設水上勤務第103中隊	683	650	
特設水上勤務第104中隊	670	664+2人（朝鮮人兵）	668
合計	2,793	2,731	

* 船舶軍（沖繩）留守名簿の人員数は、名簿から筆者が直接集計、重複分をカットした。

* 国立公文書館留守名簿

- ・ 請求番号「平24厚労04988100」留守名簿（船舶）特設水上勤務第101中隊
- ・ 請求番号「平24厚労04989100」留守名簿（船舶）特設水上勤務第102中隊
- ・ 請求番号「平24厚労04990100」留守名簿（船舶）特設水上勤務第103中隊
- ・ 請求番号「平24厚労04991100」留守名簿（船舶）特設水上勤務第104中隊

名簿によって数字に多少違いがある。1個中隊が最少650人、最多が738人、全体数は2,731人、2,793人となった。しかし3つの資料がほぼ似た数字を示しており、水勤隊はこの規模であったと考えてよい。

(㉔) 慶良間諸島に送られた朝鮮人軍属数 (④)

・渡嘉敷島

前掲書『沖縄方面陸軍作戦』によると慶良間諸島に配置された部隊は、当初海上挺進第1～3戦隊、及び海上挺進基地第1～3大隊であった。1945年2月、基地大隊の主力が独立歩兵大隊となって本島に移動して行ったために、その穴埋めとして阿嘉島・慶留間島に水勤隊103中隊が、渡嘉敷島に104中隊の1個小隊が送られた。

「特設水上勤務第104中隊史実資料」（昭和22年3月25日、第32軍残務整理部作成、原本所蔵防衛研究所）に「昭和20年2月10日1ヶ小隊慶良間島に移動、船舶隊長の指揮下に入る」とある。留守名簿にある死亡記録と104中隊軍夫編成表を照合した結果、第1小隊（斎田重雄小隊長）が渡嘉敷島に行ったことがわかった。その人数は104中隊「軍夫編成表」から集計すると212人である。

・座間味島、阿嘉島・慶留間島

阿嘉島・慶留間島及び座間味島の三島に水勤隊103中隊が移動して行ったが、それぞれの島にどのように配置されたのか。「沖縄作戦ニオケル特設水上勤務第103中隊史実資料」（昭和22年3月25日、第32軍残務整理部作成、原本所蔵防衛研究所）にこの点が詳細に記録されている。少しややこしいがそのまま書き写してみる。（カタカナをひらがな表記した）「昭和20年2月16日中隊本部指揮班及び第1小隊、第3小隊第1分隊の4ヶ分隊は慶良間諸島座間味島駐留」「第2小隊及び第3小隊第2分隊の5ヶ分隊は同諸島阿嘉島に駐留」「その内第2小隊の2ヶ分隊は」「慶留間島に、第2小隊の1ヶ分隊および第3小隊の2ヶ分隊は」「阿嘉島に駐屯せり」。つまり座間味島には指揮班と4個分隊、慶留間島へは2個分隊、阿嘉島には3個分隊が駐留したということだ。1個小隊は3個分隊からなり、3個小隊と指揮班で1個中隊を構成するので、中隊は指揮班と9個の分隊で構成されていることになる。104中隊の軍夫編成表を参考にすると、指揮班は32人、1個分隊は70人前後なので、これを103中隊に当てはめると、座間味島には310人前後、阿嘉島には210人前後、慶留間島には140人前後駐留したことになる（合計約660人）。『沖縄方面陸軍作戦』にある座間味島300人、阿嘉島、慶留間島合わせて350人という数字とほぼ合致する。表2から103中隊全体数は650人、683人という2つの数字が出ているがこの数字とも近似している。したがって慶良間各島への水勤隊配置数はこの規模であったと言える。

・水勤隊以外の朝鮮人がいた可能性

軍人の方は海上挺進第2戦隊（阿嘉島駐屯）と第3戦隊（渡嘉敷島駐屯）に各1人²³、水勤隊の兵に朝鮮人が4人いた²⁴。また、真相究明団報告書では住民の証言として、阿

嘉島には水勤隊のほかに、整備中隊などにも朝鮮人が相当数おり、釜山や大阪から連行されてきたと紹介している。海上挺進第2基地大隊の整備中隊のことと思われるが、この部隊の名簿も国立公文書館で公開されているが要審査扱いのため現在審査結果を待っているところである。

(オ) 宮古・石垣地域の朝鮮人 (⑤)

この地域に送られた水勤隊は101中隊である²⁵。石垣へは101中隊の1個小隊が送られている²⁶。水勤隊以外にも朝鮮人が所属していた部隊があるので表3に表わした。この表は「名簿等から見る沖縄戦朝鮮人動員数と死亡者数」²⁷から宮古・石垣関連を抜き出したものである。国立公文書館公開の名簿から集計できた数字も書き添えた。

表3 宮古島・石垣地域の朝鮮人 軍人軍属数

- ・朝鮮人数①及び死亡者は沖縄大学「研究紀要」20号、沖本富貴子「名簿から見る沖縄朝鮮人動員数と死亡者数」より
- ・朝鮮人数②は国立公文書館で公開されている以下の留守名簿から集計。空欄は名簿未確認
「平23厚労04734100、留守名簿（南方）第32軍防衛築城隊独立第5中隊」
「平23厚労04735100、留守名簿（南方）仮編32軍防衛築城隊独立第4中隊」
「平23厚労04988100、留守名簿（船舶）特設水上勤務第101中隊球8884部隊沖縄」

	部隊名	朝鮮人数①	朝鮮人数②	死亡者	部隊編成、移動、死亡地等
1	特設水上勤務101中隊	581	724	75	朝鮮人数②は宮古477、石垣246、合計723（軍属）+兵1（一補歩上）で合計724人。船舶軍（沖縄）留守名簿の27基地大隊収録者は国立公文書館留守名簿ではすべて101中隊に収録されていた。
2	海上挺進第27基地大隊	154		1	
3	第5野戦航空修理廠第2独立整備隊	19		3	
5	第5野戦航空修理廠石垣戦闘修理班	1			「北支」から上海集結 1944.8.16出発
6	32軍防衛築城隊第4中隊	36	36	2	第1～3中隊は本島、第4、第5中隊は宮古島配備、死亡原因マラリア1人、戦死1人
7	32軍防衛築城隊第5中隊	33	33		
8	28師団輜重兵28連隊	6		2	宮古配備、共に戦病
9	28師団司令部	1			宮古配備
10	28師団通信隊	2			宮古配備
11	28師団歩兵3連隊	13			宮古配備
12	28師団歩兵30連隊	1			宮古配備
13	28師団騎兵28連隊	1			宮古配備
14	独立歩兵39大隊			1	宮古死亡、*この部隊が宮古に配備されたという記録はない。
15	祥新丸・船舶司			1	宮古、空爆（船乗組員）
16	民祐丸・2船舶司			1	宮古（船乗組員）
17	8竹丸			1	宮古（船乗組員）
18	興亜丸			1	石垣（船乗組員）
19	日安丸			1	石垣島西（船乗組員）
20	焼津山丸			1	宮古沖（船乗組員）
	合計	848		90	

表3でわかったことは、宮古・石垣地域に送られた軍人軍属は約850人であるということだ。船の乗組員は駐屯したとは言えないが、航行不能によってそのまま陸に上がって部隊に編入されるケースもあり表に入れた。ただし動員数に加えていない。

このほかに石垣島には海軍の飛行場建設に、大林組下請業者原田組に雇われた朝鮮人がいた。人数がわかる資料はないが、実際に動員された当事者の証言としては、当初原田組下請けの菅原組に集められた時（佐世保に集まった）は100人程だった²⁸という。原田組の総務課にいた識名朝永は最終的に600人の朝鮮人がいたと証言している²⁹。朝鮮人たちは6棟の長屋の飯場にいた³⁰ということからも十分に考えられる人数だ。

以上の結果を総合すると宮古・石垣地域全体の朝鮮人は、軍人軍属が約850人、労務動員が推定600人、計1,450人程ということになる。宮古島市史の、宮古へは（石垣を除く）「数千名と推測する向きもある」というのは、朝鮮から連行された女性を考慮しても多めと言えるのではないか。

(カ) 帰還者数と死亡者数 (⑨⑩⑪)

・ 沖縄本島からの帰還者 (⑨)

沖縄戦で戦場から生きのびた朝鮮人は屋嘉捕虜収容所に集められ、朝鮮人専用テント8棟に収容された。慶良間諸島の朝鮮人も基本的にはここに収容されている（前掲書『恨』によれば一部希望者はハワイに送られたという）。また屋嘉収容所から一部がハワイの捕虜収容所に送られた。したがって祖国への帰還は沖縄とハワイの2か所から帰還したと考えられる。表1の22番にある約1,600人分のGHQ資料について、本岡昭次議員が1991年4月1日予算委員会で質問をしたところ、政府委員の若林之矩が「沖縄送還朝鮮人名簿というものがあるというお話でございまして、これは1,584名分の汽船乗員名簿で、名前だけが提示されているというように聞いております」と答弁している³¹。この答弁により沖縄から帰還する朝鮮人名簿であることがはっきりした。こうしたことから沖縄本島からの帰還者数は少なくとも約1,600人いたことが明らかになった。

・ ハワイからの帰還者数 (⑩)

金元栄は、7月11日付日記に「5日ほど前」屋嘉捕虜収容所から500人の朝鮮人がハワイに送られたと書いている³²。保坂廣志は535人がハワイから帰還したとしているが、その根拠を45年6月13日から8月にかけて沖縄からハワイに送られた朝鮮人をNARAの文書で集計したとしている³³。

ハワイの朝鮮人捕虜収容所には南方からも送られてきていた。朝鮮人捕虜たちによって発行されたガリ版刷り冊子「自由韓人報」の第7号附録（1945年12月15日発行）に、祖国帰還が決まった記念として収容者全員の名簿を作成した。道ごとに作成を依頼し住所も入った2,618人（筆者集計）の名簿である。この名簿の中に沖縄から何人が含まれているか、これがわかればハワイからの帰還者数がわかる。この名簿の複写版を筆者は2か所から入手した。一方の名簿に以下のような鏡がついている。「檀紀4277年日本徴

発徴兵時代、初代上陸日本大島、徳之島、沖縄県入〇〇米軍上陸」「美国布哇島記念朝鮮13道中同志」。そしてメモ書きに「水勤102中隊」と共に「李鐘振」の名前、「2,800名中500名生存」とある。徳之島経由で沖縄に移動してきた水勤隊102中隊の李鐘振のものか。2,800名は水勤隊4個中隊全体の人数と符合し、「500名の生存」とはハワイに送られた人数と考えられまいか。これら3点、即ち金元栄の証言、保坂廣志の米軍資料の集計、自由韓人報の表紙メモ書きを考え合わせると500という数字が浮かび上がる。ハワイから帰還したのは500人規模だったのではないだろうか。

・ 宮古、石垣島からの帰還者数 (㉑)

宮古島からの帰還者数については「第28師団戦史資料³⁴」に「特設水上勤務第101中隊380、第32軍野戦築城隊第4中隊33、同第5中隊31、第32野戦貨物廠先島支隊1、右は戦後12月19日米軍の指示に依り沖縄本島に輸送せられる」というのがある。合計すると445人になる。石垣島からの帰還数についての言及はないが、同資料の中に「終戦時における人員表」があつて石垣島101中隊の軍属数欄が207人となっている。この数字と宮古島の先の数字を合計すると652人となる。もう一つの資料は瀬名波栄著『先島群島作戦・宮古編』³⁵で、20年10月30日現在の帰還輸送待ちの部隊名と帰還順位、摘要に朝鮮人数が書かれている。元資料の提示はないが、それによると「築城4中隊32人、同5中隊に31人、歩兵第3連隊に13人、水勤101中隊379人合計458人（ママ、計算すると455人になるが）」となる。

更には米軍側の資料が保坂廣志と洪琬伸によって紹介されている。保坂によれば45年12月13日付け（米軍の）沖縄島司令部から南部駐屯軍司令官宛てに出された「帰還船ゲープルズの運行（計画）」に、45年12月13日那覇に着いたゲープルズ号は「石垣に向かい朝鮮人205人を」「乗せること。」そのあと「宮古島へと向かい、そこで朝鮮人458人」「を乗せること。」となっているとする³⁶。洪琬伸は11月13日付米公文書「リバティ船ゲイブル号のルート決定命令」で、「石垣島から宮古島で各々205人及び458人の朝鮮人」を乗せ、「沖縄に送り、さらに日本に復員させる人々は、横浜に送還することを命じている」としている³⁷。両者の日付は違うが人数は、石垣島205人、宮古島458人の合計663人で両者同じである。

以上の結果、分かったことは石垣島からの帰還者は207人、205人という数字があり、宮古島の方は445人、458人と言う数字が出てきた。したがって石垣島と宮古島からの合計帰還者数は650～665人と言えるだろう。

ところで表3から見ると少なくともこの地域に848人動員されており、死亡者は船の乗組員も含めて90人、これと帰還者数650～665人を比較すると100人前後の人たちが帰っていないことになる。実際の死亡者は90人を超えて200人近くいたのではないか。

宮古から本島に送られた朝鮮人のその後について保坂廣志は宮古、石垣島からの朝鮮人は本島経由で横浜港に送られたとしている³⁸。先ほどのゲイブル号について「帰還船は

石垣、宮古島で旧軍兵士らを乗せ、さらに沖縄に戻り収容人数を2,000人に満たし、その後横浜港に向かうものと記してある。」とし、石垣・宮古島の663人は横浜に帰還したと解釈、本島からの帰還者1,600人とは別だとした。このゲイブル号について洪玗伸は『戦場の宮古島と「慰安所」』のあとがきで触れているが³⁹文書“Routing of Liberty ship GABLES”の日付を12月13日付としており、そうすると保坂と洪玗伸の取り上げている文書は同じものとなり解釈に違いがあるということになる。

実際、本島に送られた朝鮮人はその後横浜港に行ったのだろうか。水勤隊101中隊に所属した徐正福は、宮古から嘉手納収容所におくられ、米軍の通訳をさせられたと具体的な証言をしている。さらには『読谷村史－戦時記録（下巻）』⁴⁰に「(1945年)12月になると約8,000人の日本兵が宮古島から沖縄本島に移送されてきた。かれらは主に小禄、奥武山、嘉手納の捕虜収容所に収容された」と書かれている。また阿嘉島にいた海上挺進隊の儀同保はこのゲイブル号に乗って日本に戻ったが、年があげた46年1月6日出発したという⁴¹。12月宮古から帰還した兵たちは出発までのあいだ本島に一時収容されたようだ。こうしたことを考え合わせると宮古からの朝鮮人は沖縄本島で帰還を待っていた朝鮮人たちと合流し、祖国に戻ったと考えるのが順当ではないか。金元栄は自著前掲書で46年2月24日帰国船に乗ったとしている。

宮古、石垣からの帰還者数を含むかどうか差し置いても、沖縄からの帰還者数は最低でも本島約1,600人、ハワイ推定約500人と見て、約2,100人は少なくとも帰還したと言えるのではないだろうか。

6. おわりに

沖縄戦の朝鮮人については動員数、犠牲者数ともに「いまだにわからない」とされて戦後72年が過ぎた。一方、わからないとしながら、1万人とか2万人の数字が枕詞のように使われているのも事実だ。日本政府は、植民地朝鮮から連行してきた人々について責任を放棄し、動員者、帰還者、犠牲者、負傷者についてのきちんとした調査をおこなっていない。皇国臣民として戦争に連行したなら最後まで責任を取るべきである。日本政府がこうしたこと的一切を放棄し朝鮮の人々を切り捨て放置したために、犠牲者、被害者の実態が明らかにされずにいる。しかしいつまでもこの状態を続けさせるわけにはいかない。沖縄戦の朝鮮人問題が時と共に風化し歴史の中に埋もれて行くのを防ぐためには、私たち側にも真相を明らかにする作業が求められているのではないか。

今回は数値の面からアプローチと検証を試みた。必ずしも結論が出たわけではないが、明らかになった部分と未解明の部分の整理が多少なりともできたと思う。

近年になって沖縄戦の戦時資料や留守名簿が公開され、直接見ることも可能になっている。朝鮮人研究の分野は沖縄戦研究の中でも立ち遅れていると言われるが、今後は様々な面からの研究が進んでいくことを願う。

注

- ¹ 韓国人慰霊塔碑文「この沖縄の地にも徴兵、徴用として動員された1万余名があらゆる艱難を強いられたあげくあるいは戦死あるいは虐殺されるなど惜しくも犠牲になった」
- ² 竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料集』神戸学生青年センター出版部、2007年、竹内康人『戦時朝鮮人強制労働調査資料集2』神戸学生青年センター出版部、2012年、竹内康人『調査・朝鮮人強制労働③』社会評論社、2014年
- ³ 沖本富貴子「沖縄戦に動員された朝鮮人に関する一考察」『地域研究』第20号（沖縄大学地域研究所、2017年
- ⁴ 第2次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団『第2次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書』1972年、
- ⁵ 福地曠昭『哀号・朝鮮人の沖縄戦』月刊沖縄社、1986年
- ⁶ 海野福寿・権丙卓『恨—朝鮮人軍夫の沖縄戦』河出書房新社、1987年
- ⁷ 金元栄『朝鮮人軍夫の沖縄日記』三一書房、1992年
- ⁸ 前掲書 注4 真相調査団報告書58頁
- ⁹ 林博『沖縄戦と民衆』大月書店、2001年
- ¹⁰ 前掲書 注4、真相調査団報告書20頁
- ¹¹ 昭和23年12月第1整理課船舶班調製、日本政府から韓国に渡された留守名簿の一つ
- ¹² 防衛庁防衛研究所戦史室『沖縄方面陸軍作戦』朝雲新聞社、1968年、
- ¹³ 前掲書 注12、『沖縄方面陸軍作戦』232頁、236頁、244頁
- ¹⁴ 前掲書 注4、『真相調査団報告書』同書22、24頁
- ¹⁵ 前掲書 注6、海野福寿・権丙卓、同書169頁
- ¹⁶ 前掲書 注4、『真相調査団報告書』同書44頁、45頁
- ¹⁷ 前掲 注3、沖本富貴子、同論文、朝鮮では1944年4月から8月まで第一回の徴兵検査が行われ、その後訓練を経て部隊配備された。沖縄の主力部隊は中国大陸で編成され8月頃をピークに沖縄に移動して来ている。従って沖縄戦には志願兵が配置されたのではないかとしている
- ¹⁸ 保坂廣志『沖縄戦捕虜の証言・下』紫峰出版、2015年 455頁
- ¹⁹ 請求番号「平24厚労05259100」留守名簿（船舶）第7野戦船舶廠暁19808部隊（軍人・軍属）沖縄
- ²⁰ 前掲書 注12、『沖縄方面陸軍作戦』176頁
- ²¹ 前掲書 注12、『沖縄方面陸軍作戦』附録「昭和20年4月1日米軍上陸直前における沖縄本島（南部）配備要図および米軍進出経過図」に6個の特設連隊各編成部隊の詳細があり、特設水上勤務隊は特設第6連隊編成部隊に配置されていた。
- ²² 1971年、厚生省が「旧日本軍在籍朝鮮出身者死亡者連名簿」を韓国政府に渡した。韓国がこの名簿を「被徴用死亡者連名簿」として整理した。
- ²³ 前掲注3、沖本富貴子

- ²⁴ 本稿 表2
- ²⁵ 関東上陸地支局「特設水上勤務第101中隊史実調査参考資料」昭和21年、原本所蔵防衛研究所
- ²⁶ 防衛研修所戦史室編「第28師団戦史資料、28D 司令部」昭和21年調製、原本所蔵防衛研究所
- ²⁷ 前掲 注3、沖本富貴子
- ²⁸ 1972年8月26日付沖縄タイムス記事「或る在沖朝鮮人の証言」
- ²⁹ 石垣市史編集室『市民の戦時・戦後体験記録第2集—あのことわたしは』石垣市役所、1984年、3頁
- ³⁰ 石垣在住の潮平正道は、平得飛行場近くにあった朝鮮人飯場の長屋が6棟写った米軍の航空写真を所有している。
- ³¹ 1991年参議院予算委員会、平成03年04月01日国会議事録(13号)
- ³² 前掲書 注7 金元栄180頁
- ³³ 前掲書 注18『沖縄戦捕虜の証言・下』471頁
- ³⁴ 前掲 注26
- ³⁵ 瀬名波栄『先島群島作戦・宮古島編』、先島戦記刊行会、1975年、44頁
- ³⁶ 前掲書 注18『沖縄戦捕虜の証言・下』471頁
- ³⁷ 洪允伸『沖縄戦場の記憶と「慰安所」』、インパクト出版、2016年、417頁
- ³⁸ 前掲書 注18『沖縄戦捕虜の証言・下』470頁
- ³⁹ 日韓共同「日本軍慰安所」宮古島調査団『戦場の宮古島と「慰安所」』なんよう文庫、2009年、274頁
- ⁴⁰ 読谷村史編集委員会編『読谷村史第五巻資料編4 戦時記録下巻』読谷村、2002年
- ⁴¹ 儀同保『慶良間戦記』叢文社、1980年、258頁

沖縄の集落における子育ての共同組織に関する研究（その4） —旧名護町の字幼児園の合同運動会史—

嘉納英明*

A nursery school study in the community of Okinawa (IV) —Nursery school sports festival in Nago—

KANO Hideaki

要旨

本報告は、名護市字宮里幼児園の保育士であった奥原峯子所蔵の字幼児園関連資料の整理と元幼児園関係者への聞き取りによって、字幼児園の地域共同実践としての合同運動会の一端を明らかにしたものである。旧名護町内の字幼児園の保育士は、個々の幼児園相互の情報交換を積み重ねながら、保育実践の自己検証としての合同運動会を企画実施してきた。この名護幼児園会の運動会は、1971年（昭46）の第1回から2011年（平23）の第41回までの41年間の実践であった。日常的には、個々の集落の子どもの保育保障を担っていた幼児園は、幼児園全体の合同運動会を実践することで、「名護の幼児園はひとつ」であり、相互に協力し合って就学前の子ども支援に関わっていたという実感を持っていたといえる。

キーワード：幼児園 保育士 集落 合同運動会

1. 字幼児園の成立と地域共同実践としての合同運動会

戦後、沖縄の集落社会では、字公民館附設の幼稚園（以下「公民館幼稚園」と略）が広く設立され、小学校入学前の幼少の子どもの保育・教育活動の拠点として機能していた。公民館幼稚園では、集落の子どもの就学前教育について地域住民の手による自治的な保育・教育活動が営まれ、子どもの成長と発達の保障を担っていたのである。換言すれば、保育園、幼稚園の未整備の状況の中で、これに代わる施設として公民館幼稚園が存在し、地域の子育ての施設としての役割を果たしていた。この公民館幼稚園は、沖縄の日本復帰を迎える頃には、

* 公立大学法人 名桜大学国際学群教授

公私立園の急速な整備もあって、次々と姿を消した。公民館幼稚園の中には、複数の園が統合され地域の公立幼稚園として再スタートしたり、公民館幼稚園の保育が資格取得を条件に公立幼稚園の教師として採用されたりした。地域において相互扶助の形態で存在していた公民館幼稚園（就学前教育）に代わって、公立の幼稚園が公教育の装いをもって沖縄の5歳児の幼稚園教育を担い始めたのである。一方、公立幼稚園に入園できない5歳児以下の子どもは、近郊の公私立園に入園したり、あるいは、地域によっては公民館幼稚園の後身として字幼稚園が設立され、そこに入園したりした。字幼稚園は、公民館幼稚園を前史にもち、対象年齢を引き下げて子どもを預かる場と再生し、地域の保育・教育要求のもとであらためて成立したのである。ここで名護の事例を紹介すれば、字仲尾次を校区に含む、真喜屋小学校に幼稚園が設置され（設置は1976年4月）、字仲尾次の公民館幼稚園がなくなるが、「総会で幼稚園にかわるべき幼稚園の開設を決め、引き続き上地（上地富子一筆者注）さんに子供たちの世話を頼んだ」としている。地域の保育・教育ニーズに対して、集落が主体的に幼稚園の設立を決めたのである⁽¹⁾。

ところで、本報告の調査対象である名護市内の字幼稚園は、1970年代末には、13園が活動していた。しかも、地域の保育・教育要求に応じながら、市内の字幼稚園の保育士は、自身の資質向上を目的にした学習会を積み重ねたり、幼稚園の環境整備のために行政に要望を出したりして、自覚ある主体的な保育士として活動していた。その中でも特に注目されるのは、名護の字幼稚園の保育士、子ども、保護者が一堂に会した合同運動会や「にんぎょうげき⁽²⁾」の実践である。これらの実践は、旧名護町内⁽³⁾の幼稚園から組織化された「名護幼稚園会」による発案であり、それぞれの園行事を実践しながら、特に、広域の一大行事としての合同運動会を開催していた。これは、地域共同実践と呼べるものであり、しかも、名護の就学前教育を担っていた字幼稚園の存在を市民へアピールする格好の行事であった。

本報告は、字宮里幼稚園の保育士であった奥原峯子（昭和16年生）所蔵の関連資料の整理と、元幼稚園関係者への聞き取りによって、字幼稚園の地域共同実践としての合同運動会の一端を明らかにする。

2. 合同運動会の開催と目的

記念すべき第1回名護幼稚園会運動会は、沖縄の日本復帰前年の1971年（昭46）10月17日、名護小学校の運動場にて開催された。前年の1970年8月に町村合併があり、名護市が誕生していたが（図1. 名護市の行政区域」参照）、旧名護町内の幼稚園の合同行事であった。第1回に参加した幼稚園は6園（大東、大中、大西、港、大南、宮里）である（「資料1. 名護幼稚園会運動会の参加園」「資料2. 名護幼稚園会運動会の参加園数」参照）。第2回の合同運動会のプログラム（1972年実施）には、保護者向けの合同運動会の目的が3つ記されている。それは、①今まで身につけた集団での行動を運動会に参加することによって協調性を養い行動を機敏にし、今後の集団生活を高める、②遊戯やフォークダンスを通してリズム感

を養うと共に友達といっしょに表現を楽しむ、③親子の楽しい一日をもつ、である。1975年（昭50）開催の第5回から北区の幼児園が参加し、翌年には、喜瀬、東江の幼児園も参加して全体で9園となっている。



図1. 名護市の行政区域

名護幼児園運動会の最盛期は、1979年（昭54）の第9回と1980年（昭55）の第10回であり、13の幼児園（大東、大南、大西、港、大南、宮里、北区、喜瀬、東江、数久田、たんぼぼ、許田、城）が合同運動会に参加した。奥原峯子の記録によると、第9回の参加園児数は477名である。こうした幼児園の合同運動会への参加の増加は、名護市の幼少児（0～4歳）人口が1975年（昭50）にピーク（4,779人）を迎えていることが背景にある⁽⁴⁾。1981年（昭56）から1993年（平5）までは、参加園は9～11で推移し、1994年（平6）からは、4園（大東、大南、宮里、東江）に激減している。

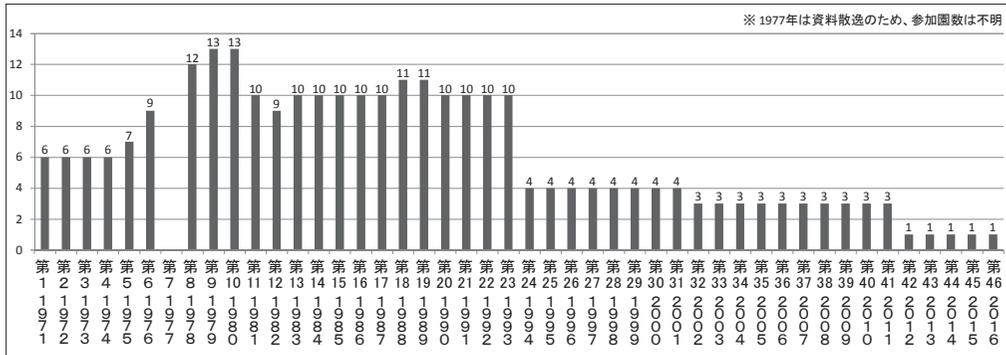
4園の合同運動会は、2001年（平13）まで継続され、2002年（平14）から2011年（平23）までは、3園（大南、宮里、東江）、2012年（平24）以降は、宮里幼児園単独の運動会となっている。なお、宮里幼児園は、2016年度末の閉園に伴い、2016年度の運動会が最後となった⁽⁵⁾。

以上のことから、名護幼児園会運動会は、1971年（昭46）の第1回から2011年（平23）の第41回までの41年間の実践であった。

資料1. 名護幼児園会運動会の参加園

回	開催年	参加園
1	1971	大東、大中、大西、港、大南、宮里
2	1972	大東、大中、大西、港、大南、宮里
3	1973	大東、大中、大西、港、大南、宮里
4	1974	大東、大中、大西、港、大南、宮里
5	1975	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区
6	1976	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、喜瀬、東江
7	1977	不明
8	1978	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、喜瀬、東江、数久田、たんぼぼ、許田
9	1979	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、喜瀬、東江、数久田、たんぼぼ、許田、城
10	1980	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、喜瀬、東江、数久田、たんぼぼ、許田、城
11	1981	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城
12	1982	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ
13	1983	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城
14	1984	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城
15	1985	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城
16	1986	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城
17	1987	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城
18	1988	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城、ひまわり
19	1989	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、城、ひまわり
20	1990	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、ひまわり
21	1991	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、ひまわり
22	1992	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、ひまわり
23	1993	大東、大中、大西、港、大南、宮里、北区、東江、たんぼぼ、ひまわり
24	1994	宮里、大南、大東、東江
25	1995	宮里、大南、大東、東江
26	1996	宮里、大南、大東、東江
27	1997	宮里、大南、大東、東江
28	1998	宮里、大南、大東、東江
29	1999	宮里、大南、大東、東江
30	2000	宮里、大南、大東、東江
31	2001	宮里、大南、大東、東江
32	2002	宮里、大南、東江
33	2003	宮里、大南、東江
34	2004	宮里、大南、東江
35	2005	宮里、大南、東江
36	2006	宮里、大南、東江
37	2007	宮里、大南、東江
38	2008	宮里、大南、東江
39	2009	宮里、大南、東江
40	2010	宮里、大南、東江
41	2011	宮里、大南、東江

資料2. 名護幼稚園会運動会の参加園数



資料1と資料2は、奥原峯子提供資料をもとに嘉納が作成

ところで、幼稚園数の増減はみられるものの、旧名護町内の幼稚園が一堂に会して合同運動会を実施してきた意味はどこにあるのだろうか。また、幼稚園会主催の合同運動会の開催目的は、いったい何であったのか。第1回の合同運動会（1971年）当時の名護幼稚園会会長の具志堅徹（1939年生、元市議会議員）は、合同運動会開催と関わって次のように述懐した⁽⁶⁾。

当時の公民館の幼稚園に関わるようになったのは、自分の娘が2～3歳位になって、公的に子どもを預けるところがなくてね。大東の公民館では、幼稚園があったので、そこに預けることになった。それがきっかけでしたね。沖縄の復帰前の話だね。

幼稚園会の会長は、私が最初だったね。その後も、会長を続けて、その後、後の人に譲ったね。私は、その時、町議をしていたんじゃないかな。子どもたちの遊具がないので、どうにかしてくれという相談でした。保母さんたちは、本当に一生懸命で、頑張っていましたね。でも、区長さんは、事故が起こったら責任を取られるということで、区長にはなっても、園長にはなりたがらなかったですね。各字の幼稚園の取り組みは様々だから、運動会とか、合同でやることでお互いの情報交換というのかな、自分たちの保育の自己検証的な意味もあったと思う。自分たちの保育がいい方向にいつているのかな、とかですね。また、これだけ頑張っているという行政へのアピールにもなったよ。合同運動会は、大きな目玉でしたね。市長や議員さんにもこういう活動をしているんだと言えるし、その後の予算請求にもつながったと思う。運動会は、保母さんたちだけではなく保護者や地域の人たちの協力もありましたね。あの頃の保母さんたちは、真面目で、自分たちの村の子どもたちは自分たちで育てようという気持ちが強かったと思いますよ。保母さんたちの熱心な研究とその成果としての運動会だったと思います。

具志堅は、合同運動会のもつ意味としては、個々の幼稚園（保母）相互の情報交換の場であり、保育実践の自己検証として位置づけ、広域の地域実践は、幼稚園への予算請求という行政へのアピールにもなったとしている。日常的には、個々の集落の子どもの保育保障を担っ

ていた幼稚園は、幼稚園全体の合同運動会を実践することで、「名護の幼稚園はひとつ」であり、相互に協力し合って就学前の子どもも支援に関わっていたという実感を持っていたといえる。

3. 合同運動会プログラムにみる実施状況

第1回名護市幼稚園合同運動会は、1971年（昭46）10月17日（日）に開催された。当時のガリ版刷のプログラムの表紙には、雨天の場合、1週間後の10月24日（日）に順延と記され、幼稚園全体の合同練習は、10月12日（火）と14日（木）の2回、設定されている。第1回の合同運動会参加園は、先述したように6園であり、各園の保育士がプログラムを担って運営している。プログラムの内容を見ると、開会式から始まり、かけっこ、ゆうぎ、うばぐるま競争、障害物競走、玉入れなど、多彩である。保護者のおどりや区対抗リレーもあり、地域住民や保護者参加の運動会であることがわかる。

合同運動会については、「名護市広報・市民のひろば」の48号（1975年11月発行）、227号（1994年12月発行）で掲載がある。「沖縄タイムス」は、第17回大会（1987年11月3日掲載）、第24回大会（1994年11月13日掲載）、第27回大会（1997年11月4日掲載）、第31回大会（2001年11月7日掲載）、第34回大会（2004年11月9日掲載）があり、「琉球新報」は、第34回大会（2004年11月9日掲載）である。「名護市広報・市民のひろば」第48号の掲載が最も早く合同運動会開催を取り上げ、「名護市には、この七区（東区、宮里区、大西区、港区、大北区、大中区、大南区を示す一筆者注）のほかに久志や羽地、屋部地区にも幼稚園があり、それぞれ区の特徴を生かした運営をしています。保育所でもなく、公立の幼稚園でもなく、その地域の人たちや保護者が独自の考え方で運営できるとあって、各区ともかなり力を入れ、市でも教材費の援助をしたり、バックアップしています」と紹介されている。この広報誌の記事から、各区に幼稚園があり、区独自で運営されていることもわかる。



宮里幼稚園生の行進



宮里幼稚園のエイサー（奥原峯子、比嘉育子）

第32回合同運動会（2002年）のスナップ写真（奥原峯子提供）

奥原峯子が1974年（昭49）に宮里幼稚園の保育士として着任した時には、既に、合同運動

会は3回の開催実績があった。奥原は、当時を回想して次のように述べている⁽⁷⁾。

私が幼稚園に来たときには、合同運動会はありました。合同の運動会ですから、すぐには出来ませんよね。前もって実行委員会みたいなものがあって、そこで、プログラムを決めたり、役割分担などを決めたりしました。話し合いの場所は、年によって、各字の幼稚園で持ち回りみたいにしていましたが、今の宮里の幼稚園の園舎が出来てからは、ここで集まるようになりました。各字の幼稚園の保育士さんが係を受け持って、お母さん方も分担を受け持って。手作りで飾りなども作りました。力仕事は、お父さん方にも協力してもらってという感じで。本番の運動会の前に、各園が集まって、合同の練習もしましたね。

沖縄の公立の幼稚園の運動会は、小学校と一緒にしょう。小学校の運動会のプログラムにひとつだけ、「かけっこ」が入っていて、終わったら、おしまいみたいな。でも幼稚園の合同運動会は、「かけっこ」もあれば、「玉入れ」もあって、沢山の子どもの出番があって、盛り上がりましたよ。お父さんやお母さん方も、自分の子どもの出番が多いと喜ぶでしょう。

奥原は、名護幼稚園会の実行委員会方式による合同運動会の開催であること、公立の幼稚園は小学校の運動会のプログラムのひとつに参加するが、幼稚園会主催の合同運動会は様々なプログラムに子どもや保護者、地域の住民の参加による行事であることを述べている。手づくり感のある合同運動会の企画は、園舎の大きい宮里幼稚園で話し合われた。

合同運動会の会場は、第6回までは名護小学校の運動場であり（第7回は不明）、第8～9回は大宮小学校の運動場、第10～38回は市総合グラウンド（第28回のみ屋内運動場）、第39回と第40回は大宮中学校、第41回は名護市ドームである。奥原は、名護小学校の運動場を借りての合同運動会後の出来事について次のように述懐した⁽⁸⁾。

ある年、名護小学校での運動会が終わって、どしゃぶりの雨が降ったもんだから、テントの片付けは翌日にしようということになったんですね。ところが、その日の夜に暴風が来て、テントが隣の名護中学校に飛ばされたりして、大変な状況。区長さんからの呼び掛けで、区長さんは園長さんでしょう。お父さん方も、全員、夜中に呼び出されて片付けをしたこともありました。また、ある年には、大宮小学校で運動会が終わって、保護者がきちんと片付けをして帰ったら、その日の夜も台風で、校庭の木の葉やゴミが散乱してしまって、また、呼び出し。大城恵美子さんと私と年配の人たち。若い人たちは、つかまらなくて。学校の運動場が散らかっていたんでは、体育の授業が出来なくて先生や子どもたちは困るでしょう。

名護市大南在住の宮城勝子（昭和18年生）は、1975年（昭和50）から大南の幼稚園の保育士として働き始め、大南を含めて7つの幼稚園による合同運動会を経験している。当時の合同運動会について次のように述懐している⁽⁹⁾。

大南に勤め始めた頃は、合同運動会に参加する幼稚園もそれほど多くはありませんでした。感心したのは、お母さん方が運動会の準備や手伝いに一生懸命であるし、お父さん方には力仕事などを頑張ってもらいました。その頃のお母さん方は専門が多かった感じはします。だから、幼稚園への協力もよくできたのでは、と思います。私たちは、子どもへの指導で大変なので、子どものトイレへの引率などはお母さん方の協力を得ましたね。とにかく、地域の協力も良かったです。小学校の運動場を借りる時にも、校長先生は、気持ちよく貸してくださいました。

各園の保育士さんも頑張っていました。運動会の準備や打ち合わせは、大南の場合、宮里幼稚園が近いのでそこで合流して準備をしました。その頃、7つの幼稚園がありましたので、いくつかのブロックごとに集まって準備をして、それから本番を迎えました。全体練習は一回程でしたが、本番は、多くの保護者も来て大変盛り上がりましたね。小学校の運動会並みに多くの人に参加しました。



第5回合同運動会（1975年、於：名護小学校、宮城勝子提供）

宮城の証言は、当時の字幼稚園の保育士を中心として合同運動会が企画され、その運営のためには保護者や学校の協力が得られたことが大きいことを意味している。また、近隣の字幼稚園が連携して準備と企画を行い、合同運動会を実施してきた。当時、宮城は大南幼稚園、奥原は宮里幼稚園で働き、共に地域教育実践としての合同運動会に参加していたのである。

4. 地域実践としての合同運動会の持つ意味

名護幼稚園会の合同運動会は、沖縄の日本復帰前年の1971年（昭和46）から始まり、2011年（平成23）まで続いた。合同運動会の企画と実施は、字幼稚園の保育士が主体的に担った。この地域実践は、個々の幼稚園（保育士）の交流と保育実践の検証につらなるものであり、名護町（現在の名護市）の幼児教育の保障の一角を字幼稚園が担い、その存在感を市民へア

ピールする場でもあった。また、同時に、旧名護町の字幼稚園の一体感を育む機会となったものとも考える。こうした合同運動会を契機とした保育士相互の交流は、その後の名護幼稚園会主催の「にんぎょうげき」の実践や保育に関わる学習会の実施につながるが、これらの詳細な検討については、今後の課題である。復帰前の字幼稚園、とりわけ、前身の公民館幼稚園は個々の集落で独自の活動が行われてきたが、本報告で述べたように、旧名護町内の字幼稚園が相互につながることで就学前の地域の子どもを支援していたことは特筆されるものである。

注

- (1) 『仲尾次豊年踊120年祭記念誌』2012年4月、p128。同『記念誌』収録の新聞記事の上部には、「沖縄タイムス 昭和63年ごろ」と記載されているが、正確には、「沖縄タイムス」の1979年9月26日付けである。
- (2) 「にんぎょうげき」は、名護市幼稚園会主催により実施された。奥原峯子所蔵の「第12回にんぎょうげき（平成3年12月13日）」の資料によると、10の幼稚園（大中、たんぼぼ、宮里、港、大南、大北、ひまわり、大西、東江、大東）の合同開催である。第1回は、1980年（昭55）12月22日、港公民館にて開催されている。「にんぎょうげき」は、平成3年まで開催されたが、その後の開催については、不明である。
- (3) 現在の名護市は、1970年8月1日、名護町、羽地村、久志村、屋部村、屋我地村の5町村が合併したものである。
- (4) 名護市企画部企画調整課編『名護市の統計（平成13年版）』平成14年3月、14～15頁。
- (5) 宮里幼稚園は2016年度（平28）末で閉園し、大南幼稚園は2017年度（平29）末で閉園した。宮里幼稚園の閉園の理由は、入園希望者が減少傾向にあったことに加えて、市教育委員会は、市内の公立幼稚園の入園対象を5歳児入園から4歳児入園まで拡大し、複数年教育・保育を導入したことによる（名護市教育委員会「名護市立幼稚園今後の在り方について（方針）」平成28年3月）。
- (6) 具志堅徹からの聞き取り（2017年4月10日、於：具志堅徹宅／名護市大東区）。
- (7) 奥原峯子からの聞き取り（2017年3月27日聞き取り、於：宮里公民館）。
- (8) 同上。
- (9) 宮城勝子からの聞き取り（2017年10月3日、於：宮城勝子の自宅／名護市大南）。

[本調査は、科学研究費補助金（課題番号：16K04560）による成果の一部である]

子どもの学びの場と居場所づくり —名護市の学習支援教室を通して—

嘉 納 英 明*

The place for the children can learn and socialize — Through the learning support class in Nago City —

KANO Hideaki

要 旨

名桜大学は名護市との連携事業として、生活困窮世帯の中学生に対して無料塾（学習支援事業）を運営している。この事業は、子どもの貧困対策として始まったものであり、2016年（平成28）からは、小学生対象の居場所づくりも開始した。中学生は支援教室を居場所として感じ取り、それが学習意欲の向上につながっている。また支援者の学生は、多様な生徒に対する様々な支援の在り方を模索しながら活動に参加している。教室の運営費は名護市の予算から充てられているが、小中学生の様々な社会体験、学外活動のために支出できる予算が十分確保できていないことや支援者である学生の確保については課題となっている。

キーワード：子どもの学びの場 居場所 学習支援

はじめに

沖縄県の北部地区に位置する名護市は、いち早く、社会的な弱者に対して地元の大学と共に取り組んだ自治体である。本稿は、私が勤めている名桜大学で、学生と共に市内の生活困窮世帯の中学生に対して無料塾（学習支援事業）を始めたきっかけと、この学習支援事業の実際、支援者である学生と生徒の学びの状況、そして支援教室の運営をめぐる諸問題について報告する。本学と名護市との連携事業は、2013年（平成25）から始まり、2018年度（平成30）は活動6年目を迎えている。支援教室は大学内に設けられ、運営費は名護市が負担している。

* 公立大学法人 名桜大学国際学群教授

1. いまも変わらない、沖縄の子どもを取り巻く状況

2006年(平成18)10月、私は大学教師として採用された。前職は、公立の小学校の教師であった。平成元年度から大学教師になるまでの17年余の間、沖縄の小学校の教室で600名を超える子どもたちを受け持ってきた。その間、沖縄の平均所得(一人当たり200万円前後)以上の中高所得階層の子どもが集まる国立の小学校の勤務を除けば、公立小学校においては、実に様々な困難を抱えた子どもたちとの関わりであったし、また格闘の日々であった。公立小学校の勤務は4校経験したが、いずれの学校でも受け持ったクラスの子ども30数名のうち、1/4~1/3は準要保護世帯・要保護世帯であり、母子家庭、父子家庭の子どもも少なからず在籍していた。両親のもとで生活をせず、祖父母の元で暮らしている子、父親から小遣いを渡され、数日、小学生の兄と妹の2人だけの生活を送る子、幼少の頃、母親が失踪し、2人の兄も少年院と鑑別所に入り、父親の虐待の中で生活をしている子⁽¹⁾、親と学校に反発し家出を繰り返す子⁽²⁾、中学進学後、無免許で乗用車を運転して事故を起こし亡くなった子、黒人米兵と沖縄女性との間に生まれ、差別といじめの中で自身の存在そのものを否定する子など、関わってきたこれまでの子どもの生活をめぐる状況は一樣に括れるものではなかった。戸籍上は離婚し母子家庭となり生活保護を受けている母親がいたが、家庭訪問では(元)夫とこれまで同様同居していた事例もあった。親の収入が安定している子どももいたが、沖縄県の平均所得或いはそれ以下の子どもたちが半数以上を占めていた。給食費や学級徴収費の支払いを滞る世帯も少なくなかった。彼(女)らは、小学校卒業後、中学へ進むが、学校では荒れ、学校(教師)不信、学業不振、不登校になり、高校進学を諦め、社会へ放り出された。10代後半で子どもを持つ女性も多い。昼と夜の仕事を掛け持ちし、自身の身体を切り刻むようにしてその日を生きている者もいる。

2016年初春、子どもの貧困率16.3%(全国平均)を超える29.9%の数値が沖縄県の実態として公表された。驚きはしたが、上述したこれまでの子どもの姿からすれば、その数値は納得できるものであった。私と同様に、生活困難な家庭や子どもと接してきた教育関係者、福祉関係者の多くは、29.9%の数値と現実の子どもの重なりを実感したにちがいない。そうすると、私が教師として歩み始めた最初の子どもの出会いの子どもから20年以上の月日が経っているが、子どもをめぐる状況は好転をみせることなく、むしろ、年々、厳しさを増してきたのではないかともいえる。学生時代、仲間3人と学習塾を立ち上げ、生活困難であるという証明書を提出すれば(例えば、所得証明書の提出)、授業料の半額又は全額を無料にした。これは、当時の子どもの置かれている状況をおもんばかっての我々の試みであったが、子どもをめぐるいまの状況は、当時と比べてもとても改善されているとは思えない。ちなみに、この学習塾は底辺層の子どもの支援に目が行き過ぎたため、経営は上手くいかず、一年で潰れた。

話は変わるが、1972年(昭和47)の沖縄の日本復帰以降、日本政府は莫大な予算を沖縄に投下し、いまでも沖縄振興策が推進され、その結果として今の沖縄の状況がある。平均所得が全国最低であり、しかも低所得者層が堆積しているという指摘もある一方⁽³⁾、沖縄にお

いても確実に格差社会が進行しているという見方もある。

格差の中を生きる、その底辺の子どもとどのようなつながりができるのか、彼（女）らと関係性を構築しつつ、大学人としてどのような支援活動が可能であるか、という課題意識を持ちつつ、本稿では、学生の力を活かした地域活動の歩みを報告する。

2. 子どもの支援事業を始めることになったわけ

私が、子どもの貧困対策について課題意識をもって取り組み始めたのは、7年程前のことである。大学の市民向けの公開シンポジウムがひとつの契機であった。このシンポジウムは「貧困と格差」をテーマとするもので、当時の研究者仲間であった文化人類学者の音頭取りもあって、期待以上の市民の参加者であった。翌年、学内の予算を活用しての学際的研究プロジェクトを受け、学習会を重ね、再度、シンポジウムを開催した。沖縄でも、貧困問題がクローズアップされ始めている時期とあって、名護市の市民会館で開催した研究報告会は参加者であふれかえった。その際、報告会で登壇した市役所福祉関係職員は、生活困窮世帯の増加と不登校の実態、ニート層の堆積について語り、これらの改善のためにも、行政と地域の大学が協働的に子どもの支援活動が出来ないかと問題提起した。近年、大学は、地域との関係性を問われ、大学の地域貢献が期待されている中であって、行政からの提案を真摯に受け止める必要があった。またすでに、市役所社会福祉課との調整の上、一部の被生活保護世帯の小中学生への学習支援として学生を派遣していた。場所は、社会福祉施設や市役所の一室である。こうした取り組みを組織的に行うことが出来ないか、というのが市からの提案であった。つまり、市街地での個別の学習支援を、大学の教室でまとめて支援していくことの方角性が出されたのである。

学生事情をみると、本学の場合、親からの仕送りなしで生活している者も少なからず在籍し、彼（女）らは奨学金とアルバイトで生活費と授業料を稼いでいる。学生は生活費を稼ぐのに忙しいため、支援活動の場が大学内にある方が協力を得やすい。また、県外出身の学生は運転免許を持たず、又は所持しても車を所有していない者も多い。それでは、子どもの支援場所までのアクセスは難しい。こうした様々な状況を考慮して、市街地の施設で複数実施していた支援活動を、大学の教室にまとめ、事業として実施することになった。だが、一方の支援を受ける中学生にとって、市街地から離れ、高台にある本学までどのようにしてアクセスするのかという問題が生じた。最終的に、名護市は、生徒の交通手段としてバスを運行し、市内を巡回して生徒を乗せ、大学まで送り届ける方法を採用したのである。

3. 支援活動の実際

2013年（平成25）5月、大学内の教室で、名護市学習支援教室（第一教室）を開設した。教室使用に伴う光熱費は大学が負担し、中学生の送迎バスは名護市社会福祉課保護係の予算である。週3回、1日2時間の活動である。学生は、1回の活動につき、時給700円の謝金

が教育委員会の予算から翌月学生口座に振り込まれる。有償のボランティアである。有償の学生ボランティアについて議論はあろうが、少なくとも本学の2,000名の学生のうち、約4割が保護者からの仕送りなしで奨学金やアルバイトで生計を立てている実態からすれば、無償のボランティア活動は難しい。

当初、市内の被生活保護世帯の中学生を対象に実施したが、毎回、一桁の生徒の参加数であったため、準要保護世帯の中学生まで拡大した。また、毎年、スポーツ・レク集会のほかにも、学外の助成金に申請し、これを活用しての大学生と中学生の平和学習旅行を企画実施してきた（「図表1. 学外の助成金取得状況」参照）。幸運にも、これまでのところ、毎年、助成金の交付を受けている。申請書類の準備は、支援教室の顧問である私の主要な業務である。一泊二日という短い学習旅行であるが、支援教室外での大学生と生徒とのふれあいは、旅行後、関係性が一層深まる契機となっている。

図表1. 学外の助成金取得状況

	年度	助成金名と助成額	学習旅行先
1	2013年度	全労済地域貢献助成事業（300千円）	沖縄県平和祈念資料館、他
2	2014年度	大和証券福祉財団（300千円）	沖縄県平和祈念資料館、他
3	2015年度	おきぎんふるさと振興基金（700千円）	沖縄県平和祈念資料館、他
4	2016年度	沖縄こども未来プロジェクト（210千円）	沖縄県平和祈念資料館、他
5	2017年度	コープおきなわボランティア団体援助金（50千円） 金秀青少年育成財団助成金（192千円）	伊江島の戦跡、他

ではここで、学習支援の日を描写してみよう。

週3回、月、水、金の午後6時に、本館前のバス停留所に、中学生を乗せた送迎バスが到着する（写真①）⁽⁴⁾。支援の学生は、5分前に停留所に集合し、中学生を受け入れる。バスから降りた中学生は、学生の引率で教室まで徒歩で向かう。バス停から教室まで約200m。途中、教室まで、階段を昇りながら、学生と中学生の他愛のない会話が続く。

支援教室は、大学の多目的ホールの2階の一室である。扇方の教室の広さは、小学校の教室の1.5倍程度である。専任の事務員の事務室と支援学生のミーティング室は、衝立で支援教室と区切られている。事務室・ミーティング室は、パソコン数台、コピー機、電話、事務関係用品、印刷用紙等の消耗品がある。学生の支援活動のシフト表が目立つ（写真②）。活動日毎に学生の氏名が記され、前もって学生の配置を決める。シフト表は、支援室にも掲げられ、中学生も学生の名前がわかるようになっている。支援室は、3人掛けのテーブルと椅子が準備され、20数名はゆったりと座れる空間である。パソコンとプロジェクターも常設され、高校受験用の問題集・参考書もそろっている（写真③）。単語カードや世界地図等の学習材のコーナーもある（写真④）。これらの学習材は、生徒と学生の要望を受けた事務員が発注している。支援室のテーブルと椅子を除き、全て、名護市からの委託費でリース又は購入したものである。

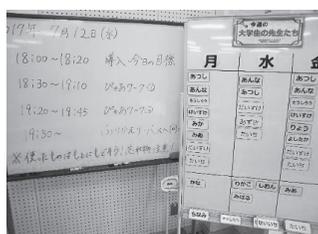
支援教室は、当初、中学1年生から3年生まで使用していたが、受講生が増えたこともあって、中学1年生と2年生が活用し、3年生は別棟の大学の教室で活動が行われている。中学3年生は、高校受験があるため、別教室での学習がよいとの学生の判断である。したがって、支援学生も、中学1～2年生と3年生の対応に分かれる。毎回、1～2年生は15～20名程であり、3年生は10～15名程である。支援学生は、主に教職を履修している学生であるが、近年は、そうではない学生も協力している。現在、教室長と副教室長を含め、17名の登録学生である。学生事情（アルバイト、授業、就職活動等）により、個々の学生の支援活動日は、一様ではない。毎回、支援活動が出来る学生もいれば、週1回のみ学生もいる。

中学生が着席すると、個々のファイルが配布される。その日の振り返りの記録であり、授業後、学生の一言が添えられる。複数の中学校から通う中学生であるため、一斉に指導することは困難である。教科の進度も個人差も大きい。そのため、中学生自身が持参した課題に対して、個別指導を基本としている（写真⑤、写真⑥）。それぞれの課題に挑戦し、分からない所は学生に聞く。あるいは、学生は、机間を歩き、つまずきのある中学生へ声をかける。学生は、中学生全体へのかかわりを基本としているが、とりわけ、個別に関わる必要があるという特定の中学生には時間をかけて指導をする。40分～50分程の学習を終えると10分間の休憩時間である。月に1回程度、休憩時間に、おにぎりの支給がある。その後、さらに個別学習を進める。最後は、本日の学習の振り返りをシートに記入して終了。大学生と共にバス停留所へ向かう。

中学生を見送った学生は、支援教室に戻り、本日のミーティングを開く。中学生の学習状況や振り返りシートを参照しながら、中学生の事情を共有する時間である。



写真① 送迎バスの到着



写真② 学生のシフト表



写真③ 参考書等のコーナー



写真④ 学習材のコーナー



写真⑤ 学習風景



写真⑥ 学習風景

4. 支援者（学生）の学び

支援教室に通う中学生は、授業後の振り返りシートに、「数学で解きやすいやり方を教えてもらったから次も頑張る」、「単語の練習の後に、現在完了形が出来たからよかった」等と教室での活動を振り返っている。振り返りシートには、1～2行程度の生徒のコメントであるが、その時間の達成感を感じさせる表現が並んでいる。こうした支援教室に通う生徒について、支援者である学生は、心理的な居場所感が学習への高まりにつながり⁽⁵⁾、また、学生も生徒の学習意欲の高まりを感じ、生徒相互・学生と生徒間のコミュニケーション力の向上、不登校の生徒の居場所になっていることを実感している⁽⁶⁾。

ところで、支援教室は、学生と中学生との出会いと交流の場であり、相互に学び合う関係性を大切にしている。ここでは、特に支援者の学生はどのような学びを深めているのかを中心にみていく。

(1) 支援活動3年目の男子学生S

支援活動に関わって3年目の男子学生Sは、現在、教室長である。教室長は、支援活動全体の計画を担当の事務員や顧問と調整する役である。Sは、大学入学間もない頃から支援活動を行っている先輩の姿を見て、活動に参加したいと考えていた。Sは住職の息子であり、高校生頃からボランティア活動に従事していた。将来は、寺の跡取りであり、それまでに様々な経験を積みたいというのが口癖であった⁽⁷⁾。

1年の後期に支援活動の募集があつて、先輩2人から教職の授業で話があつて。その頃、バイトもサークルもしてなくて、自分のコミュニティをつくれる場がない感じで。すごい焦っていたんで、その話を聞いた時に、これは行くしかないな、と。活動を始めていくと、自分はどちらかという観察をしていくんですよね。この支援活動のコミュニティに染まっていくというのか、自分のポジションを確認していく感じで活動を始めますね。自分は1年生だったので、先輩たちが沢山いたので、とにかく、何でも学ぼうという感じで。真似できることは真似しようとする感じで。先輩方を見て模倣することから始めました。コミュニティというのは、自分にとっては、居場所のような意味ですね。

Sは、大学における自身の居場所を求めていた時期に支援活動との出会いがあり、それが活動を始めるきっかけとなっている。Sにとって、先輩との出会いは大きな意味を持つものであり、また、支援対象者の中学生との関わり方について多くを学んだと述べている。

中学生と接する姿勢と距離感についてずいぶんと学びましたね。高校の頃からボランティア活動をしてきましたが、これは子どもたちを楽しませるという内容でした。学習支援ではなかったですね。ここでの学習支援の場では、ただ突っ立っていたら、先輩方から注意されました。

ただ立っていると上からの視線になるからと。子どもの視線で接することが大切だから、しゃがみなさいと。学習支援では、個々の中学生が成長することが大切だから、どの中学生とも関わり、一定の距離感が大切だろうと。一部の生徒をひいきしてもいけないし、遠ざかってダメだし。一定の距離感でみんなと接することが大切だな、って考えている。こうした考えは、支援活動を通して自分自身が学んだことですね。

Sは、先輩からのアドバイスをもらいながら支援活動の姿勢として「距離感」を学び、中学生との実践的な関わりを通して、「経験知」を蓄積している。Sは、小学校低学年の頃、対人関係を構築することが困難でありまた寡黙であった、という。こうした経験をもつSは、いまでは、ボランティア活動で様々な世代との交流に積極的に参加し関係性を学んでいる。

(2) 編入女子学生M

沖縄出身の女子学生Mは、県外大学から本学3年次に本学へ編入した。県外の大学の在学時に小学校でのボランティア活動の経験があり、編入前から本学の学習支援活動については関心を示し、ホームページや大学案内から情報を得ていた。編入直後から活動に参加した。Mは、当初、困窮世帯の中学生への関わり方について不安を感じていたが、教室の中学生は、“フツの中学生”であることに安堵感を覚えた、という。自身の中にあった困窮世帯の中学生＝特別な環境の中学生像が払しょくされた、からだ語る。Mは、中学生と関わって次のように述べている⁽⁸⁾。

最初、困ったんですよ。中学生に「勉強しよう」といってもしないじゃないですか。それで、この子は、何に興味を持っていて、何が好きなのかということと話しながら、学習につなげるようにしたら、段々、取り組んでくれるようになりました。まず、この子のことを知らないとうまく進めることができないな、この子に近づいて、それから始めていく感じで。これに気づいたのは、活動を始めてから数か月が経ってからでした。中学生との関係が出来ていないときには、「とりあえず、やろうよ」という感じでしたが。県外視察で東京の居場所に行ったとき、そこのスタッフが「この子たちが、将来の何に興味を示しているのかを把握して、これとつなげて学習することの意味を考えさせてもいいのでは。」というアドバイスを頂きました。将来の目標というか、職業というか、将来についての中学生の関心と学習をつなげるようなことですね。目標もないのに勉強する意味は感じられないので、まずは、中学生の興味等を引き出しながら、学習をつなげていく感じがいいのかな、と。

学生Mは、中学生へ寄り添うことの大切さを経験的に学び取り、またキャリア教育の視点をふまえて支援活動に入ることに気づき始めている。学生S、学生Mも、多様な生徒に対する多様な支援の在り方を模索しながら、支援活動に参加しているといえるだろう。中学生と

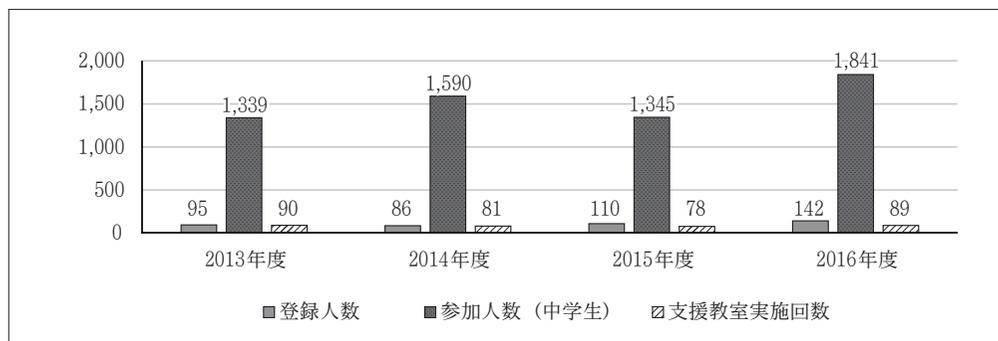
の関わりの中で、支援者である学生は、自己の持つ「中学生」像について実践を通して修正しつつ活動しているのである。また、学生の中には、発達障害や難聴の生徒に合わせた対応の仕方を学び、生徒の行動や考え方を考慮しながら生徒とかわることが出来たことを大きな収穫としてとらえている者もいた⁽⁹⁾。

5. 支援教室の運営上の諸課題

支援を受けた中学生の高校受験率、合格率、進学率はほぼ100%である。2013年度の県内自治体の被生活保護世帯の高校進学率が60~80%であるのに対して、学習支援を受けた場合の進学率が70~100%であったことから、貧困対策のひとつの方策としての無料塾（学習支援事業）の教育的な意義に対する理解は広がっている⁽¹⁰⁾。また、県内の子どもの貧困問題が深刻化するなか、居場所づくりが注目されている。こうした状況で、県や名護市の支援を受けて、我々の大学内の支援活動に加えて、2017年（平成29）からは、主に、小学生の居場所を目的にした第二教室を市街地に開設した⁽¹¹⁾。

ところで、第一教室の実施回数は、年間90回程度である（「図表2. 第一教室参加者数の推移（2013年度～2016年度）」参照）。支援教室に通いたい生徒（登録人数）は増加傾向であり、学習支援の実実施回数増について保護者・生徒から要望が出ているが、学生ボランティアの人数確保の難しさ、送迎バスに係わる予算の都合により、年間回数を増やすことがなかなか出来ない状況である。

図表2. 第一教室参加者数の推移（2013年度～2016年度）



2017年度（平成29）は、支援教室の開設から5年目を迎え、学内外での大学における支援教室の認知度は広がった。一方で、教室の運営上の課題もあり、特に、人件費を含めた予算の執行に関わる課題と支援学生の確保に関する課題の2点に焦点を絞って報告する。

(1) 教室の予算と事務員配置に関すること

現在、支援教室の運営費は、名護市社会福祉課と子ども家庭部からの支出であり、学生の謝金は、教育委員会からの予算が充てられている。教室開設の2013年度（平成25）は、社会

福祉課（運営費）と教育委員会（謝金）の予算であり、2016年度（平成28）からは、市街地に開設した第二教室の運営のために市子ども家庭部の予算も上乘せされている。その内訳をみると、バス運行費、人件費（運転士、事務員雇用）の占める割合が6割、消耗品・旅費等関係は約4割であり、直接、学生や中学生の活動に使える予算は少額である。つまり、様々な社会体験、学外活動のために支出できる予算が十分確保できていない。そのため、先述したように、毎年、学外のボランティア活動団体向けの助成金を申請し、獲得、これらを学習旅行の費用に活用している。

支援教室の円滑な運営のためには、学外機関との調整や学生確保・配置、バス運行の調整等を担う事務兼コーディネーターの役割は重要である。この職員がいないと支援教室の運営は成り立たない。2017年度（平成29）から、事務員の安定した長期雇用のため（大学の非正規職員の場合、最長3年間の雇用が限界である）、大学雇用からNPO雇用に切り替えた。これにより、学習支援事業が継続される限り、事務員の雇用が可能になった。現在、事務員は2名体制である。

（2）支援学生の確保と研修会に関すること

支援教室の要は、学生である。支援活動に従事している学生の経済状況もけっして豊かではない。学生の授業やアルバイト、サークル活動等をしながらのボランティア活動には頭が下がる。2017年度（平成29）からは、時給700円の支給になったが、それまでは、1日2時間の対価は1,000円であった。学生は、中学生への支援の意義を見出し、彼（女）らと共に時間を過ごすことにやりがいを感じている。大学1年生も複数名入り、早速、活動に参加している。しかし、生活費を優先させたい学生にとっては、時給の上がる夕方以降の支援教室での活動は敬遠されがちである。

日常的に、市役所の福祉課職員や子どもの支援員が教室を覗き、時々、学生と共に支援活動に従事している。市役所のスタッフと学生の情報交換会は、年3回程、開催され、支援教室における生徒の状況、学校での様子、高校進学等に関する情報が共有されている。また、予算を活用しての県内外視察も実施している。2016年度は、石垣島の学習支援事業について、石垣市役所職員の説明を受け、市内の支援事業を見学した。

おわりに

内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業効果測定アンケート結果報告（2017年6月20日公表）」をみると、居場所に通う子どもの高校や大学への進学意欲の向上がみられること、自己肯定感の向上が上昇していること、親以外で相談できる大人が形成されているとの報告があり、「居場所に来て良かったと思うか」の問いには約9割の子どもが好意的に評価している。本学の学習支援教室も、中学生への学習支援を主たる目的としているが、居場所的な役割も果たしていることは、本論の中でも触れたとおりである。中学生のホッと出来る場所と異年

齢の大学生との交流、そして様々な学びの場が展開できる事業は益々大切なことだと思われる。2016年に開設した小学生向けの第二教室と連動しての子どもの居場所と学びの場をより一層充実したものになるように、学生や関係者と共に進めていきたい。

<注及び引用文献>

- (1) 拙著「学級の子どもと『心のノート』を付き合わせて考える」(柿沼昌芳編著『「心のノート」研究』批評社、2003年、所収)。
- (2) 拙著「小学生の問題行動 学校に背を向ける子らの苦悩」(『月刊 母と子』母と子社、1991年、所収)。
- (3) 安里長従「貧困雇用 沖縄経済を読み解く」(「琉球新報」2017年5月27日)。
- (4) 送迎バスと運転手は、大学と委託契約をしている市内のNPO法人によるものである。名護市学習支援教室の予算は、市役所から大学に委託されているが、送迎バスと運転手の人件費についてはNPOへ再委託している。
- (5) 城戸海輝『「名護市学習支援教室びゅあ」の中学生にみる学習支援の心理的効果～ソーシャルサポートと心理的居場所感と自己調整学習方略の関係性～』『2015年度名桜大学国際学群卒業論文』)。
- (6) 石井恒之介の報告「子どもの貧困問題と学生の地域貢献」(「名護市学習支援教室びゅあ学習会」2016年4月14日、於：名護市中央公民館)。
- (7) 2017年7月24日聞き取り、於：名桜大学。
- (8) 2017年8月2日聞き取り、於：名桜大学。
- (9) 前掲、石井恒之介の報告「子どもの貧困問題と学生の地域貢献」。
- (10) 名護市学習支援教室びゅあ編『中学生の学力保障と居場所づくり一名護市学習支援教室びゅあ／2年間の軌跡一』(非売品)2015年、72頁。
- (11) 第二教室は、週2回、一回2時間の活動である。小学生は徒歩又は保護者の送迎で来室する。同教室の予算は、市役所の子ども家庭部の予算である。また、この教室の設立の背景には、昨今の子どもの貧困問題が社会問題化し、その対策事業として、沖縄コンソーシアム大学が「子どもの居場所学生ボランティアセンター」(以下、「ボラセン」と略)の設立と関係している。ボラセンは、県内の子どもの居場所に学生をボランティアとして派遣する組織として設立され、学生の派遣は、ボラセンとの協力によって進められている。ボラセンの設立の経過については、拙著「沖縄の子どもの貧困問題について考える一近年の貧困対策をめぐる動向一」(日本子ども社会学会『子ども社会研究』第23号、2017年、所収)参照。

本稿は、第2回基礎教育保障学会(2017年9月3日、大阪教育大学天王寺キャンパス)の「実践報告」の部会で発表した原稿に加筆したものである。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、以下のメールアドレスにメールにて提出とする。

E-mail : chicken@okinawa-u.ac.jp

5. 原稿の締め切り

毎年、6月末日及び12月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 問い合わせ先

〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所
(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語

原則的に日本語または英語とします。

2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ

(1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

(2) 要約

和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。

英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。

(3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。

(4) 原稿の種類と長さ（和文）

400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。

- ・「論文」：40～70枚（16,000～28,000字）+要旨（150字）+要約（600字程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚（8,000～20,000字）+要旨（150字）+キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚（8,000～12,000字）+要旨（150字）+キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚（4,000～8,000字）+要旨（150字）

(5) 原稿の種類と長さ（英文）

- ・「論文」：7,000語以内+要旨（40語）+要約（200語程度）+和文要約（1,200～2,600字程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内+要旨（40語）+要約（150語程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内+要旨（40語）+要約（100語程度）+キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内+要旨（40語）

4. 書式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

(1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。

- ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
- ・余白：上下左右すべて20mm
- ・行数×文字数：40×40（1,600字）
- ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）

(2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。

- (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。． 。（ ）＝ などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英語	
表題 ①日本語 ②英語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 _____ 氏名： _____ Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

（注）原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールで提出する。

問い合わせ先：〒902-0075 那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 No.21

編集委員長
発行日
発行

島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)
2018年4月
沖縄大学地域研究所
〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本

株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. 21

